

# 平成16年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成17年10月25日  
開会 9時57分 閉会 17時13分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者
- ① 委員 (19名)
- |          |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江   | 2 中橋友子  | 3 野原恵子  | 4 牧野茂敏  | 5 前川敏春  |
| 6 助川順一   | 7 堀川貴庸  | 9 小田良一  | 8 乾 邦広  | 10 前川雅志 |
| 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 | 16 中野敏勝 |
| 17 永井繁樹  | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 21 瀨瀨太郎 |         |
- ② 委員長 杉山晴夫
- ③ 説明員
- |                 |             |              |
|-----------------|-------------|--------------|
| 町 長 岡田和夫        | 助 役 西尾 治    | 収 入 役 金子隆司   |
| 教 育 長 高橋平明      | 代表監査 市川富美男  | 監査委員 大野和政    |
| 総務部長 菅 好弘       | 企画室長 佐藤昌親   | 民生部長 新屋敷清志   |
| 経済部長 中村忠行       | 建設部長 高橋政雄   | 教育部長 藤内和三    |
| 札内支所長 本保 武      | 総務課長 菅 好弘   | 企画参事 羽磨知成    |
| 企画参事 飯田晴義       | 町民課長 田村修一   | 税務課長 前川満博    |
| 保健福祉センター所長 久保雅昭 | 糠内出張所長 中川輝彦 | 監査事務局長 森 広幸  |
| 農林課長 増子一馬       | 商工観光課長 熊谷直則 | 土地改良課長 角田和彦  |
| 施設課長 小野典昭       | 水道課長 橋本孝男   | 会計課長 鎌田光洋    |
| 農業委員会事務局長 飛田 栄  | 経済部参事 古川耕一  | 商工観光課主幹 増子芳一 |
| 町民課主幹 金曾勇一      | 農林課場長 大澤 要  |              |
- ほか、関係係長及び係
- ④ 職務のため出席した議会事務局職員
- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 局長 堂前芳昭 | 課長 横山義嗣 | 係長 國安弘昭 |
|---------|---------|---------|
- 4 審査事件 平成16年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

# 議事の経過

(平成 17 年 10 月 25 日 9:57 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(杉山晴夫) ただいまより、平成 16 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開催いたします。

審査に入ります前に、委員長として一言ご挨拶を兼ねて、お願いを申し上げたいと思います。

本特別委員会は第 3 回定例会において設置され、不肖、私が委員長の重任を果たすことになりました。

不慣れではありますが、与えられました職責を全うしたいと思いますので、委員各位におかれては、決算審査の重要性をご理解いただき、委員会の運営につきましては、最小の日数で最大の効果を挙げることを念頭に置かれて審査くださるよう、特段のご協力をお願い申し上げます。

次に、審査の方法についてご確認させていただきます。

まず、決算にかかわります資料並びに総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1 款議会費から順をおって、13 款予備費まで審査をしてまいります。

その後に歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたしたいと思っております。

質疑に当たっては一括し、必ずページ番号、目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者が発言を終えた後、「関連」と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第 1 号、平成 16 年度幕別町一般会計決算認定から、認定第 9 号、平成 16 年度幕別町水道事業会計決算認定までの、9 議件を一括議題といたします。

最初に、お手元にお配りしております決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思っております。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(菅好弘) お手元に配布いたしております決算資料に基づきまして、平成 16 年度の概要について、ご説明いたします。

資料の 1 ページをご覧いただきたいと思います。

第 1 表、平成 16 年度決算の状況についてであります。

はじめに、歳入ですが、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は、平成 16 年度につきましては 123 億 8,751 万 8,000 円となりまして、前年比では 6.1%の減となっております。

一方、特別会計の決算額は 84 億 4,298 万 2,000 円で、前年比 6.5%の増となっております。

歳入合計でありますけれども、前年度と比較いたしまして、額で 2 億 9,482 万円の減、率では 1.4%の減となっております。

次に歳出です。

一般会計の平成 16 年度決算額は 122 億 6,147 万 9,000 円で、前年度と比較いたしまして 6.1%の減であります。

特別会計決算額は 83 億 8,561 万 6,000 円で、前年比 6.3%の増となっております。

歳出計の決算額の増減では、前年比 3 億 624 万 9,000 円の減、率で 1.5%の減となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額でありますけれども、9 ページをご覧いただきたいと思います。

9 ページの下の表、第 8 表にありますように、国民健康保険特別会計から個別排水処理特別会計まで

七つの特別会計の決算額等をそれぞれ載せてあります。

合計いたしますと、C欄の支出済額の計にありますように、83億8,561万6,000円で、先ほど説明いたしました決算額になります。

なお、公営企業会計であります水道事業会計につきましては除いております。

次に、10ページをご覧くださいと思います。

特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして、概要を掲載しております。各会計とも前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をいたしております。

後段の方の歳出決算額につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと1億1,381万4,000円の減、率にいたしまして4.8%の減となっております。

老人保健拠出金の減が主な要因であります。

(2)の老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと2,248万4,000円の増、率では0.9%の増となっております。

この会計の主な歳出は医療諸費であります。

なお、歳出に対する歳入不足額が2,859万3,000円出ておりますが、これにつきましては翌年度歳入からの繰上充用で対応しております。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと6,638万円の増、伸び率6.3%であります。

これは認定者の増に伴う保険給付費の増によるものであります。

(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと1億1,605万円の減、率にいたしまして51.2%の減であります。

減額の主な要因といたしましては、新和浄水場の改修事業等の終了によるものであります。

次に11ページになりますけれども、(5)公共下水道特別会計の歳出決算額であります。前年度と比較いたしますと6億6,245万6,000円の増、率にいたしまして44.5%の増となっております。

増額の主な要因は、雨水及び污水管新設工事など建設事業費の増が主なものであります。

(6)の公共用地取得特別会計の歳出決算額につきましては、前年度決算額とほぼ同額となっております。

内訳は平成11年度に借入れいたしました起債の償還利子であります。

(7)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと2,476万9,000円の減、率にいたしまして13.2%の減で、排水処理施設整備工事費の減が主な要因となっております。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、2ページの方にお戻りいただきたいと思います。

第2表、平成16年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から4行目をご覧くださいと思います。

歳入歳出決算額の差引額ということになりますが、1億2,603万9,000円の歳計剰余金が生じております。

この剰余金の処分につきましては、このページの中ほど、11行目から説明を記載しておりますのでご覧を頂きたいと思います。

歳入総額123億8,751万8,000円に対しまして、歳出総額は122億6,147万9,000円であり、歳入歳出差引額1億2,603万9,000円が歳計剰余金ということになります。

このうち、翌年度への繰越明許費にかかります繰越財源が404万3,000円ありますので、その額を差し引いた残り1億2,199万6,000円が平成16年度の実質収支額になります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定によりまして、歳計剰余金の処分として財政調整基金に7,000万円を積立をいたしております。

残りの5,199万6,000円が翌年度への繰越金となります。

次に歳入であります、3ページをご覧くださいと思います。

第3表、一般会計歳入決算額に、1款の町税から22款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されておりますが、C欄の歳入済額の計の欄にありますように、123億8,751万8,000円が平成16年度一般会計の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1番の町税、13番の分担金及び負担金、14番の使用料及び手数料がありますが、これを合計いたしまして4,766万7,000円となっております。

また、歳入未済額につきましては、合計で2億7,934万6,000円となっております。

次、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページに今申し上げました歳入の構成比が円グラフで表されております。

構成比の中で一番大きなウェイトを占めておりますのは地方交付税で39.8%、以下、町税では17.5%、町債が12.9%、諸収入が7.0%、国庫支出金が5.2%といった構成になっております。

次に、その下の第4表、財源の構成比と伸率をご覧くださいと思いますが、主なものにつきまして、平成15年度の決算と比較した伸率でご説明をいたします。

ここで表中の訂正をお願いしたいと思います。

1番目、町税の伸率の欄にありますけれども、4.8%の前に三角を付していただきたいと思います。

大変申し訳ないと思います。

それでは説明を続けさせていただきます。

1番目の町税では、前年比4.8%の減ということになっております。主な内訳につきましては、町民税の個人が道内景気に依然として回復の兆しが見えず、給与収入の減少に加え、平成15年度に大幅な増収となった農業所得も例年並みとなりましたことから、全体で13.9%の減となっております。

また、固定資産税は札内地区での住宅新築の増などから、1.1%の増などという内訳になっております。

4番配当割交付金と5番株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成15年度税制改正により新設されたものであります、道に納入されました額に相当する額の3分の2が交付されたものであります。

11番の地方交付税は前年比7.4%の減、額で申し上げますと3億9,424万3,000円の大きな減となっております。

15番の国庫支出金は前年比25.5%の増で、これは公営住宅建替事業国庫補助金の増及び札内駅南北線交通安全施設等整備事業国庫補助金の増などによるものであります。

16番の道支出金につきましては前年度37.9%の減、額にいたしまして3億539万2,000円の減となっておりますが、これは農業生産総合対策事業補助金、介護保険関連サービス基盤整備事業補助金が減となったものであります。

19番の繰入金に対しましては前年比257.8%の増となっております。これは主に財政調整基金からの繰入金の増によるものであります。

21番の諸収入につきましては前年比47.1%の減となっておりますが、主に都市計画街路事業受託事業収入の減によるものであります。

以上、主なものについて申し上げましたが、これらの内訳等の説明につきましては、前ページ3ページの①町税から5ページの⑥町債まで記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

6ページになります。

6ページに第5表、平成16年度目的別歳出決算額を掲載しております。

1款議会費から13款予備費まで。予算現額から不用額まで、それぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましてはB欄支出済額の計の欄にありますように、122億6,147万9,000円ということになっております。

この中で、構成比が最も高いのは、11款公債費の23.6%、額では28億9,373万6,000円。

続きまして、8款土木費の16.8%、3番が12款職員費の15.5%、4番が民生費の12.2%、以下、5番が教育費、6番が農林業費という順番になっております。

次に、7ページをご覧くださいと思います。

7ページに第6表、性質別歳出決算があります。この表につきましては、ただいま申し上げました歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費が前年との比較増減で2.1%の減であります。このうち、職員給につきましては1.8%の減ということになります。

なお、表には載っていませんが、ラスパイレース指数でありますけれども、平成14年度が98.8、平成15年度が99.7、平成16年につきましては98.4ということになっております。

次に、4の扶助費であります。前年比11.4%の増、7の積立金であります。94.0%の減、額にいたしまして8,108万8,000円の減であります。一番下の10、投資的経費でありますけれども、32.2%の減、額にいたしまして9億5,568万2,000円の減となっております。

内訳といたしましては、普通建設事業費の補助事業費が4億7,065万6,000円の減、これは札内南大通街路事業並びに明野スキー場リフト整備事業の減によるものであります。

単独事業でも4億821万7,000円の減となりましたけれども、家畜ふん尿処理施設整備事業並びに豊岡ごみ処理適正閉鎖事業料の減などによるものであります。

また、災害復旧費といたしましては、大きな災害もなかったことから支出がありませんでした。

以上が一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成16年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては、別冊にありますので、お手数でありますけれども、一般会計の歳入歳出決算書をお出しいただきたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算書の最後の366ページに掲載しておりますので、ご覧を頂きたいと思っております。

下の表、平成16年度基金運用状況増減表になりますけれども、奨学資金積立基金から介護給付費準備基金まで13の基金があります。

それぞれ一番右側の額が平成16年度末の現在高となります。

次に、合計欄をご覧くださいと思いますが、現金が29億5,416万3,000円、不動産が2億6,438万2,000円となっております。これを合算いたしました基金総額であります。32億1,854万5,000円で、前年度と比較いたしまして2億2,239万7,000円の減ということになっております。

この中で主な基金を申し上げますと、上から2番目の財政調整基金であります。前年度との比較では、2,998万円の減の9億804万円ということになっております。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました平成16年度の決算剰余金からの積立金が7,000万円ありましたけれども、その7,000万円については含まない額ということになっております。

3段目の土地開発基金につきましては、現金・土地合わせまして5,000円増の4億8,596万円、その四つほど下の減債基金になりますが、1億8,234万6,000円の減、9億1,340万円、その下の福祉推進基金が129万5,000円の増、4億3,609万5,000円となっております。

それから、図書館図書整備基金につきましては35万円の増、河川緑化整備事業基金は106万8,000円の減、酪農振興基金につきましては179万円の減、保険給費準備基金は887万6,000円の減などとなっております。

今、申し上げました基金のうち、既に17年度予算におきまして、財政調整基金の方から2億8,000万円、地方債の償還財源といたしまして減債基金から約3億5,077万8,000円など、総額といたしまして6億3,537万円ほどを取崩して、一般会計に繰入れをいたしているところでもあります。

今後の財政運営上、これらの基金の活用につきましては、十分留意をしていかなければならないものと思っております。

次に、資料の方にお戻りいただきたいと思っております。

12ページをご覧くださいと思います。

12 ページの中ほどに、第 9 表、一般会計財政状況として、各種指標等を表した表があります。

表の下から 3 行目に財政力指数、公債比率、次に起債制限比率を掲載しておりますので、ご覧を頂きたいと思えます。

まず、財政力指数につきましては、数値が 1 に近く、1 を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政に弾力性があるわけでありませけれども、本町の財政力指数につきましては、平成 14 年度は 0.288、平成 15 年度は 0.299、平成 16 年度には、この表にありますように 0.316 となっております、0.017 ポイント増とわずかでありませけれども上がっております。

ただ、この増分につきましては、地方交付税の大幅な削減による影響があるものと考えておりませ、財政状況は引き続き厳しい状況にあるものと考えております。

次に、公債比率について申し上げますと、平成 14 年度が 23.8、平成 15 年度 24.6、平成 16 年度はこの表にありますように 26.3 となっております。少しずつ上がってきている状況にあります。

この公債比率が一般財源に占める地方債償還費の割合でありませ、比率が高くなるほど財政硬直化につながると言われております。

また、地方債の借入れになりませの目安となるものに、起債制限比率があります。

本町の起債制限比率は、平成 14 年度が 12.8、平成 15 年度は 13.3、平成 16 年度はこの表の一番下にありますように 14.3 となっております。

この起債制限比率であります、一般的な目安といたしまして 14%が警戒ライン、20%を超えませと新たな事業に対する起債許可が下りないという危険ラインになっております。

本町におきませは、平成 4 年度以降の各種の大型事業実施に伴いませ、多額の起債を借入れいたしましたことから、平成 16 年度に起債償還のピーク時を迎えませ、償還額が 25 億円近くになりました。比率は 14%を超えた状況となっております。これらの対策といたしましては、起債借入れの抑制、又は借入れする場合にはできるだけ交付税措置がなされる優良な起債の借入れ、さらには自主財源の確保に視点を置きながら、住民サービスの低下にならないように財政運営を行っているところであります。

また、17 年度以降、起債償還額が減少に転じますことから比率も下がるものと考えております。

次に、15 ページをお開きいただきたいと思えます。

第 12 表、地方債の状況であります、ただいま申し上げませ地方債の残高が一覧表となっております。表の一番下の計の欄で、右から 3 列目が地方債の総残高となりますけれども、差引現在高 200 億 1,633 万 7,000 円ありますが、これは前年度と比較いたしまして、7 億 3,593 万 1,000 円の減となりませ、7 億円以上の減少をいたしてあります。

次に、16 ページ、(2)につきましては、この地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載した表であります。

左の利率別内訳という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しております、一番右欄の 5%超につきませは、合計が 8 億 4,386 万 1,000 円で、率にいたしますと全体の 4.2%ということになります。

したがいませ、残りの 95.8%が 5%以下の借入利率ということになります。

これは過去に行いませ高利率の銀行縁故債の繰上償還あるいは近年の低金利によるものであります。

次に、17 ページ、第 13 表をご覧いただきたいと思えます。

債務負担行為の状況であります。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。17 年度以降、支出予定欄でありますけれども、一般財源分というところで債務負担の合計額が 19 億 240 万 6,000 円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1 番の物件の購入のうち、(1)の建造物の購入に係る債務負担といたしましては教員住宅などがあります。

(2)その他の物件は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、一番大きなものは、3番その他にあります19億4,691万1,000円ですが、これは公団営、国営などの土地改良事業に係る償還金の債務負担が主なものとなっております。

このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金あるいは農業関係の利子補給金の債務負担等がこの数字に含まれております。

これにつきましても、地方債同様今後の財政運営の中では、債務負担の取扱いについて十分留意をしていかなければならないものと考えております。

次に、18ページをご覧いただきたいと思っております。

18ページでは、第14表といたしまして、各款における節ごとの決算額を載せてあります。

次に、19ページ、第15表になりますけれども、団体等に対する各種負担金・補助金・交付金の一覧といたしまして、次の20ページまで載せております。

次に、21ページから最近5カ年における款ごとの比較を、一般会計から特別会計についてそれぞれ29ページまで掲載しております。

次に、30ページからになります。平成16年度の主な施策の成果としてまとめております。

31ページの議会活動以降、最終の94ページまで、各項目にわたる主な施策につきまして、具体的な数字等を含めて掲載しておりますので、ご参照をいただければと思います。

以上で決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（杉山晴夫） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） なければ、これより認定第1号、平成16年度幕別町一般会計決算、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、1款議会費につきましてご説明申し上げます。

112ページをお開きいただきたいと思っております。

1款議会費、1項議会費、予算現額9,710万3,000円に対しまして、支出済額9,657万9,305円であります。議員報酬ほか議会だより印刷費、会議録作成委託料、各種議会運営に係る費用であります。

なお、議会活動内容等につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の31ページに記載のとおりであります。

以上で議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 1款議会費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

116ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額3億9,192万9,000円に対しまして、支出済額3億7,481万2,869円であります。

1目一般管理費の4節共済費及び7節賃金は、事務補助及び宿日直業務の臨時職員に係る費用であります。

11 節需用費は、法令等追録代、参考図書、事務用消耗品及び庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

118 ページになります。

12 節役務費につきましては、郵便料、電話料が主なものであります。

13 節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料、分煙に伴います空気清浄機保守点検委託料、訴訟に係る弁護士委託料などであります。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成 16 年度は 10 件であります。

14 節使用料及び賃借料は、複写機借上料、給与人事管理システム借上料などであります。

細節 7 の空気清浄機借上料につきましては、庁舎内の各階及び出先機関等の計 12 カ所に設置をいたしております、平成 13 年の 11 月から分煙を行っております。

120 ページになります。

2 目広報広聴費の主なものにつきましては、需用費であります月 1 回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであります。

3 目財政管理費、本目は 11 節の需用費の印刷製本費で、予算書の印刷製本費が主なものであります。

122 ページになります。

4 目会計管理費は、出納室に係る経費で、7 節の臨時職員賃金及び 11 節需用費の決算書の印刷製本費が主なものとなっております。

5 目一般財産管理費、本目は 11 節需用費で中央会館及び旧みどり資源公団等の管理費、細節 40 の修繕料につきましては、庁舎窓ガラス補修、屋内消火栓ホース修理などが主なものであります。

124 ページになります。

13 節の委託料は、役場庁舎の管理委託料などが主なものであります。

18 節の備品購入費は省エネ啓発用備品の購入で、28 節の繰出金につきましては公共用地取得特別会計への繰出金で、札内 9 号、南通り用地取得事業の起債利子に係る繰出金などあります。

6 目の近隣センター管理費、本目は 40 カ所の近隣センターと 5 カ所のコミセンの管理運営に係る経費であります。

126 ページになります。

15 節工事請負費の細節 1 コミセン外構工事は、幕別北コミセンの駐車場の整備、細節 2 近隣センター外構工事は千住西近隣センター駐車場整備、細節 3 の近隣センター解体工事は旧千住西近隣センターに係るものであります。

128 ページになります。

7 目庁舎車両管理費、本目は福祉バス 2 台、集中管理によります車両 20 台、町長公用車などに係る車両維持管理経費であります。

主なものにつきましては、11 節需用費の燃料費、12 節役務費の自動車損害保険料などあります。

130 ページになります。

8 目町営バス運行費、本目は幕別駒島間運行に係る費用で、13 節町営バス運行委託料が主なものであります。

9 目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、15 節細節 1 の町有林整備工事ににつきましては、災害木整理工事が 28.52 ヘクタール、下草刈り 12.84 ヘクタールを実施いたしております。

10 目の町有林造成費、本目は町有林の造成に係る費用であります、地拵え 9.7 ヘクタール、皆伐工事は 12.76 ヘクタールを実施いたしております。

132 ページになります。

11 目企画費、本目は企画室に係るもので、19 節負担金補助及び交付金の細節 5 番十勝圏複合事務組合など広域行政に係る経費、細節 12 は国際パークゴルフ協会に対する補助金などが主なものとなっております。

12 目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る経費で、7 節賃金の各出張所に係

る臨時職員の賃金及び事務用経費が主なものとなっております。

134 ページになります。

13 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費、次ページの 12 節役務費は、職員健康管理のための各種健康診断手数料などが主な内容であります。

136 ページになりますけれども、14 目公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

15 目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策に係る費用で、交通安全指導員 27 名、交通安全推進委員 1 名の設置費用、交通安全啓発関係消耗品、防犯灯の設置費用、防災対策関連経費が主なものでございます。

138 ページになります。

13 節委託料で、細節 5 の環境調査分析委託料では、水質検査、悪臭、粉塵、騒音等の調査を実施しております。

15 節工事請負費の細節 1 防犯灯整備工事であります。新設 17 カ所、器具更新 44 カ所、移設 14 カ所を実施しております。

140 ページになります。

16 目諸費、本目は公区運営関係経費や各種負担金及び補助で、ほかの科目に属さない経費の支出科目であります。

1 節報酬は公区長に対する報酬及び各種委員会委員の報酬であります。

次ページになります。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 十勝町村会に対する負担金、細節 10 江陵高校の運営に対する補助金、細節 11 地方バス路線に係る補助金、細節 12 公区に対する運営費交付金、13 節につきましては合併協議会に係る負担金であります。

24 節の投資及び出資金は、地域振興公社の出資金といたしまして 10 株を取得いたしまして、幕別の持ち株数は 585 株となりまして、全体の 36.56%の保有率となっております。

17 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息、あるいは寄附金等をそれぞれの基金に積み立てたものであります。

なお、各基金の年度末残高は、先ほどご説明申し上げましたとおり、本決算書の最終ページ 366 ページに掲載しているとおりであります。

144 ページになります。

18 目電算管理費、本目は電算処理業務に係るもので、11 節の需用費では、納付書等各種電算管理用紙の印刷製本費、13 節の委託料は電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、14 節は電算機器の借上料が主なものでございます。

19 目近隣センター建設事業費、本目は明野近隣センター建設に要したものであります。

146 ページになります。

2 項徴税費、予算現額 2,102 万 9,000 円に対しまして、支出済額 2,044 万 7,495 円であります。

1 目の税務総務費、本目は 7 節賃金の臨時職員賃金及び事務用経費が主なものであります。

148 ページになります。

2 目賦課徴収費、本目は賦課徴収に係る費用で、13 節委託料では家屋評価システム及び収納管理システムの保守点検委託料、14 節は家屋評価管理システムの借上料、19 節の細節 4 納税貯蓄組合交付金、次ページになりますけれども、23 節の過誤納還付金などが主なものでございます。

次に、3 項戸籍住民登録費、予算現額 480 万 8,000 円に対しまして、支出済額 465 万 1,755 円であります。

1 目の戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用で、13 節委託料の住基ネットワークシステムに係る費用、14 節の戸籍電送機借上料、住基ネットワークシステム機器借上料などに係るものであります。

152 ページになります。

4 項選挙費、予算現額 635 万 2,000 円に対しまして、支出済額 612 万 5,159 円であります。

1 目選挙管理費、これは選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2 目の参議院議員選挙費、本日は平成 16 年 7 月 11 日執行の参議院議員選挙の執行経費であります。

154 ページになります。

5 項統計調査費、予算現額 205 万 5,000 円に対しまして、支出済額 197 万 4,347 円であります。

1 目統計調査費、本日は次ページになりますけれども、1 節報酬の工業統計調査費及び農林業センサス調査等各種統計調査に係る費用であります。

6 項監査委員費、予算現額 278 万 7,000 円に対しまして、支出済額 274 万 8,250 円であります。

1 目監査委員費、本日は監査委員報酬及び監査業務に係る費用であります。

以上で総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

永井委員。

○17 番（永井繁樹） それでは、本日の決算委員会の口火を切って質問いたします。

ページは 125 ページ。かかっている目は一般財産管理費の 18 節備品購入費、細節 1 です。

この件につきましては、この後にある民生費の方にも、特に省エネの事業化調査を行っているということにかかわっておりますが、ここでは今、総務費にかかわっての質問をしていきたいと思っております。

まず、これらに幕別町地域省エネルギービジョン策定にかかわっては、ここの細節では啓発用備品ということですが、これらについては後に触れることにいたしまして、まず総務課の方の概略からお尋ねをいたしますが、2003 年から省エネにかかわってのアンケートを始められて、16 年にビジョン策定をされたと思っております。私たちのところにも大きい冊子がきております。

これにかかわって、まず確認ですが、平成 10 年度のエネルギーにかかわるビジョンとして、全体的にエネルギー消費量を 8.3%削減する。そのうち、町内の家庭における省エネ目標は、9 万 5,000 ギガジュールということで、11.2%に相当する。これについての変更はまずないかということを確認させていただきます。

それと、全体的な重点政策の中で、町は五つ重点作戦を掲げられております。

ここで申し上げるのも失礼なのですが、まず 1 点目に全町的な推進体制の確立と。それと 2 点目に教育の推進。3 点目に行動の確実な実行。4 点目に行政の率先的な取り組みと。最後に、機器などの情報の確実な提供と、5 点重大目標を掲げられております。

それで、ビジョン策定が 16 年の 2 月に終了しておりますけれども、これ以降、この 5 点にかかわってとられてきた施策をまずお伺いをしたいと思います。

この中に、先ほど質問しました省エネ啓発用の備品ということで、これらについては省エネナビの設置にかかわってのことではないかと思っておりますが、これらについても併せて、このナビ設置によってどういう 1 年間のデータが出てきたのか。ここでお聞かせを願いたい。

これらについてはなかなか大きい資料は頂いても、議会全体の中ですとかそういうところではなかなか問う場面が今までございませんので、他の議員さんにもかなり参考になると思っておりますので。できるだけ今日の場所で詳しく情報を提供していただきたいと思っております。

それから、このエネルギービジョン策定委員会がもとになって発行しました冊子なのですが、そのほかに概要版というのが出ておりますね。

そのほかに、またエネルギー事業化調査の方では別冊で、平成 17 年 2 月に私たちの方に頂いておりますが、先のエネルギービジョンにかかわっての概要版と、これら本冊子と、広報における住民への周知ですね。本冊子については住民までいってないと思っておりますが、概要版は全部いっているでしょうから、これらにおける総予算等について。

また、情報活動をどのように、概要版以外で行ってきたのか。それらについての経緯もご説明くださ

い。

それと、こういった事業を行う上で、町は自称エネルギーサービスカンパニー、エスコというのでしょうか、この事業を視野に入れられているとお伺いしております。

それで、この事業の中身ですね、私は調べたところによると、契約方法というのがいろいろあるようです。簡単に申し上げますと、シェアード契約とギャランティードセービング契約というのがありますね。

この辺でちょっと詳しく説明していただきたいのですが、町はどちらの方法で、例えば、導入するとすれば考えておられるのか。

また、このシェアード契約については、顧客となる自治体が、例えば負担する資金がゼロでも、省エネ対策を得るための施設改修を可能にする契約であるという説明があるのですが、実際に今後平成 10 年に向かっていって、資金がゼロでも本当にこういうことが成り立つのかどうか、我が町では。現況はちょっとわかりませんから、そういった内容で説明を頂きたいと思います。

省エネルギー診断の結果については、また民生費のところでも詳しくお伺いしますので。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 省エネビジョンの関係でございますが、全体的に二酸化炭素の排出量を省エネ 8.3%削減すると。特に民生・家庭部門において 11.2%の削減に変更はないかということでございますが、これはあくまでも目標として変更はございません。

次に、その後の省エネビジョンを策定した後の取り組みについてでございますが、全町的な取り組みといたしましては、これからの話になるのですが、一つには、平成 15 年に省エネビジョンの策定、16 年に公共施設の省エネ事業化の調査、本年において新エネのビジョンの策定というような過程の中で、庁舎内に前段の庁舎内検討委員会を設けまして、その中でいろいろな討議・検討をしているところであります。

これら三つの計画が揃った時点で、また新たな取り組みが始まると思っています。

ただ、現在におきましては、職員個々には今般の原油高騰の関係もありますので、節電、エネルギーの消費についてはそれぞれ総務課サイドの方から、省エネに努めるべきいろいろな通知が出されているところであります。

教育の関係でございます。

平成 15 年に省エネビジョンを作成した折に、校長会、教頭会をお願いいたしまして、省エネの指導員を招いての講習会をやりました。

その時点では、モデル校の指定をまだ受けられる段階だったのですけども、ただ、どこの学校も手を挙げてくれなかったという現状がありまして、残念ながらモデル校の指定には至りませんでした。道内また管内におきまして、総合学習の中で大体第 5 学年が省エネに取り組んでいる学校もございますので、これからも各学校にはそういう情報を与えていきたいというように考えております。

あと、省エネ行動の関係であります。平成 15 年省エネビジョンを策定したときに、その後、省エネ普及指導員というものを 1 名札幌の方に講習を受けに行ってもらいまして、普及員が 1 名おります。この方が現在いろいろな出前講座等で活動しているところであります。

また、行政の率先という、いわゆるトップランナーとしての役割をどう果たすべきかということがこれからの問題になってくるわけなのですが、今のところ、一つには、プリウス等の非常に省エネのエコカーの購入を本年度行いました。

また、庁舎内におけます蛍光灯のプルスイッチへの切替えを行っております。

今後におきましては、様々な施設が新しく建てられる、また改築更新される際に、それらの省エネの概念を取り入れた施設とすべき検討をしてみたいと思っております。

あと、機器などの情報などについては、これははっきり申し上げて周知が足りないのかなということは考えております。

いろいろな機器は出ております。ただ、省エネは機器に頼ることだけではなくて、一人一人の日常生

活における手間暇かけたものが省エネにつながるというのが大きな概念でございます。

それに合わせての機器ということが、もう一つ、1割増し2割増しのものになるのかなという考えもございます。今後、こういう機器の紹介等についても意を用いてまいりたいと思います。

概要版と広報の周知についての予算については、平成15年に策定いたしました省エネビジョンの概要版、全戸に配布したものについては約40万円でございます。また、報告書については80万円でございます。

また、そういう概要版で終わらせることなく、広報でも何回か特集記事を組んだり、また、小さな囲み記事等では出してはおりますが、まだまだ周知は足りないことは確かでございます。

特に、昨今のいろんな異常気象の原因がCO<sub>2</sub>の排出ということも言われておりますので、町民の皆さんもいろいろな場面で環境というものに対しての興味をお持ちになっているかと思っておりますので、これらを啓発すべきいろいろな情報の提供に努めてまいりたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（田井啓一） それでは、エスコ事業についてご説明したいと思います。

エスコ事業と申しますのは、まず省エネ改修前の光熱水費がまずございます。

そこから省エネ改修が行われた際に、光熱水費が当然削減されるわけです。その削減された費用をもって、エスコ事業者と契約するわけですけれども、その事業者に対して、その削減料見合いを毎年支払っていくと。

それで、全体の省エネ改修に係った工事費がございまして、それを割り返したものが契約期間ということになってきます。

例えば、省エネ改修で1,000万円かかったとした場合に、経費の削減で100万円あったとします。そうした場合は、契約期間が10年間ということの契約の中身で契約をして、10年間毎年100万円ずつ払って行って、1,000万円を事業者の方に支払うというような仕組みでございます。

それで、エスコ事業の方式につきましては、ギャランティードセービング契約とシェアードセービング契約とございます。

大きく分けまして、事業費、契約額が高いもの。これがおおむねシェアードセービング契約の形態が多いというふう聞いております。

これらの契約の違いと申しますのは、まず一つは、エネルギー改修の資金調達者がどちらになるかということになりますと、ギャランティードの場合は建物所有者でありますし、シェアードセービングにつきましてはエスコ事業者の方になってまいります。

そのエネルギー設備の所有権につきましても、それぞれ資金調達者が契約期間の間はもつということになりますので、シェアードセービングの場合につきましては、エスコ事業者の方にその契約期間の間は所有権があると。契約期間が終了しますと、建物所有者の方に所有権が移ってくるということになってまいります。

サービス料の支払については、先ほど申し上げたとおりでございます。

それで、ギャランティードセービング契約、これにつきましては資金調達が建物所有者ということになりますので、初期投資としてはかなりのものを建物所有者が負わなければならないと。

シェアードセービングにつきましては、資金調達がエスコ事業者の方になりますので、建物所有者の方としては、毎年のエネルギー経費の削減金額についてエスコ事業者に支払うということになりますので、ある意味資金調達はゼロという、こういった形になるかと思っておりますが、シェアードセービング契約につきましては、おおむね数千万円単位の契約を最低限しなければならないというか、引き受け手がいないというのが現状というふうにお聞きをしておりますので、なかなか幕別町で導入しようと思しますと、複数の施設を同時に契約するというでなければ非常に難しいというふうな考えでおります。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 答弁漏れがございました。

省エネナビの関係はよろしかったでしょうか。

省エネナビ、平成16年の12月に1階の町民課の横の壁に設置しております。

1月から試行で稼働しているわけなのですが、庁舎の電気料、前年、またその日の電気料はどのようになっているかというような比較ができるものでありますけれども、まず前日比較、1週間比較、1カ月比較等の比較ができることになってはいますが、この設備そのものが省エネ効果を生むものではありません。

庁舎で行われている省エネに係るいろいろな、今回のプルスイッチの採用とか、そういう設備改修についてその効果を測定するものであります。

ただ、あの機械、このぐらいの大きさで大変見にくうございます。私、ほかの施設も見に行つたのですが、ああいう機械のほかにもっと大きな掲示板で表示しているところもございました。ただ、大変高額でございます。あの機械をもう少し見やすくする方法はないかなと。

もし、データの紙に印刷して張り出すような方法もあるのかなというところは考えているところがあります。

○委員長（杉山晴夫） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 重点政策の中で、普及指導員の1名という説明がございましたが、幕別町において普及員指導員が1名というのが適切かどうか、私にはわからないのですが、常識的に考えるともう少しの方がいいなと思うのですけれども、これらにかかわっての増員の計画はあるのかないのかということ。

それと、機器情報の確実な提供の中で、今、ナビの話が出ましたが、他の自治体ではこのナビのモニター募集というのをやっておりますね。これが適切な処置かどうかは、評価は正確にわかっておりませんが、機械が高いということもありますけれども、省エネを全町民で取り組むという一つの手法からいけば、こういう方法もあるだろうと。これらについての検討されているのかいないのか。

それと、これと同じく、環境家計簿の普及というのが普及策の協議の中で出ていたと思いますけれども、この家計簿についての普及の考え方はどのように進められているのか、お伺いをいたします。

それと、この普及策にかかわって、ちょっとハイブリッドカーの話が今まで議会でも何回か出ていますが、今後に向けたハイブリッドカーの導入計画はどのようなふうに進められているか。

それと、エスコ事業についての説明は、今、おおむね私を含め皆さんも理解できたのですが、説明の印象から、では幕別はどうするのですかというところの答えがないのですね。

これは民生の方でもう調査は済んで、どういう予算がかかるかというのはもう見積もりは出ていますから。全部やると大変な金額になります。太陽熱まで入っていますので。

ですから、企画の方で、実際では方向性としてこういった省エネルギービジョンを進めていくために、いろんなところで施策を打っていくのでお金がかかりますけれども、ではどういう方法を今優先的に考えられているのか、その方向性をここでお示し願えれば有り難いのですが。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 省エネ普及指導員の関係でございますが、今現在1名ということで、実は募集をかけましたが応募がなかったというようなことでございます。

また、講習が札幌の方でありますので、枠がありまして、応募があっても枠が当たらないということもございます。今のところ募集がなかったということでご理解いただきたいと思いますが、当然1名では少ないとは思っていますので、今後も募集をかけて働きかけをしていきたいと考えています。

それから、機器情報の提供の中で、家庭系のナビのモニター募集の関係です。恐らく家庭系ナビでも5万円から10万円ぐらいはするのかなというようなことを考えております。

これからの検討になりますが、幾つがいいのかわかりませんが、モニターが集まるかどうかはわかりませんが、新年度予算の中でどうすべきか検討してまいりたいと思っております。

それから、環境家計簿については、帯広市の方では結構積極的に取り組んでいるという事例も聞いております。これはそんなに予算もかかりません。次年度の実行に向けて検討してまいります。

私の方からは以上です。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 公用車の方にかかわる取り組みにつきましては、ハイブリッドカーの導入に取り組んでおります。

保健福祉センターの方に導入1台ということで、これは数年前に導入済みであります。

それと、平成17年度から役場本庁舎におきまして、新たに1台ハイブリッドカーを導入して取り組んでおります。

あと、今後につきましては、それらの燃費状況とかそれらをよく調べまして、そしてそれが意義のあるものだとは思ってはおりますが、そういうものを見ながら、今後の検討に当たりましては導入を前向きに図っていくように考えたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（田井啓一） エスコ事業の導入の件でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、資金調達ゼロでというシェアードセービング方式というのは非常に難しいというふうな考え方であります。

ただ、国の方といたしましても、今までは経済産業省が中心となって、省エネ・地球温暖化防止の推進というのを進めてまいりましたけれども、環境庁、国土交通省、文科省、それらの省庁も地球温暖化に対する取り組みということでの施策というのは、これからだんだんと充実してくることになるかと思っております。

文科省におきましてはエコスクール事業とか、そういった事業制度も出てきておりますので、そういった補助制度あるいは助成制度、そういったものを見ながら取り組んでいきたいというふうな考え方であります。

また、大規模改修に係って、これから学校だとか大きな施設について、当然行政が率先行動として地球温暖化防止という観点で省エネ化、新エネ化に取り組んでいかなければなりませんけれども、補助制度との絡みもございまして、その際にはエスコ事業が導入できないのかという検討も当然一つの選択肢として入ってくることになるかと思っております。

その際に検討してまいりたいというふうな考えております。

○委員長（杉山晴夫） 永井委員。

○17番（永井繁樹） そうしますと、これは最後にお聞きしますが、平成10年度までに、これは家庭内の方が達成したとしても、それ以外のところの達成感が悪ければ、当然目標に達しないということになりますね。

例えば家庭以外の行政の中心とした施設の話をしていきますと、今のお話を聞くと、明確なまだ計画が確定されていないというふうに受けます。

そうしますと残り5年で、今このような状況の中で本当にその目標に対して達成していけるという見込みがあるのかちょっと不安なのです。

だから、やはり今のいろんなお金にかかわる、資金にかかわるものについては調べればわかることですから、2005年の今の時点でわかっていかないと、あと5年で僕はできないような気がするのですね。

だから、その辺の詰めが、今のお答えの中ではちょっとお伺いできないので、やはり今後に向けた綿密な計画というのですか、資金も含めて。これはかなり公共施設10カ所の調査が出ていますけど、これはかなりかかりますよね。本来の目標に向かっていこうとすれば。その辺あたりは、では今のところは内部的には細部にわたっての検討はしていないという理解を私はしますけども、今後に向けてどういう計画を早急に立てていかれようとしていますか。

お答えのある方がお答えいただきたいのですよね。大事なことなので。これらの見直しについて、最後、お伺いをいたします。

○委員長（杉山晴夫） 西尾助役。

○助役（西尾治） 15年から十分検討を進めさせていただいております。

永井委員がご指摘のとおり、単純なお金ですぐ解決できるのであれば、何年度にどの施設をどうい

段階でということでも明確なお答えもできるのでありますけれども、いかんせん極めて多額の費用を要するというのであります。

先ほど、副主幹の方からも説明しましたように、今ようやく国がこれらの制度に向けてどう各省庁が対応していくのだという、そういう入り口の段階でありまして、具体的にそれぞれの方から、こういう施策についてどういう国の手立てがあるのだということが、まだ十分見えていない段階であります。文部科学省あたりが幾らか施策を打ち出してきておりますけれども、なかなか自前で全部を進めていくというのは極めて厳しいのかなという思いでおります。

ただ、方向としては、私どもの町が管内にも先がけて率先して取り組んでいるわけですから、なるべく他の自治体の模範となるよう、これが私どもの町ばかりではなくて、管内、全道、全国に広がって初めてこれらの効果が挙がるということでございますので、私どもとしては積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、先ほど言いましたように、それらの国の施策を十分見極めた上で、できる限り有利なものを使う中で、私どもとしては施策の推進をしてみたいというふうに思っておりますので、後ろ向きな答えではなくて、前向きに取り組んでまいりたいということをご理解をいただければなというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） 審査の途中でございますが、この際、11時20分まで休憩いたします。

11:02 休憩

11:16 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） ただいま、永井委員から省エネについて対向的なお話があったわけでありまして、私のは枝葉の話でありますけれども、近年、特に省エネあるいは財政的なことも含めて、夏はクールビズ、冬はウォームビズということで、国も道も奨励しているわけでありまして。先般の新聞等によりまして、家庭で1度下げることによって、月額だったと思うのですが7,000円ぐらい灯油代が少なくなるというようなことも書いてございました。

我が町においてもこの問題に取り組んでいかなければならない問題だというふうに思います。早速11月になんなんとしているわけでありまして、この辺の対策あるいはまたその指導についてはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 町の方の対策としまして、幾つかのことは考えております。

一つには、燃料費の節約という観点におきましては、庁舎内の暖房とかその他大型施設の暖房におきまして温度管理をこまめにやることによって、暖房を過剰に稼働させないように、そのような工夫はしたいと思っております。

それと、ガソリン等の燃料費のことでございますけれども、公用車におきまして必要外のアイドリングはしないように。そういうようなことで、また駐停車におきましてもきちんとエンジンを切るように、そのようなことを励行して節約を図っていききたいと、そのようにまず思っております。

それと、電気料につきましては、先ほど討議の中にもありましたけれども、蛍光灯のプルスイッチを付けることによって、こまめに消灯をやっていききたいというようなことで、省エネ等についてはそういう観点から取り組んでいききたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） そんなことを聞いたのではなくて、具体的にいえば、役場庁舎内の温度をどのぐらいに設定する。することによって職員の例えば服装ですとか、寒くなるわけですからね、下げるといったことは。

ですから、そういった町としての一つの指針というのでしょうか。服装についても住民の人が見て見にくくない範疇で厚着しなさいとかといろいろ出ていますよね。そういったことをどのように考えていますかということを知りたいのです。

○委員長（杉山晴夫） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） ただいまのご質問でございますけども、昨年 16 年度におきまして、やはり燃料の高騰などがありまして、そのときに庁舎内の方にお願ひしたのは、室温については 18 度、これを保つように温度管理をするというようなことで、ボイラーの担当する職員等にも各室をまわってもらおうというようなことで対応いたしました。

当然、その階によりましては非常に寒いところ、それから 18 度で十分間に合うところがあります。

職員の健康管理につきましては、各自が自分の状態にあわせて、例えば、カーディガンを着るとかそのようなことを自主的に行うようなこともお願いをしたところでございます。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） 自主的にやりなさいということが一つの指導だといえ、それはそれが指導なのかもしれませんが、服装については、例えば、模範的な服装というのでしょうか、カーディガンを着るのか、背広の上に着るといふわけにはいかないでしょうから無理でしょうけども、そういった具体的にこういった服装までいいですよとか、そういった指導はどのようにするのですかという話をしたのですけれども、言っている意味がわかりませんか。

○委員長（杉山晴夫） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 前段の方でクールビズだとかいろいろな例を出していただきましたけども、まず暖房等についての観点で申しますと、特にこのような服装ということについての指示は、私どもの方としてはしておりません。

ただ、事業系のところにつきましては、作業服を着ているというような方だとか、事務系の方については、男性でしたらワイシャツ、このような形が中心なものですから、その辺の寒さ対策等については各自の中で工夫をしてほしいというような程度で止めているところでございます。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） 関連はそれでわかりました。

引き続きもしいいのでしたら自前の質問もよろしいでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 関連があるそうですので。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） 先ほどの永井委員の質問の中で、私も枝葉のことになるのですが、まだまだ省エネに係っては実績を上げていくということについてはこれからの段階だということでありましたが、既に公用車のハイブリッドカーは平成 10 年から導入されておりますよね。

今は平成 17 年度でありますから、それなりのもう、燃費も全部含めまして、その実績、結果が出ているのではないかと思うのですよね。そういうことを一つひとつ確認しながら次に進めていくということが大事だというふうに思うのですね。

併せまして、非常に今灯油の原価が上がっているということからなのですが、ただいまのことにも関連してきていますが、庁舎全体で省エネに取り組むというのは環境を守るという点でのことでありますが、しかし経費の面からいっても、今回の高騰というのは非常に大きな影響を受けていると思うのですよね。

それで、昨年度の実績では、燃料費、117 ページにあります、それぞれの決算の減額が出ておりますけれども、これら単価はどのぐらいでどういう形に入って、今、単価はどのぐらいになっているのか。

それと、公共施設等のナビをつけてやっていらっしゃるのですが、それは庁舎の中だけですよね。

これは総務分野ですから、公共施設全体の燃料費等についても削減に向けていかなければならないと思うのです。

そうしますと、使用に当たっての様々な指導をされて削減をしていくことが大事だと思うのですが、

特に最近、コミュニティセンターなどについては施設そのものが大きいということで、全館常時暖められていますよね。利用者にとっては大変有り難いことなのですが、例えば、東コミセンのように、フロア一部分に床暖なんかも常時入れてられますね。

利用状況をみていると、たくさんいらっしゃるときもあるのだけれども、全くいないようなときにも暖房はきちっと床暖なども入れられていると。公共施設の中でここまで必要なのかという疑問も持つところなのですね。

それで、省エネに関連してお伺いしましたので、それら一連についての、この16年の決算の結果から見て、どんな手を打っていかれるのか、どう考えていらっしゃるのか伺います。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まず1点目のハイブリッドカーの結果ということでございますけども、大体通常走った場合は、リッター18キロぐらいという実績であります。通常、公用車、今20台ほどありますが、普通のガソリン車ですと、大体リッター11キロぐらいという実績でありますので、明らかに効果はあると思っております。

続きまして、燃料の単価ということでございますが、これは16年度の単価で考えますと、当初ガソリンは99円、軽油は80円、灯油は44円、重油は43円、これは税抜き価格ですけども、その単価でスタートしております。

だんだん秋口に値上がりしていくわけですが、一番高い時期で、ガソリンにつきましては114円、軽油につきましては94円、灯油は54円、重油は51円ということで、大体15円から8円ぐらいの間で値上がりをしたというのが実態であります。

続きまして、3点目のコミセン等において暖房をどのように工夫するかということでございますが、これは暖房の在り方につきましては、全館を暖めておいた方が効果的な場合もありますし、そのときどき、また、開館の暖房の在り方によっても方法はいろいろ工夫があると思います。

いずれにしても、過剰な暖房にならないように、こまめに温度管理をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 1点目のそのハイブリッドカーの燃費ですが、これだけ見ましたらやはりどんどん切り替えていった方がいいということになりますよね。燃費がいいわけですから。しかし、車体価格そのものもきちっと、あるいは何年間でその車を使い切るのかということも含めて、トータルで見ていくということが大事だと思うのですが、その辺の結果はいかがでしょう。

それから、単価ですが、これは平成16年度の決算ですから、このときの一番高い単価が出ておりますが、現在はもっと上がっておりますよね。

そういう中で、暖房の在り方検討されるということで、多分私も全体を暖めて有効な手法で、利用者にとってどうかということも考えながらやられるから難しい面もあるのだろうと思うのですが、細かいこと言いましたが、先ほどのような床暖の在り方などについては、全部の施設に設置されているわけではないのですが、やっぱりそういうところの削減に踏み切られることが、効果としては大きいのではないかとこのように思うのですよね。

ですから、その辺は施設を設置した、せっかくいい施設をつくって止めてしまうというのも難しいことだとは思いますが、要は利用などについては前もって申込みなどがあって、そしてやられているわけですから、その利用の申込みに合わせて、きちっとしたこまめな管理をしていくなんていうことも、これから取り組むべきことなのだと思うのですよね。

いかがですか。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 公用車の導入につきましては、確におっしゃるように燃費だけでは図れないということがありまして、車両本体価格の金額にも注目しなければならない。これはごもっともであります。

公用車につきましては大体 10 年前後ぐらいは利用しているわけですが、その車が大体更新の時期を迎えたときに、総合的に勘案して決めていかなければならないと思っております。

ハイブリッドカーにつきましては、大体 240 万円ぐらいの車両価格だと思います。

一般の通常の公用車につきましては 150 万円程度でないかと思っておりますので、価格差がありますし、また、修繕等においてどうなのかということの問題もあります。

そういうようなことをいろいろ考えながら、その車の更新時期に来たときに、十分考えて、そして先ほど言いましたけども、明らかにハイブリッドカーは環境に優しい車でもありますし、いろいろな利点もありますので、それについては前向きな方向で検討していきたいということでもあります。

それと、福祉センターの方に最初に導入されたハイブリッドカーは、まだそのときは出始めの車ですから、それが現在はかなり改良されてよくなってきているという面もあります。

そういうようなことも考えながら、今後の車のそういう改良とかそういうものを見合わせながら、総合的に判断しながら車の更新は考えていきたいと思っております。

続きまして、燃料費のことですけれども、平成 17 年度におきましては、当初はガソリンが 108 円です。灯油は 48 円、軽油につきましては 91 円、重油につきましては 46 円です。今現在は、ガソリンは 123 円、灯油は 65 円、軽油は 107 円、重油は 62 円ということで、大体 15 円から 17 円ぐらいの幅で値上がりをしております。

去年から見ても単価が上がっているということで、これは大変苦慮しているところでありますが、職員にも先日通達を出しまして、この燃料費、そういうものについての節約についてはいろいろな工夫をしながら、節減に取り組んでほしいということで、全職員には通知してその意識を十分持っていただいているところであります。

また、その施設の暖房につきましても、そのように無駄な温度を上げることがないように、これは細心の注意を払ってやっていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

前川雅志委員。

○10 番（前川雅志） 2 点についてお伺いをしたいと思います。

1 点目なのですが、121 ページ、2 目、19 節、細目 4 になります。

東京幕別会補助金ということで支出をされておまして、会の目的などについては理解しているつもりではありますが、運営についてお伺いをしたいと思います。

この東京幕別会におかれまして、どのような運営をされているか。事務局は東京にあるのかなと思うのですが、そういったところも含めてお伺いをしたいと思います。

それと、毎年、札幌幕別会もそうなのでありますが、役場の職員が同行されていると思います。

そういった意味で、職員もどのような目的で同行されているのかお聞かせいただきたいと思います。

2 点目ではありますが、133 ページ、11 目、19 節、細目 8 の十勝コミュニティ運動委員会会費というのがございます。

この会は民間の力でまちづくりをしていまいしょうという団体に対して、いくばくかの助成金を出したりとか、あと表彰したりとか、そういった活動をされている会だと思うのですが、今年に入りまして、どの町ということではありませんが、一つの市と一つの町が、費用対効果が薄いという理由から脱会をされております。

当町としてはどのような事業の評価をしているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 1 点目の東京幕別会の運営、また職員の出席討議についてでございますが、運営につきましては、事務局は確かに東京に事務局長がおりますが、実際、総会の案内、また、取りまとめ、当日の事前の準備等につきましては、企画室の方で行っているというのが実態であります。

このようなことにつきましては、以前は、大分昔のことなのですが、ある会社の社長の方がそこに事務所があって、その事務所の方でやっていたという経過もありましたが、現在、そのような

ことがなくなりまして、個人宅での事務局ということで、私どもの方が不足分を担っているという実態であります。

また、職員が総会の方に出席しておりますが、これも事前の準備で、総会の会場に行きましていろんな貼り物とか、また、おみやげの詰め物等のことを行っております。

大体職員は2名が行っております。そのほか特別職の者が参加しております。

また、札幌幕別会の方については、これは事務局が会社の社長がやっております、そういう利便性もあるということで、すべての事務は札幌幕別会が独自に行っているというような状況でございます。職員の参加目的につきましては、総会の事前の準備ということでもあります。

それと、2点目の十勝コミュニティ運動委員会の件でございます。

十勝コミュニティ運動委員会につきましては、従来、管内20市町村全部参加しておりましたが、今、委員がおっしゃいましたとおり、2の自治体が抜けているような状態です。

端的に申し上げますと、幕別町にあります手づくりのまち推進委員会のような住民組織の上部団体と考えていただければ結構かと思えます。

コミュニティ通信の配布とか、また、年に一度十勝郷土づくり大会の開催とか、ボランティア団体の支援、花いっぱいコンクールの実施、またクリーン作戦等を行っております。

事務局は十勝支庁の方にあります。

住民が自らまちづくりに参加するというような一つの大きな十勝の団体でございますので、これらの加入については今後も積極的に続けてまいりたいと考えております。

○委員長（杉山晴夫） 前川雅志委員。

○10番（前川雅志） はじめに、東京幕別会の方なのでありますが、職員2名が行くということであれば、それなりの経費がかかっているかと思えます。

この5万円の中には含まれていないのかなというふうに思うのですが、準備ですとかおみやげの用意をするだけに職員を、しかも土曜日に行って日曜に帰ってくるぐらいの、その休日である出勤の中で、同行してそういった仕事をするというのはいかがかなと思うのですが、どのようにお考えかというか、今後、どういうふうに考えているのかなというふうにお聞かせいただきたいと思えます。

もう1点の、十勝コミュニティ運動委員会の方なのですが、幕別町といたしまして積極的な答弁を頂いたというふうに思っております。

幕別町も協働のまちづくり支援事業を含めて、財政が厳しい中、町民の力を借りながら、様々な運営をしていこうというふうに努力しているところでもありますので、二つの自治体が抜けたということは十勝管内的にもやる気をそぐというか、そういったところが出てこないということに対して、なぜだろうという話が多く出てくると思いますので、幕別町といたしましても機会がありましたらそういった町村に再度呼びかけをしていただいで一緒にやらないかというような話をさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） まず1点、東京幕別会の関係でございます。

基本的には、各任意団体におかれましては、それぞれ自主的に、自立的に活動していただきたいというのが基本的な考えを持っておりますが、これまでの長い活動の中で、その事務局を担う方がいろんな事情の中で結果的にはなかなか見つからないということもあって、東京幕別会におかれましては、私どもがいろんなお手伝いをさせていただいたということがございます。

今、言いましたように、基本的には何とか、私たちも必要最低限お手伝いする中でもそれぞれの団体の中でという基本姿勢を持っておりますので、今すぐということとはなかなかちょっと難しい事情も、相手方にとってもあるのかと思えますが、そういうことで、これからは会とはそういうことでお願いし、あるいは調整をしていきたいというふうには考えさせていただきます。

それから、十勝コミュニティの運動委員会の自治体の関係でございます。

おっしゃるとおり、これは十勝全域を、20市町村、それと関係団体がいろいろ連携し合いながら、コ

コミュニティを進めていくということで非常に大事な事業であるというふうに思っております。

ですから、いろんな事情で自治体の事情の中でいろいろ事情があるのかもしれませんが、今言いましたように、全体で取り組んでいこうというそういう意思を、やはり続けていくことが非常に重要だと思っております。

私たちも事務局、十勝支庁にございますけれども、そういうことでさらに抜けてしまうようなことにももちろんならないように、さらには、今抜けておられた方についても、なるべく早く復帰してもらいたいというようなことは機会を捉えてお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○19 番（千葉幹雄） それでは、3 点にわたってお伺いをしたいと思います。

まず 1 点でありますけれども、137 ページであります。

13 目の職員厚生費、細節の 5 番職員研修についてお伺いをしたいと思います。

職員の研修につきましては、決算資料の方に詳しく出ておりますが、当該年度でありますけれども、新しく始めた研修、そして行わなかった研修ということで出てはおりますけれども、その中で大きく目に付くのは、前年度 15 年度でありますけれども、職場内研修 5 回 391 人というのがあります。今般、当該年度はそれがなくなっております。これは研修しなくてもいいということでやめたのか。全体の中でこの占める割合というのはものすごく多くて、もう 90% ぐらいこの人数だったのですが、これが大幅に減ったのですが、この理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと、143 ページ、目の 16、細節の公区会館建設費補助金についてであります。

この年度で出したということは承知していますし、それは良い悪いは別として、この制度の在り方について、これは趣旨も私は理解しているつもりでありますけれども、現在、それぞれの公区全部ではないでしょうけれども、約 40 カ所ぐらいの近隣センターを町費で建設をして、集会施設として利用していただいているという現状があります。

そうした中で、さらに公区内で一部の地域というのでしょうか、そこで独自で会館を持ちたいということで、建設費の 1 割ぐらいだろうと思うのですが補助しているという内容ですけれども、財政難ということもありですけれども、趣旨として本来公区に近隣センターを建築して利用してもらうようにしているわけですから、当然それを利用してもらうのが僕は一番いいのだろうというふうに思います。

ただ、自分たちのお金で建てるということですから、それはそれで尊重していいのだろうとは思いますが、ただ、そこに町で補助をして、それを促進というのでしょうか、それを手助けしてやる制度そのものが、公区の中に近隣センターを建てて、さらに自分たちで建てると思ったら、それにまた金を補助するということが、この制度そのものがどうなのかなというような気がするのです。

ここで結論はもらおうとは思いませんけれども、これについて今後の方向性というのでしょうか、今私が言ったような、言ってみればちょっと矛盾するのではないかなというような気もするのですが、ということは、近隣センターを建てて、そして違う会館を建てるということは、近隣センターの利用度が下がるわけですね。そういった意味でちょっとその必要があるのかなというような考え方をしております。そういったことで答弁いただきます。

それと、147 ページの 19 目近隣センター建設事業にかかわってでありますけれども、この年度でも当該年度で 1 カ所建設しているわけでありまして、私以前から思っていたのですが、近隣センター、集会施設ということで建てるわけでありまして、毎回業者さんに委託をして設計をして監理もしてもらうのですが、どうなのでしょう。毎回百数十万これによってかかるわけですが、それぞれ背景となる人口ですとか、また地域性ですとかいろいろありますから、全く同じものというわけにはいかないでしょうけれども、二つか三つか四つかわかりませんが、パターンみたいなものをつくって、基本的な面積ですとか間取りですとかそういったものをつくって、その中でその地域に合ったものを、地域の声を聞きながら選んでいくというような。毎回毎回形も違う、委託先も違う、そういった中で毎回毎回同じようなパターンということは、設計をしてもらって監理もしてもらって、毎回同じ金額ではありませんけれども、出していくというのはいかがなものかなとは思っています。

今申し上げたように、何パターンかつくって、その中から地域に声を聞きながら選んで、なるべくそ

ういう同じことをやるのに毎回、無駄とは言いませんけども、そういったことをちょっと考えたらいいのでないかというふうに思うのですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 暫時休憩します。

11：47 休憩

11：48 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 1点目の職員研修のことですけれども、職場内の研修ということで、平成15年度におきましては、合併関連にかかわる職員研修をやる必要性があったので、それに参加する職員がかなり多かったということでもあります。

16年度につきましては、職場内の研修はやっております。これにつきましては、職場内の研修ですので、ここに書いてありますように、新人の研修とか接遇にかかわる研修、それとメンタルヘルスの研修、これは職場内の研修ということで実施しております。

続きまして、2点目の公区会館建設費に対する補助のことですけれども、これは、場所は西猿別の公区会館ということでもあります。

これにつきましては、地震によりまして、もともとあった公区の会館が壊れてしまったという事情がありました。それによって、この会館がその地域の中で十分過去から活用されてきたというような事情がありまして、どうしても公区内で約800万円近い金額になりますが、そういう公区としての会館をつくりたいという要望がありました。

それに対しまして、町としましては公区会館の建設にかかわりまして一定の補助要綱がありますので、その要綱に合うかどうかよく検討したところ、それに見合うものであるという判断をいたしまして、一定の補助をさせていただいたということでもあります。

近隣センターが40カ所あることとの関連性につきましては、今後、その近隣センターの在り方と、そういう地区独自の自分たちの会館の在り方、これはやはり今後その間で十分考えていかなければならないテーマではないかとは思っております。

ただ、この16年度につきましては、そのように、壊れたという事情があったということで、これは補助に決断したというものであります。

続きまして、3点目の近隣センターの建設に当たってのことですけれども、近隣センターにおきましては、通常、市街地地区におきましては200平米ぐらいが一つの基準であります。

農村地区におきましては、130平米ぐらいというふうに、少し小さな近隣センターになるのが大体のパターンであります。

それと、その間取りの在り方につきましても、幾つかの近隣センターのパターンがありますが、近隣センターの建て替え時期におきましては、その近隣センターを運営する公区の運営委員会の方々と、そのパターンを幾つか示して、そしてその中で自分たちの近隣センターとして使いやすいパターンをまずモデル的に選んでいただいたり、また、細かな要望をいろいろ聞いたりして図面を引くという作業を行っております。

パターンはそういうようなことである程度示しているわけですが、細かな設計とか、また、建築確認申請等を通すための設計等いろんなことがありますので、それらについては、個々の近隣センターを建てるに当たって、このように委託料を組んできたという事情があります。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 私の質問の仕方が悪いのだらうと思うのですけども、私の言っていることが理解していただけないなというふうに思っています。

まず職員の研修については、15年度は合併についてやったということで、それが16年度は、終わったからやらなかったのかどうか分かりませんが、合併というのだったら、単純な考えですけども、

15年度も16年度もまさに佳境に入ってくるところで、15年度はやって16年度に必要ななくなったということにはならないのではないのかなというのが率直な気持ちを持っていますけども、その差だということですよ。

合併について、まさに一番大事なところまで入ってきたのだろう、16年度ですよ。そう思うのですけども、その辺の考え方はどうでしょうか。

それと、補助の関係ですけども、これが良いとか悪いとか私は言っているのではないのです。中身はわかっています。言っているのは、近隣センターを町が町費で集会施設として利用してくださいということで建てて整備をしていっている中で、一方、地元の人たちが金を出して、それは尊いのですよ、それは本当に尊重すべきだと思うけども、そこにさらに補助をして、自ら近隣センターの利用度を下げようなことをやっていく施策はどうなのですかということを聞いているのですよね。

ですから、課長では答弁できないのかもしれませんが、私はこの制度そのものがどうなのだとことを言っているのです。お答えを頂きたいと思います。事前に言っていないし、答弁できる範疇でいいですけども。

それと、3番目の近隣センターですけども、課長がおっしゃったように、市街地は200平米、農村部は130平米、そしてパターンを示して云々ということ。そうなのだろうと思うのですけど。であれば、パターンをつくって、要するにこの地区は背景となる戸数が何戸ぐらいですからこのぐらいの面積で、そして間取りは毎回一番いいものつくっているわけですから、ですから、こういうパターンでどうですかという、要するにそういうものを持って、この中から選んでくださいと。そうすると毎回設計に委託しなくてもいいのではないかとことを言っているのです、私の言っているのは。そこでそんな、毎回同じ、同じでなくて近隣センターを建てるのに、違うものをつくるからそうなるのだから、パターンは三つか四つつくって、その中で選んでもらったらいいのではないかとことを言っているのです。

どうでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 合併にかかわりましては、おっしゃるような16年度、そして17年度と、いろいろな事務事業につきましては協議を進めていくということで、まさに佳境に入ってしまったところがあります。

当然、職員の勉強ということも非常に大事なことでありますが、これは随時、その事務事業について調整を図り検討していくに当たって、わからないこととか疑問に思う点につきましては、事務局の方と十分職員個々に話をしながら勉強してきたということもあります。

ですから、特別に統一的に研修会をやるということはありませんでしたが、個々にそれぞれいろいろなことにつきましては、合併事務局を通したりして勉強していったということはありません。

あと、建設の委託につきましては建設部長から答弁いたします。

○委員長（杉山晴夫） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 千葉委員が言われているのは、近隣センターの設計監理委託料の部分についてのご質問だと思いますけども、実はこの部分の中には、図書設計を行い、なお確認申請を出して、図面を引いてということがございます。

それともう1点は、その設計が終わった段階で発注する入札制度の中で、その後の現場の監理をお願いしている部分と、二通りあるかなと思います。

千葉委員が言われているのは、最初の方の設計自体がもう何戸も建っているのですから、パターン化された中で、その地域、地域に合ったものをした場合に、委託費そのものが節減できるのではないかとご質問かと思いますが、確かに言われるとおり、地域性のあるものは、その地域場所によって道路付きのものもいろいろ違う部分もございますけども、数多くつくってきておりますので、そういう形で委託設計そのものも職員でできるものはできる、若干の変更ですと職員でできるものもできるということも検討しながら、今後は進めていかなければならないなというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 2点目の公区会館の建設の関係でございます。

確かに千葉委員の言われるとおり、公区会館の建設の趣旨、それから近隣センターの趣旨、それぞれありまして、その中で一部重複してくる部分、そういったものはあろうかというふうに思います。

ただ、これまでも公区会館の建設につきましては、既存の近隣センターから一定の距離を離れたところというような地形的なものだとかそういったところについて、地域の要望の中で建てたいという場合については認めてきたいという制度であります。

これについては千葉委員の方でもご理解を頂いているところだと思います。

今後、近隣センターの全体の利用の状況、地域の状況、そういったものが刻々と変わってきているという部分もありますので、私たちの方としても、今のままでいけるというふうにも思っていないところでございます。これは近隣センターについてでございますけれども、そういったことも含めまして、地域の状況だとか、またそういったものを加味しながら、この制度の在り方についても検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 審査の途中でございますが、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

11:58 休憩

12:56 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堀川委員。

○7番（堀川貴庸） それでは、何点かございますので、順次質問させていただきます。

まず、119ページ、一般管理費の需用費の中の細節21節電気料に関しまして。

役場庁舎等に、あるいはコミセン、町民会館等に何げなく設置されている自動販売機があろうかと思えます。

この電気料の中には、それらの自動販売機の電気料が含まれているのか。あるいはまた部局横断的にこの総務課の款項目に限らず、設置されている自動販売機の台数、あるいは予想される電気料はいかほどになるのか、まず説明を求めます。

続いて、136ページ、15目の交通防災費の中で、ちょっと細節は私の方ではわかりませんが、札幌内の青葉町の方で先ごろ交通事故が発生しておりました。

実はその危険と目される交差点は、四つ角にそれぞれ、人身はなかったのですけれども、物損の事故ということで、四つ角すべてに事故が発生しております。

やはりちょっと尋常ではないような気がしておりますので、そういうような危険な交差点、あるいは地域というものをどのように把握しているのか。また、何か所ぐらいあるのか、説明を求めます。

続いて、150ページ、1目戸籍住民登録費の中で、住基にかかわって、住民基本台帳の16年度は閲覧が可能はずです。その閲覧件数がちょっと資料の方に載っていませんでしたので、閲覧件数、個人・法人にかかわらず何人の方から申請があつて、そして延べ何回閲覧された回数があつたのか、説明を求めます。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まず、電気代についてご説明いたします。

役場庁舎内に自販機として設置されているのは、ジュース類についての自販機でありまして、これは2台設置しております。

電気料につきましては、町のこの電気料の中で支払をしております。おおむね一月あたり5,000円程度かなと思います。

自販機につきましては、校友会と社会福祉協議会の方がその自販機の取扱いをしているわけですが、それぞれから電気代相当分として、年額30万円ほど徴収しております。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 2点目、3点目についてお答えいたします。

最初に、青葉町の交通事故の関係で、危険な交差点がどのぐらいあるのかということなのですが、私ども常々防犯パトロール、交通安全パトロールを行っておりまして、その際に危険な箇所、危険だろうなと思われるところは考えているところでございます。

もう1点、公区の方々から、危険交差点に「止まれ」の標識をつけてくださいとか、あるいは信号を設置してほしいという要望が毎年挙がってきております。

この要望につきましては、大体毎年5カ所から10カ所程度、要望が挙がってきております。

その点につきましては、私ども確認いたしまして、危険だと思われる箇所につきましては警察の方に標識あるいは信号機の設置を要望してきているところでございます。

3点目の住民基本台帳の閲覧件数ということでございますけれども、全部で延べになりますが、延べで55件の方から閲覧の申請を頂いて閲覧していただいているところでございます。

その内訳ですけれども、民間業者の方、これはギフト業者ですとか写真業者、この方が52件。あと、開発建設部ですとか事業の関係で閲覧、公用あるいは準公用で閲覧しているというのが3件、平成16年度においてはありました。

○委員長（杉山晴夫） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） まず、その電気料の関係ですよね。

先ほど申し上げたとおり、部局横断的に総務費目だけではなく、2台以上、例えば百年ホールですとかコミセンですとか、ちょっと款項目は違うと思いますが幾つかあるかと思えます。

校友会が、社協の方が主体的に設置をしているということであったとしても、その売上げ管理及び資金の流れというものが非常に見えにくい。

ちょっと売上げに対して、まず利益が大体どれぐらいあるのか。また、その利益の使われ方というのは、先ほど申し上げたように目に見えにくいのですよね。この辺が住民の総意といえるのかどうか。公共施設について自動販売機を設置してもいいものかどうかというそもそもの議論があるかと思えますけれども、現状の問題も含めまして、総務部として検討してはどうかというふうに思います。いかがでしょうか。

それからあと、交通の方には、5カ所から10カ所程度その要望があるということだったので、この要望に対して、対応をされた結果、これは非常に長い年月をかけて、結果を求めてようやく対処されているとか、まだまだ時間を必要とするとかいろいろあるかと思えますけれども、町の単費の方でも、例えば何かできるのかできないのか。

また、関係当局の方の考え方について、何か伝達があればこの場で示していただきたいと。

それから、住民基本台帳の件に関しては、先ごろ確か新聞報道にもありまして、将来的には原則非公開になるようなお話です。

55件という閲覧件数でしたけれども、札幌の方では、例えば閲覧がなくなったとしたら、札幌の方では紛失という問題も発生しております。

それから、盗難という問題も出てこようかと思えます。閲覧ができなくなれば、ますます文書にした場合の管理、それから例えば1,000件以上のデータベースを持っている民間業者に対する法令の施行状況や何か、どういうふうに捉えているのか。やはり個人情報保護の観点から考えれば、例えば、紛失をしたとした場合、どの時点で紛失と判断するのか、あるいは盗難というふうに判断して警察の方に届け出るのか。自主的なルールの設定が必要かと思えますけれども、その辺の考え方について伺います。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 自動販売機のお金の流れにつきましては、各役場だけではなくて、ほかにもスポーツセンターとか、また、コミュニティセンターとかそちらの方にも設置しております。

基本的には、電気代はそれぞれの施設における需用費の中で支出しております。

そして、それに当たっての電気料相当分という形で、お金は町で歳入を受けます。これにつきましては諸収入の中で歳入は受けております。

自動販売機から出る益金のことでありますけれども、これは自動販売機のジュースの出し入れとか、それと、お金の管理につきましてはそれぞれ業者が直接行っております。

その中で出た金額につきましては、一定のルール計算で、それぞれそれを扱っている社会福祉協議会等に、その益金がルールで入るということで、町の方の予算を通ることはありません。そのような仕組みになっております。

いずれにしても、自動販売機の設置要綱、町が許可しているということにつきましては、これが住民サービスにつながるという視点で、これは有益だということで設置は認めているところであります。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初に、交通安全の関係でございます。

標識や何か危険な交差点に対する標識の単独施策ということでございますけれども、ご承知のとおり、先ほど申し上げましたが、大体毎年公区から要望が挙がってきて、それを引き続き警察の方に要望をそのまま挙げているところなのですけれども、実際に標識がつくのはほとんどないという状況でございます。

それで、町の方では、原材料費というものをこの予算の中で持っております、その中で、いわゆる「止まれ」というそのままの標識ではなくて、四角い看板に「止まれ」という標識と、交差点あり注意とかということで、警察でいいます規制標識というものは町ではつくれませんので、それに似せたような標識を随時毎年、数は少ないですけれどもつけていっている状況でございます。

平成16年度につきましては、その標識が1カ所と、もう1カ所、カーブミラーを設置しております。

次に、住民基本台帳、住民票の紛失・盗難という問題でございますけれども、住民票につきましては、コンピュータの中にデータで保存しております。

併せまして戸籍なのですけれども、戸籍につきましては、鍵のかかるロッカーの中にしまっております。

いずれも紛失・盗難はあってはならないということで、当然、コンピュータの管理は管理者もおりますし、操作者もパスワードを持って情報が流れないようにセキュリティということで設けております。

さらに先ほど言いましたように、戸籍についても鍵をかけて保管していると。

ただ、万が一そのような紛失・盗難という状態にあった場合は、当然それが発見された時点で、まず内部で調査して警察に届けるというようなことになるかと思えます。

○委員長（杉山晴夫） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 幾らか答弁の方では理解することができると思えます。

交通防災の方も非常に難しい点はあるかと思えます。

ただ、とりわけこれは教育部門にもつながるかと思えますけれども、やはり通学路における安全対策の方が非常に優先されるのかなど。その札内の青葉町のことに關しましても、やはり通学路での事故だと。それらをどれぐらいの時間をかけて、町として安全確保をしていくつもりなのか。

交通安全指導員のことも含めまして、指導員がいる時間帯はいいのですよね。いない時間帯、あるいは路面状況の悪い時間帯、これからの季節、非常に安全面が薄れていく時期的、又は時間的な問題に対して、町は一体これからどのような体制をとるべきなのか、若しくはとっていくことになろうか。その辺の計画をもう一度お知らせいただきたいと思えます。

それからあと、住民基本台帳も若干いろんな形で法律が変わっていく中で、紛失した場合、内部調査をしてからということも答弁の中ではありましたけれども、では、その判断をする、1時間なら1時間、5時間なら5時間、そういう時間的な部分、やはり悪い知らせというのは基本的に早めに周知することが必要かと思えます。

そんなことで、判断する期間の考え方。そういう判断の仕方を教えてください。

○委員長（杉山晴夫） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） はじめに、交通安全関係でございますけれども、毎年、公区の方からご要望

いただいております、先ほど、課長が申し上げたとおりなのですけども、それぞれ必要な箇所については、緊急度だとか重要度を考慮しまして、これからも要望していきたいと思っております、これについては、警察だとか公安委員会などについて、これからも強力に働きをかけてまいりたいと思っております。

あと、例えば、一時停止の線なのですけども、ドット線というのは、これは町道や何かについては町で設置できるようになっておりますので、そういう危険箇所については本年度もやってきてはいるのですけど、そういう町でできるものについては、これからも推進してまいりたいと考えています。

それと、もう一つの住民基本台帳の閲覧の制度の在り方なのですけども、これにつきましても、本年度17年の4月に、総務省の方で住民基本台帳の閲覧制度の在り方に関する検討会というのを開かれまして、今年9月に素案が出されたところなのでけれども、そのような中で、どのような形でセキュリティだとか防止を図っていくのか出されてきておりますので、それを遵守しながら、そのようなことがないように努めてまいりたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 124ページの管理費、7,779万6,000円の6目の11節需用費、1,586万7,000円。

このことについてお伺いしますけれども、非常にこういう箱物の経費は大きくかかるということはいうまでもございません。

それで、1点お聞きしますけれども、資料の説明の中で、このコミュニティセンターのそれぞれの利用人数が出ているわけなのですけれども、計算しますと、6万434人が利用されているということですが、これの中身ですね。これは町内だけがこれだけ使っているのか。それとも、町外からも使っているのか。そういうことが出ておりませんので、細かい数字は言いませんけれども、大体6万人の中の何割が外部から来ているということをお聞きしたいと思います。

それで、私が申し上げたいことは、午前中も非常に照明とかいろいろな経費の節減について話がされているわけなのですけれども、このコミュニティセンターばかりではなくて、百年ホール、その他あるわけなのですけれども、それらも全部含めて、全部無料ということになっているわけですね。

それで、この中身なのですけれども、私は、公的と個人的に分けて、公的はいいとして、個人的又は個人の団体については、今までは良かったけれども、これからは少なくとも光熱費ぐらいは出してもらってはいかなものかと思っております。

それで、大体、公的と個人的の歩合がわかりませんが、その内容がわかりませんから申し上げますけれども、大体、半々とした場合、光熱費10円か20円の程度でその光熱費は賄えるのではないかと、こんなふうに私なりに計算しているので、今後、そういうことについて、光熱費をもらってはいいかがかと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まず、第1点目のコミュニティセンターの利用者のことでありますけれども、町内の利用者と町外の利用者、どれぐらいの比率なのかという点につきましては、幕別の方のコミュニティセンターにつきましては、ほとんどが町内の方でございます。

札幌の方のコミュニティセンターにつきましては、町外の方も一部利用されておりますけれども、おおむねこちらの方も統計をとったところでは3割程度の割合でないかと思っております。

続きまして、光熱費相当額を徴収するという点につきましては、使用料の中には、暖房とそういう経費も当然入っているわけでありまして、町内の利用者が利用するに当たりましては、それは減免規程によって現実的にはお金の負担はないということが実態であります。

使用料そのものの在り方につきましては、2月6日の合併を控えた中では、これは忠類の施設における使用料の在り方、それと幕別の使用料の積算の仕方におきましては若干違いがありますので、それにつきましては現状のまま、まず引き継いで、そして合併後に使用料の統一化を図るということで調整がしておりますので、合併後におきまして速やかに使用料については見直しをかけながら検討していきたいと考えているところであります。

- 委員長（杉山晴夫） 伊東委員。
- 18番（伊東昭雄） 合併後で結構でございますが、もう1点、さっき忘れたけども、公的と私的と分けた場合に、細かい数字は言いません。それを1点聞かせてください。
- 委員長（杉山晴夫） 総務課長。
- 総務課長（川瀬俊彦） 使用料の徴収の仕方につきましては、まず公的なことというのは、コミュニティセンター、近隣センターもそうですけども、その施設の本来目的に沿った利用の仕方というものにつきましては、これは使用料については減免規程が100%適用されるということでもあります。
- それに対して、私的な使用というのは、多分営利活動等に使用する場合だと思いますが、そういう場合につきましては、減免規程は適用されませんので、定められた使用料に沿って徴収するというようになります。
- 委員長（杉山晴夫） 伊東委員。
- 18番（伊東昭雄） 私が言っているのはそういうことでなくて、私は少なくとも光熱費ぐらいは、今後頂かなければならないのではないかと言っているのです。
- 私的ですから、その私的と公的に分けた場合に、私的の場合がどれぐらいあるかということ。同じぐらいなのか、2割か3割かと。それだけいいのです。
- 委員長（杉山晴夫） 総務課長。
- 総務課長（川瀬俊彦） 私的な利用につきましては、おおむねでございますけれども、1割ぐらいだと思います。
- 委員長（杉山晴夫） 伊東委員。
- 18番（伊東昭雄） 1割というのはちょっと私理解できないのですけれども、ほとんどが私的だということであれば、今後、やっぱり十分光熱費ぐらいは今後頂くという。これは合併してからの協議と言われましたので結構ですけれども、そういう方向に向けていていただきたいと思います。
- 委員長（杉山晴夫） 芳滝委員。
- 15番（芳滝仁） 2点ほどお伺いしたいと思います。
- 129ページ、6目近隣センター費、19節、細節の3の近隣センター運営交付金のところでお伺いをしたいのですけれども、以前にもちょっとお伺いしたことがありますけれども、運営費が交付されておまして、公区だとか運営委員会において運営をされて、それはその公区、運営委員会の裁量に任せるということで了解はしております。
- ほとんどの交付金につきましては、管理人のひとつの賃金というような形であろうかと思うのでありますけれども、その管理人の仕事の内容につきまして、各公区、各公区で運営委員会の方で考えて、そしてされているようでもありますけれども、例えば、ある公区の利用人は、雪かきもみんなしなければ駄目なのだとか、細部までしないと駄目なのだとかというふうなことになる、隣では、それは公区の仕事でみなやっておるのだからというような形になっております。
- これはその公区の中でいろいろ話合いをされて、本人も納得してそうしてされている世界だろうと思うのであります。近い公区でその仕事の内容に格差があるということにつきまして、多少、声が聞こえてきておまして、公区長会議等の中で、ある程度の管理人の仕事の内容につきましての統一性のようなものをされた方が、やはり協働のまちづくりの推進にとりましても、意思の疎通のとれた形で進めることができるのではないかとこのように思うのですが、その辺の考えはどうか。
- あと、先ほど、伊東委員にも多少関係があるのであります。近隣センターの場合、公区内の方が使う場合は無料なのだけれども、他公区の方が使う場合は、少し使用料を頂いているというふうな、そういうところもあるようでありまして、それは頂いていないところもあるようでありまして、その辺のところも、ある程度統一性をとっておいた方がいいのではないかとこのように思うのであります。その辺を踏まえていらっしゃいますかどうか、お伺いしたいと思います。
- もう1点、143ページ、16目諸費、19節、細節15協働のまちづくり支援事業交付金であります。これは説明資料に出ておりますように、16年度は雪かき支援のみということになります。

これに限定してお尋ねを申し上げたいと思っておりますが、この資料にあります3件というのが、多いのか少ないのかということ。そして、内容はここにありますが、この内容、31万5,000円になっておりますけれども、恐らくこの排雪というところでたくさんのお金が使われて、大部分であろうかと思うのでありますが、その辺の内訳と、そして、このことに関する一つの総括と課題であります。

また雪が降ってきますので、いろいろ検討されて、課題があって、この1年間検討されてきたと思うのでありますが、今年、今後のいわゆる除排雪にかかわるところの支援事業についての今後の方向性、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 近隣センターにおける管理人の役割のことにつきましては、これは年の1回、運営委員会の合同会議というのを開いております。その中で、管理人の方の役割というものの統一化を図ろうというようなことについては、十分協議をして話し合われているところであります。

続きまして、2点目の他公区のコミセンのことについてという話でありましたけれども、近隣センターの方についてのことだと思います。

近隣センターにつきましては、基本的に近隣センターの使用については、これは同じです。

ただ、近隣センターごとにその運営委員会で独自に備品を用意していると思います。近隣センターが独自に用意した備品につきましては、自分たちが本来使う近隣センター、住民の方が使う場合については通常無料で扱っていると思います。

一方、その近隣センターの本来の利用者でないところの方が、その近隣センターを利用して、例えば、湯飲みとかそういうものを利用した場合につきましては、これは一定のルールでその近隣センターに、その備品類についての料金を支払っているという実態であります。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 協働のまちづくりの件でございます。

件数的には、雪かき支援が2件、地域内排雪が1件、雪の堆積場の確保が2件と、計5件でありました。

この数字については、予算から見るとかなり少なかったのかなというのが実感であります。

その原因の一つが、年度途中からの補正予算の対応でございましたことから、公区の総会等での検討がなされていなかったのかなと。

ただ、実施期間中にかなりの問い合わせはありましたので、本年度、これから雪かき等に関しまして、冬期間の事業に関しましてはこれから受付となりますので、今年はこの数よりも多くは来るのであろうというふうに思っております。

金額的に31万5,000円の支出ですが、そのうち24万円程度は地域内排雪のものであります。

また、今回、雪かきの関係で少なかったことに関しましての課題といたしまして、やはり少し縛りがきついのかなという感もございます。特に地域内排雪につきましては、交差点から交差点のある程度のスパンが必要であると。

先般、帯広市の方でまた見直しをしまして、交差点だけの排雪も認めるというような方向、また、除雪機の購入に関しても中古も認めるというような方向も出ておりますので、これらも含めまして、今月末に公区長の代表者を集めて、また検討委員会を開催しますので、私どもの考えているところの課題もぶつけ、また、公区長さんの方からも意見を頂いて、よりスムーズに実施できるような体制をまた組んでまいりたいと考えております。

○委員長（杉山晴夫） 芳滝委員。

○15番（芳滝仁） 管理人の役割につきまして徹底をされておるといふご答弁なのですが、実際、そういう内容につきまして徹底されていないと、なかなか管理人が決まらなくて大変だったというところが、1、2カ所あるわけでありまして。

それは公区内の話合いによりまして解決をして、これだけの形の仕事をさせていただきたいというふうな形で、話合いがなされて正常な形になったというところがあります。それは公区内の中で話し合っ

そうだったそうでありまして、そういうことが初めからきちっと統一をされる、ある程度意思の疎通が図られておるのであれば、そういう問題が起こらないと思うのですよね。

実際起こって大変だったということが、それこそ去年、管理人がしばらくいなくて、多くの人方が交代でその鍵を持ってやったということがあったものでありますから、どのぐらいまでそれがきちっと伝わっているのかどうか。その辺、ひとつ、公区長会議なんかはその辺のところをきちっと話を出されていいのでないかなと。そうでないと、なかなかそれがきちっと伝わっていかないということなのでないかというふうに思うのでありますけれども、どうでしょうか。

先ほど間違えました。コミセンではなくて近隣センターの備品を使って、それはわかっているのですが、そのことをお尋ねしているのですけれども、ある近隣センターで、外から来て使っていただいても取っていないところもあるわけですね。それはその運営委員会の形でそう決めておるのでしようけれども、大体が外の公区から来られたら、備品代のような形で頂いておるわけですが、頂いていないところもあるわけなわけですね。それは任せなのでしょうけれども、その辺の格差があることがいいことなのか悪いことなのかということをお私に申し上げているわけで。

その辺ひとつちょっとお考えいただきたいと思うのでありますけれども、どうでしょうか。

あと、支援事業につきましては、検討されておるようでありまして、いいと思うのでありますけれども、ひとつ検討課題として、通学路の排雪であります。その辺の、率先してやっていただいているのですけれども、なかなか間に合わない点があったりいたします。

要望としてありましたのが、いわゆる交差点の角地の排雪と通学路の排雪ということが、結構話題に挙がっていたようでありまして、その辺のお考えはどうかというふうに思うわけでありまして。

○委員長（杉山晴夫） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 1点目の近隣センターの関係でございますけれども、確かにそれぞれの地域において、近隣センターの管理人さんの役割、まず1点目ですね、管理人さんの役割について悩まれているというお話は、運営委員長、管理人の合同会議の中でもお話は承っております。

ただ、地域性がございまして、農村部などでは管理人さんの役割は除雪からすべて入る。

ただ、農村部については、皆さん重機をお持ちになっていると、各家庭の中ですね。そのような事情もあったり、長い近隣センターの歴史の中で、それぞれの地域でそのようなものを決めてきたという過程もありまして、一律に農村部も、また市街地も全部同じように線を引けるかということになりますと、これはまた難しい問題もあるのだらうというふうに思いますので、地区別にそれぞれ近隣センター管理人の役割については協議をするような場面を、今後会議がありますので、そこでいろいろご意見を頂きながら、ある程度の目安を決めるようなことをできればなというふうに思っております。

また、備品の方の使用料につきましては、これも正直申しますと、いろんなご意見を頂きました。

昨年、検討の中でもご意見を頂きまして、管理人、それから運営委員長会議の中でもご意見を頂いたのですが、新しい近隣センターに建て変わったところで、やはり湯飲みの一つから小皿だとか、いろんなものまで新しく買いそろえたというところがあるわけですね。

そういうところにしてみると、みんなでお金を出しあって買った備品なのだと。それは自分たちの運営委員会の範疇の人たちが使う分についてはいいのだけれども、やはり他のところから来た人については、幾らかの使用料は頂かないと、破損した場合にどうするのだというような意見もありました。

これもまたひとつ、理由としては何となく私たちも理解できる部分でありますけれども、ただ、備品の中にはいろいろありまして、カラオケの設備からすべて入ってまいります。

ですから、その辺で、どの程度のものまでは、皆さんに無料で使っていただけるような形がとれるのか。このものだけは有料にしたいとか、その辺のことについても、今後の管理人、運営委員長会議の中でご意見を頂きながら、ひとつの方向性を出したいというふうに思いますので、しばらく時間を頂きたいというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 交差点角地の排雪と通学路の排雪の件でございます。

通学路と申しまして大変範囲的には広うございまして、現在、処理センターの方では、幹線道路の通学路の排雪については町で行っております。

ただ、そこに至るまでの街区、市街地の住宅前の道路等も含めるとなりますと、かなり範囲が広がります。

また、複数公区にわたって通学されている児童生徒もたくさんおりますし、こちらの公区ではやるけども、こちらの公区ではやらないというような事態も生じることもあろうかと思えます。

いずれにいたしましても、実施するに当たりましていろいろな課題が生じるかと思えますので、近々開催されます検討会議において、ひとつの検討課題として提案してみたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

野原委員。

○3番（野原恵子） 今の協働のまちづくり支援事業なのですが、この点について、今、芳滝委員の方から通学路のことが出ましたけれども、私は高齢世帯ということで、一人暮らしですとか高齢のご夫婦で、自分の家から公道までの短い道路なのですが、そこまでいく道もなかなか除雪できないという方が結構いらっしゃるのですよね。

そういう方たちにとっては、この支援事業は本当に有り難い事業ではないかと思うのですが、公区の中ではこの事業があるということも、役員の中で論議されていないというところも聞いております。

こういう事業があるということを公区の中に知らされていないということも聞いております。

これから公区長会議の中で論議していくということをおっしゃったのですが、こういう中ではしっかりと公区の中にこの事業を位置付けていくということと、やはり利用する方の中では、こういう事業があるということを知らない方もいらっしゃいますので、そういうところでは、やはり公区と行政と、それから地域にどういう人たちが住んでいるかということを中心に把握して、連携プレーをしていかないと、こういう制度があっても利用できないという状況が今あるのですね。

ですから、そういうところをもしっかりと把握して進めていっていただきたいということが一つです。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 協働のまちづくり支援事業につきましては、公区長会議があるたびに、また、広報等でも広く周知を図っているところであります。

また、札幌の方では、北地区又は南地区の公区長さんの連合会の方に出向いて、出前講座等の形で説明もさせていただいておりますので、私どもとしては、そういうものを見ていただき、また、公区の総会でもこういう話が出ているものという認識で、公区の方、住民の方も十分認識しているものを思っておりますけれども、いずれにせよ、こういう周知活動につきましては、1回、2回では当然足りませんから、なお、周知活動を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（杉山晴夫） 野原委員。

○3番（野原恵子） 139ページ、15目、15節なのですが、工事請負費の防犯灯の整備工事ですが、この資料によりますと防犯の新設が17灯となっております。

この防犯灯というのは、本当に事故ですとかいろんな今犯罪や何か増えている中で、暗いところでは若い人たちが花火みたいなものをしたりだとか、ちょっと畑や何かのところでは野菜が盗られてしまっているだとか、そういうようなところで、町の方に要望を出していてもなかなか新設してもらえないという声もあるのですが、この17灯の中で、公区から申請があったところの新設というのは何件ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただいまの防犯灯新設に関しまして、公区からどれだけ要望があつて17灯新設したのかということでございますけれども、要望につきましては、99カ所の要望がございました。そのうち17カ所新設したということでございます。

○委員長（杉山晴夫） 野原委員。

○3番（野原恵子） そうしますと、まだ公区の要望には応えられていないという状況ではあると思うのですが、やはり危険な箇所を是非という要望の強いところを優先してされていると思うのですが、この解消には、今後どのように対処していきたいとお考えでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） どのように対処するかということでございますけれども、実は防犯灯の設置につきましては、防犯灯設置要綱というのが町にございまして、主要道路、主要道路と認められる交差点、会館、集会場等、地域住民が利用する公的施設の側と、それについて町が現地調査の上、緊急性を考慮して、予算の範囲内で設置するという事になっております。

確かに99カ所、43公区から出てきておりますけれども、十分といえる状況ではないのかもしれませんが、今後とも引き続き、緊急性を考慮して、順次整備していくというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 野原委員。

○3番（野原恵子） 確かに予算の範囲内というふうになると、設置が遅れるのかなとは思いますが、地域住民の安全ですとか交通事故ですとか、そういうことを考えますと、その枠を広げて、そういう設置を早めにしていくということが必要ではないかと思うのです。

私もその防犯灯を是非付けてほしいという地域を見たところでは、自分のお金を出して防犯灯を立てて、街灯をその代わりにしているという地域もあるのですね。

ですから、そういうところはやはり早めに設置していくということが必要ではないかと思うのですが、そういう自分でたてているというようなところには、どのように対処されていくか。そういうところはやはり緊急性が強いと思いますので、早めに防犯灯を付けていくべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 実は、新設は17灯ということなのですが、資料を見ていただければわかると思いますけれども、平成16年度につきましては、更新ということで、器具が壊れそうとか、あと、昔、野原委員が言われたように、ご自分で付けたようなところ。あと、暗い、昔の裸電球ですとか水銀灯で暗いものを明るいものに取り替えたということで、たまたま昨年度は新設が17灯で、更新ということで、器具を新しく明るくしたというのが44灯ございます。

それを合わせますと、60灯以上になります。

野原委員が言われますとおり、非常に危険な箇所もあると思います。それらを確認して、順次、整備していきたいというふうに考えています。

○委員長（杉山晴夫） ほかにご質疑の方。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 2款総務費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でございますが、この際、2時まで休憩いたします。

13：45 休憩

13：58 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3款民生費のご説明をさせていただきます。

160ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、予算現額 11 億 3,873 万円に対しまして、支出済額は 11 億 1,436 万 6,411 円でございます。

1 目社会福祉総務費でございますが、1 節報酬は、社会福祉委員、これは民生児童委員にお願いしているものでございますが、53 名の報酬及び細節 3 障害者福祉策定委員の報酬などがございます。

11 節需用費は、戦没者追悼式の記念品等に要した費用でございます。参加者は 114 名でございます。

13 節委託料は、障害者のデイサービス事業、訪問入浴事業などに要した費用でございます。

162 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5 は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体に対し支援をしたものでございます。

細節 6 は、授産施設ひまわりの家の運営費を補助したもので、同施設には 10 歳代から 60 歳までの 14 名の方が通所され、当該施設の運営に当たっては多くのボランティアの皆さんにご協力を頂いております。

20 節扶助費は、細節 3 重度身体障害者の日常生活用具扶助、細節 4 障害者の保護措置費及び細節 6 人工透析患者の通院費扶助などに要した費用でございます。

28 節繰出金は、国保会計への保険基盤安定分及び職員給与費分などに係る繰出金でございます。

2 目福祉医療費でございますが、164 ページをご覧ください。

この目につきましては、重度心身障害者及び母子家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に係る費用でございます。平成 16 年度末の対象者数であります。重度心身障害者が 347 名、母子家庭等が 547 名でございます。

20 節、細節 1 重度心身障害者医療費扶助につきましては、対象者数の減少に伴いまして、前年度比 16.7%の減となっております。

細節 2 の母子家庭等につきましては、1 件当たりの高額な医療費の増加があったことなどから、前年度比 74.5%の増となっております。

3 目の社会福祉施設費は、千住生活館の管理運営に要したもので、6 月から 8 月の夏期間につきましては週 3 回、それ以外の期間は週 2 回の入浴サービスを行っているほか、料理教室や各種会合に使われております。

166 ページになります。

4 目国民年金事務費は、国民年金事務に要した費用でございます。

5 目老人福祉費は、高齢者の方々の福祉全般に要する経費を計上したものでございます。

なお、本町における平成 16 年度末の高齢者は 5,384 名で、高齢化率は 21.1%となりまして、対前年比 0.7%の増となっております。

168 ページになります。

8 節報償費は、米寿記念品や敬老祝金などに要した費用でございます。

11 節需用費は、敬老会や老人クラブの新年会に係る費用が主なものでございます。

170 ページになります。

13 節委託料は、細節 6 の高齢者食の自立支援、いわゆる訪問給食サービスや細節 7 の外出支援サービス、細節 10 の生きがい活動支援通所事業、さらには細節 12 高齢者在宅介護支援事業などに要した費用でございます。

18 節備品購入費は、緊急通報用電話機を購入したもので、購入台数は 10 台でございます。

19 節、細節 3 は老人クラブ連合会に活動費を補助したものでございます。

細節 6 につきましては、特別養護老人ホームの建設費補助分でございます。

20 節扶助費は、細節 2 の養護老人ホーム入所者の措置費。

細節 4 は、社会福祉法人が介護サービス利用料を減免した場合の扶助などが主なものであります。

172 ページになります。

28 節繰出金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計に対して、町の負担分を繰り出したものでご

ございます。

6目老人医療費は、北海道老人医療給付事業に係る65歳以上70歳未満の一人暮らしの高齢者などに対する医療費扶助とその事務に係る支出でございます。

平成16年度末の対象者は111名で、前年度比35.4%増となっております、これに伴いまして、医療費扶助も45.9%の増となっております。

7目老人福祉センター管理費は、同センターの管理運営に要した費用でございます。月2回ずつ4路線に福祉バスを運行しまして、利用者の便宜を図っております。

また、平成15年度から土曜日も開館いたしましたことなどから、利用者数は増加しております、平成16年度は3万9,508名が利用されております、前年度比では5.1%の増となっております。

174ページをご覧ください。

8目保健福祉センター管理費でございますが、同センターの管理運営に要した費用でございます。

176ページをお開きください。

9目の南幕別老人交流館管理費でございますが、糠内コミセンに併設した同交流館の管理運営に要した費用でございます。

交流館は、原則として毎週月曜日と金曜日に利用していただいております。

利用者は730名で、前年度比32.7%増となっております。

178ページになります。

10目介護支援費は、在宅介護支援センター運営事業2カ所の委託に要した費用でございます。

なお、町の基幹型を含めた支援センター3カ所の年間相談実績は、延べにいたしまして1,406件でございます。

180ページをお開きください。

2項児童福祉費、予算減額3億9,256万9,000円に対しまして、支出済額は3億8,185万2,740円でございます。

1目児童福祉総務費は、児童福祉に要した費用でございます。

20節、細節1の児童手当は、延べ児童数2万562名に給付したものでございます。

182ページになります。

細節7は、障害児の居宅介護サービス、デイサービス、ショートステイなどに要した費用でございます。対象者は32名でございます。

2目児童医療費は、就学前の乳幼児に対します医療費扶助及び事務費を支出したものでございます。平成16年度末対象者数は、1,568名で、前年に比べ190名の増となっております。

20節扶助費は、前年度に比べ、28.2%の増となっております。

3目常設保育諸費は、幕別1カ所、札内4カ所の保育所の管理運営に要した費用でございます。

7節の賃金は、調理員及び臨時保育士の賃金が主なものでございます。

184ページになります。

11節需用費は、各保育所の消耗品費及び光熱水費のほか、細節60の給食賄材料費が主なものでございます。

186ページになります。

13節委託料は、細節8広域保育に係る委託料及び細節11のさかえ保育所移転予定に伴う基本設計委託料が主なものでございます。

18節備品購入費は、保育遊具を購入したものでございます。

4目へき地保育所費は、町内6カ所の管理運営に要した費用でございます。

この目では、12名の保育士の賃金と給食材料費等に要した費用が主なものでございます。

なお、平成16年4月当初の通所児童数は54名でございます。

188ページになります。

5目肢体不自由児通園訓練施設費は、十勝愛育園の管理運営に要した費用でございます。

なお、実通園者は13名で、延べ人数にしまして621名でございます。

190ページになります。

9節旅費は、嘱託医師の費用弁償に要した経費が主なものでございます。

13節の委託料につきましては、訓練士の派遣委託料が主なものでございます。

192ページになります。

6目幼児ことばの教室費は、同教室の運営に要した費用でございます。

なお、平成16年度の通室者数は61名で、延べ人数にしまして2,487名でございます。

7目児童館費は、札内南、札内北、幕別南児童館の3館の管理運営に要した費用でございます。

利用者は延べ2万2,221名でございます。

194ページになります。

8目子育て支援センター費は、同センターの運営に要した費用でございます。

なお、同センターに通所された方は、延べにしまして2,761名でございます。

196ページになります。

3項災害救助費は、予算現額555万円に対しまして、支出済額5万円で、火災見舞金として1世帯に支給をしたものでございます。

以上で民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 何点かお聞きいたします。

1点目は、163ページ、社会福祉総務費の中の19節、8の民生委員活動費交付金です。

民生委員の方が日ごろ大変努力されて、いろいろな家庭をまわって手助けをしているという現状があります。

それと併せまして、この間、他のところの民生委員の方がかかわった事件が発生をしました。

本当に心が痛くなるような、そういうような事件でもありましたが、そういうこともあるものですから、民生委員の方の本当に資質だとか、それから姿勢が大きく問われてくるのではないかなというふうに思います。

そこで、幕別の民生委員の活動においては、ある程度の基本的なものはきちんとあると思うのですが、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思うのですね。

基本となるマニュアルみたいなものが、きちんと作成されて、それに基づいて行われているのか。

それからまた、研修はどのように行われているのか。

それからまた、その民生委員の方が、その方によって対応の仕方が違うというようなことも、町民の方から出されているものですから、そういう点での民生委員同士の交流会だとか、学習の場が設けられているのかどうか。そのことをまずお聞きをしたいと思います。

それから、2点目ですが、同じく163ページ、20節扶助費の1番生活困窮世帯扶助。これは、これまで何回か取り上げてまいりました。

この間の決算を見ますと、14年度のときが22万4,700円。それから、15年度が20万3,700円。そして今回の決算が15万9,460円ということで、年々下がってきているのですね。

実際には経済不況の中で、生活が困窮されている方というのは、普通でいけば増えてくるのではないかなというのが私の認識の中にあるのですが、それとは逆の方向にこの決算ではなっているということで、この辺の要因は何なのかということ、まずひとつお聞きをしたいと思います。

それから、もう一つは171ページ、老人福祉費の中の13節、9の軽度生活援助事業委託料なのですが、16年度は二人ということでありました。

その前年度は一人ということで、一人は増えているのですが、非常に利用されている方の人数が少ないと思われるのですね。

それで、この政策をやろうというふうにしたときには、私はもっと利用される方が多いのではないかなというふうに町の方でも考えたと思うのですが、その辺のところの、この援助事業の評価というのですか。やってきてどうだったのかという一定の総括をされていると思うのですが、その辺のところをまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じページの10の生きがい活動支援通所事業委託料、これが前年度308万円だったのが、今年度74万円ぐらいに落ちているのですね。

これはなぜかということを知りたいのです。

実際に資料の方を見ますと、同じ程度のことを行って、同じぐらいの人数の方が参加されているのですが、経費だけ非常に安くなっているという、この理由をまずお聞かせください。

○委員長（杉山晴夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず第1点目の民生委員の活動費交付金の関係のご質問でありますけれども、民生委員の事件があったというようなことで、そういう資質あるいは姿勢というものが問われているというようなことでありますけれども、民生委員の活動に関しましては、道の方からマニュアル的なものが出ておまして、それをもとに、どのような対応をしたらいいかというような、そういうものが出ております。

それから、研修についてのご質問でありますけれども、民生委員さんについては、毎月1回、ひと月だけ休みがありますので年に11回、集まりをしていただきまして、必ずその中で研修を行っているというような状況であります。

それから、個々の対応の仕方、学習の場ということでもありますけれども、その学習の場につきましても、先ほど申し上げたその研修の中で、いろいろ勉強をしていただいているということもありますし、先ほどそのマニュアルというものがあまして、その中で、どのような対応をとるかということがありますので、民生委員さんもそれぞれいろんな性格の方がいらっしゃいますので、全く同じ対応をとるということはなかなか難しいかもしれませんけれども、そういったマニュアルに基づきながら、同じような形でやっていくということであろうというふうに思っております。

それから、2番目の生活困窮世帯の関係でありますけれども、これについては金額が非常に減っているということのご質問でありますけれども、16年度におきましてはお米券を配るということで、3キロ分のお米券ということで、金額にいたしますと千八百何十円かというようなことになったものですから、件数としてはそれほど前年と大きく変わってはいないと思うのですけれども、そのようなことで金額が減ったというような状況であります。

それから次に、軽度生活援助事業、この関係でありますけれども、利用が少ない、もっと多くてもいいのではないかとのご質問でありますけれども、確かに16年度では2件ということで非常に少なかったのですけれども、現在、17年度の今現在ですけれども、6名の方が、申請も含めて利用されるというような予定になっております。

それから、生きがい活動支援事業、これが前年より大幅に減になった理由ということなのですけれども、生きがい活動支援事業につきましても、この16年度から単独事業になったというようなこともありまして、それまでこの中に人件費も見ておりました。

単独事業ということですから、補助のメニューのある方に人件費をのせたということで、高齢者の食の自立支援サービスの方がまだ補助のメニューとしてのっておりますので、そちらの方に人件費をのせたということでもあります。

○委員長（杉山晴夫） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点目の民生委員の問題なのですが、どこの町村、全国どこでもこういう基本的なマニュアルのもとで、私は行われていると思うのですね。

それでもああいう事件が起きてしまった。ここのところは、私はさらに資質も含めてなのですけれども、精神的なもの、民生委員はいかにあるべきかという、そういうことをきちっと再度学習をすることが必要だということと、併せまして、非常に対応が難しいですね、民生委員さんのお仕事というのは。

町民とのかかわりで、相手があまり踏み込んでほしくないという家庭もいれば、黙っていれば本当にぼろぼろになるまで何も外に言えないで、本当にひどい生活されたままでいらっしゃる方というのもしらっしゃいますし、そういう点では非常に微妙な対応だとか、きめ細かな対応というのが必要だと思うのですね。

それで、私は是非、毎月1回集まって研修されていらっしゃると言っていますが、そういう中でも、役場の職員の方たちが、そういう点に関して、事例を挙げたりして現実的な講習会というのを是非やっていただきたいなというふうに思います。

それから、2番目の生活困窮世帯の扶助、これは、件数はさほど変わっていないというふうに、今おっしゃいました。

私は、このことについても、これは民生委員の方が大きくかかわっていますよね。前回は質問しましたが、民生委員が訪問をして、その方の実態を掴んで、そして申請をするということですから、民生委員さんがきめ細かく動くほど、そういう実態を掴めるということですから、その辺でも民生委員さんの活動に期待しますし、それと併せて、やはり私は前回は質問いたしましたけども、こういう生活困窮世帯扶助というものがあるのならば、民生委員さんだけに任せないで、きちんと町民の側からも、例えば、もう困ってどうしようもないという申請できるような、そういう制度にきちっと変えていくことも必要ではないかなと思いますので、そこもお聞きしたいと思います。

それから、3番目の軽度生活援助委託料、現在6名ということでお話がありました。

どういう評価をしたのかなという、どういう総括をしてきたのかなということはお答えなかったものですから、これをきちんと答えていただきたいと思います。

4番目の件はわかりました。

○委員長（杉山晴夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず1点目の民生委員さんの資質の関係のことでありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、11回の研修を持っておりますし、その中でも、また先ほど言われましたように、事例研究を実際に取り上げてやっているケースもあるのでありますけれども、一層そういったものも加えながら、そういう研修に努めていきたいというふうにも思っております。

それから、生活困窮の関係ですけれども、民生委員さんのかかわりということで、民生委員さんも皆さんそれぞれきめ細かくやってはいただいているのだと思いますけれども、さらに一層そういうふうにはやっていただけるように、私の方からもお願いをしてやっていきたいというふうに思っております。

それから、軽度生活援助事業のこの評価ということでもありますけれども、当初からその軽度生活援助事業については、介護保険の認定にならなかった方、あるいは、退院をして間もない方というようなことで、そう多い人数ではないだろうというふうにしておりますので、そういった中では、前年は少なかったですけれども、今年6人というようなことでありますので、一定のそういう役割を果たしてきているのではないかなというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 2番目のところ、是非申請をできるようにというふうにお聞きしたのですが、そこはどうでしたか。

○委員長（杉山晴夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） この件に関しましては、以前からこれは相当ご質問何度もされているということだと思いますけれども、あくまでも金額的にも1件1,800円何がしということで、このことを、それを支給されてその方が本当に、その何日かはそれで生活が何とかなるという場合もあるのでしょうか、それを申請してやるということまでというよりも、いつも申し上げておりますとおり、民生委員さんがあくまでもそういった方にかかわりをもって、そして様々な福祉施策を利用できるように、あるいは生活保護に陥らないように。最悪の場合にはそういう生活保護に陥る場合もあるのでしょうか、そういった民生委員さんとのつながりをもつというふうなことで、ご理解を頂きたいというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） はじめに163ページ、2目福祉医療費、この福祉医療費全体にかかわるものですから、節の区分については申し上げられないのですけれども、幕別町に限らず、障害者の医療費につきましては医療の定められた基準によりまして、公費負担というふうにされてきておりました。

今、この制度が変えられるという状況が出てきておまして、それでもしそういうふうになった場合に、うちの町の障害者、一体何人の方がどういう状況になっていくのかということを引きちと押さえていく必要があるのではないかとこのように思います。

そこで、実際に今町内に障害者の認定を受けていらっしゃる方が何人いらして、そして、これらは所得基準によって、今後、医療費についての負担も生じるやに、そういう動きがあるというふう聞いておりますので、その所得の状況それぞれ押さえられている範囲で教えていただきたいとこのように思います。

それから、2点目ですが、ページ数でいきましたら、186ページ、4目へき地保育所費のこのへき地保育所の給食の実施についてちょっとお伺いしたいのですけれども、過去にへき地保育所でも給食を実施できないかということでも何度かお尋ねしてきたことがあるのですけれども、運営上、運営委員会が自主的にやっていることや、経費のことや、あるいは学校給食から運べないかということについても、文科省管轄と厚労省管轄で難しいというようなことがずっとありまして、クリアできないで今日まで来たと思います。

昨今、この文科省と厚労省の管轄、すみ分けなのですが、幼保の一元化などが出てきておまして、一元化される動きに流れてきておりますよね。そういう中で、今まで季節保育所に54名の幕別町の子どもさんが通っていらっしゃるわけだけでも、この幼保の一元化、すなわち、厚労省とそれから文科省との垣根が崩されていって、事業が実施できる、そういうその流れができてきておりますので、そういう流れからいって、へき地保育所でも給食の実現ができてくるのではないかとこのように考えるわけです。

そこで、その点について、今、どんな認識を持っていらっしゃるのか。まだまだ壁が厚いのか、その点についてもお伺いしたいとこのように思います。

○委員長（杉山晴夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） 私の方から、身障者の認定の状況ということで、お答えをしたいと思います。

これは16年3月末の人数でありますけれども、身体障害者の方が全部で977名、うち1級の方が319名、2級の方が183名となっております。

それから、知的障害者の関係ですけれども、全部で144名、そのうち重度の方が61名、中軽度の方が84名となっております。

それから、精神障害の方ですけれども、これについては全体で38名、1級の方が7名、その他が2級、3級ということになっております。

それから、最初に身体障害者、数が合わないと思いますけれども、先ほど申しあげました人数以外の方は、それ以外の等級になるということでもあります。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） へき地保育所の給食への対応ということでございます。

中橋委員、幼保一元化で文科省と厚労省の壁がとれたので、給食センターからの対応ができないかという内容でございましたけれども、確かにそういう面では対応はできる可能性が開けてきたのかもしれませんが、ただ、保育所の子どもさんにつきましては、学校給食のメニューと若干違うメニューを出していると。特にへき地保育所でも2歳ぐらいのお子さんもおいらっしゃいます。そうすると、一般的な学校に通ってられる子どもさんの給食では、ちょっと対応できないと。

これは常設保育所でも言えることなのだと思いますけれども、ちょっとメニューが違うということで、一概に給食センターで対応するということはできないかというふうに考えております。

もう1点、運営協議会の方で対応できるかどうかということなのですが、この辺も現在のところなかなか運営協議会の方では対応できないと。体制的なもの、金銭的なもの、委員のおっしゃったとおり、ちょっと現実の問題としては難しいかなというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） まず障害者の方なのですが、認定の状況と併せまして収入の状況、今、公費で医療費が保障されている方たちが、公費で保障されなくなる。その公費で保障されなくなる基準として、収入の基準があるわけですね。

そういうものをきちっと掌握して、今後に備えていくことが大事だということを思いましてお尋ねしたのですが、障害者の数と、それから認定の1級、2級の状況はわかったのですが、それぞれが所得の状況がどういう状況であるか。この点をお答えいただきたいと思います。

それから、今のへき地保育所のことですが、実態は、常設は給食がきちっと専門の調理員がおりまして出されているのですが、へき地は実施されてきていないですね。

それで、今、お答えいただいたように、どんな状況かという、そこ、そこに勤められている、主に保育士さんですが、保育士さんの方たちがいろいろなやりくりをしながら調理をして提供している。

パンだけは共同購入するとかというような手法をとられて、今やっていらっしゃると思うのです。

それで、やはり私は同じ幕別町の子どもたちである以上、きちっと給食が保障されていく、常設に限らず季節も一緒に実施されるというのが一番望ましいというふうに思って、それで以前からお話をしてきたのです。

ただ、先ほど言ったような経過があるものですから、それで、負担が余りにも増えては困る、あるいは、法に基づいてやるのだけでも、それも逸脱することはできない。そういうようなことがありまして、それでやむなくといいますか、仕方がないのかなというそんな思いで来たのですが、今、ご答弁は、私は実際にやりだして、メニューの中の問題とかそういうことはできるかできないか、できるというふうに踏み込んでからいろいろ整理されていくことだと思うのですよね。やる姿勢を持つか持たないか、そこが大事だと思うのです。

最初から、メニューが小学生と幼児とは違うのだから、だから駄目ですよということであれば、これはどんな条件ができてきても一歩も進まないと思うのですよ。

ですから、そういう幼保の一元化というような壁が崩れてきているときに、きちっとまずは同じような保障を、季節の子どもたちもするのだということを町の方が持つことが大事だと思うのですが、その基本的な考え方はいかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ただいまの話なのですが、給食のメニュー、できるかできないか検討したのかということなのですが、現実の問題といたしまして、54名、さらに2、3歳の方は全く違うメニューをつくと。そういうことになりますと、20名、30名の方だけのメニューを給食センターで対応するということになりますと非常に難しい問題があるのではないかとということです。

ここでできるかできないかということは別にしまして、その辺のところは難しい問題があるので、考えていかなければならないというふうにしております。

ただ、もともとへき地保育所、これが設立された経緯はご存じのとおり、主に農村部ということで、農繁期にお父さん、お母さんが仕事に出るので、その間預かっていただきたいというような経緯で開所したと。保育料につきましても、町の常設保育所に比べますと、非常に安い単価で皆さんお預かりさせていただいているということもあります。

そういうような経緯もありまして、現在のところできないのかなというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） 先ほどの所得の状況ということでありまして、保健福祉センターの方では、所得の状況については押さえておりませんのでわからないという状況であります。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番(中橋友子) 今、後段の所得の状況であります、これは今大変大きな問題になってきて、障害者の方たちが、多くの方たちは、障害者は障害者年金で生活されている方が多いのですが、金額が大体80万円から90万円なのですよね。

だから、その年金だけで食べている人がどのぐらいいるのかとか、そういうことをきちっとひもといければわかってくることだと思うのですけれども、要はこの所得基準によって医療費の負担が生じてくる、そういう動きになってきているということが、今、障害者の方たちにとって重大問題になっているのですよね。

ですから、きちっとこういう障害者福祉制度を実施する町として、そういう状況もきちっと把握をしていくということが大事だと思いますので、是非、きちっと取り組んでいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

それと、給食のことは、何か聞き方が悪かったのですよね。

法的に定めて言うと、学校給食をきちっと運んで、季節保育所に届けて、子どもたちに食べていただくことが、今後、可能なのかどうかということをお尋ねいたします。

メニューのことだとか料金のことではありません。可能かどうか。

○委員長(杉山晴夫) 教育部長。

○教育部長(藤内和三) 今のへき地保育所の子どもに給食をということで、町民課長の方からお答えいたしましたけれども、学校給食法、この設置目的からは、基本的に学校以外に配送することはできないという定義がございます。

今後につきましては、町長部局と協議をしながら、できるかどうかも含めて、法的には難しいわけですから、今後、厚労省あるいは文科省、そういった一般ニーズもございますので、それらを見極めながら、町長部局との検討協議をしまいたいと思っています。

○委員長(杉山晴夫) 助役。

○助役(西尾治) いつも議会の中で議論になります、その所得の状況についての把握をどう考えるのだというご質問でございます。

委員からご質問あった場合でも、税務課の職員は所得階層ごとの質問に対してはご答弁をさせていただいておりますが、それ以外の職員になりますと、個人の所得状況は、現在税務職員以外は見られない状況にあるものですから、本人の承諾が得られない限り、他の部局において、それぞれ段階ごとの所得状況というのは、把握は、今、現実的には困難な状況でございます。

そういう状況からいいますと、それぞれの部局で所得状況が把握できる状況にあるのかといいますと、現実的には役場内であっても、住民の所得状況というのは担当部局の職員しか見られない。

さらには、もし必要な場合は本人の承諾を得て、所得状況を把握させていただくというような状況でございますので、あらゆる場面でそういうようなご質問を頂いたときに、極めて行政としてお答えしづらいのですが、そういった分野で、各階層ごとの所得状況はどうだというふうなお話になりますと、これは把握できないというのが正しい答えになってまいりますので、そのことはご承知おきください。

もし、把握すれという状況になりますと、対象となる皆さん方から、ご申告を頂くか、あるいは承諾を得て、所得状況を税務課に問い合わせをするということしか方法がございませんので、その辺のところもご理解をいただければなど。

そういうことから状況については把握できない、あるいは把握していないというご答弁しかできないこともご理解をいただければなどというふうに思います。

○委員長(杉山晴夫) 中橋委員。

○2番(中橋友子) 今の助役のお話なのですが、知りたいところといいますか、必要などころといいますか、そういう制度替えになってきたときに、医療が受けられないとかいろんな現状が想定されますよね。

そういう場合に、住民の福祉に責任を持つ町として、きちっと政策的な手立てを打っていかねばならないことになってきますよね。

できること、できないことも含めまして。

そうした場合の、基本のベースとして、今お答えいただきましたように、例えば、障害者の認定の数が、身体障害者では977名いらっしゃるのだと。1級の方はそのうち319人なのだとということでありましたね。

そういう押さえと同時に、その人たちが制度替えによって、様々な負担が生じて生活が困難になってくるといえるようなことが見えてきた場合には、やっぱりきちっとした所得状況、それは一人一人がどうかというよりは、町として全体に、例えばここにいらっしゃる997名の方がどんな状況に転換していくのかというのは、大きく押さえていかななくてはならないことですよ。

そして政策ができあがって、次の手立てがとられる。

私はその次の手立てをとっていただきたいので、個人情報を知るといえるよりは、そういう政策的な組立てをする上で必要な基本的な数値だと思ってお尋ねしたのですよ。

ですから、当然福祉課でそういう政策を実施されていくと思いますので、そうなってくると、税務課ですとかそういうところとの連携になってくるのでしょうかけれども、その基本的な姿を示す、一人一人がどうかというよりは政策を打つためにきちっと知り得る税務課として、基本的な姿を示すというような、そういうものの上に組み立てられてくるのではないのでしょうか。

微妙なところだとは思いますが、町というのはそういう連携事業が生きて、いろんな生きた施策というのがつくられてくるのではないですか。

決算のときですから、そういう決算が、平成16年度のお金の使い方が生きたのかどうか。今後、どうすればいいのかというのが一番大事なことだと思うのですよ。

そうすると、そういうような基本的な考え方というものを持つ必要があると思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 助役。

○助役（西尾治） おっしゃること、まさしくその通りだと思います。

ですから、所得がこのぐらいある方については、当然こういった負担が増えますよということは、当然のことながら行政としてきちんとお知らせをしていく必要はあるのだろうと。

それから、全体としてどういう状況にあるかということにつきましても、個々人の固有する所得を把握する中でないと、なかなか全体としての把握ができないということになってまいりますので、中橋委員がおっしゃるように、町として必要がある場合については、毎年度、こんなことが必要なかといひながら、公営住宅の入居料を決める際にも、1件1件全員から申請を毎年頂いているという実態にも当然ございます。

ですから、役場でいえば、税務課に聞けば俺の所得がわかるのでないかというふうに町民から言われますけれども、原点としてはそういう制度上の問題があって、なかなか税務職員以外が個人の所得を見ることができないというのが前提としてあるものですから難しい点はあるかと思えます。

ただ、必要な場合については、本人の承諾を得るなりして、全体として政策を打つ上で必要なのだよという観点に立てば、当然のことながら、手数料がかかっても、ご本人の承諾を得る中で、所得の開示を税務課の方をお願いをするということではできないということではございません。

ですから、それはケースバイケースによって、今言うように、方向転換するような重大な政策を決める場合については、手数料がかかってもそれらのことについては十分勘案しながら、私どもとしては仕事を進めさせていただければというふうに思っております。

すべてやらないということではなくて、やる前提としては非常に難しい条件があるのだということもご理解を頂きたいということでございます。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 理解はいたしました、それは。

今、制度替わりの大事なきでありますので、そのことを踏まえての対処をさらに求めたいと思います。

後段の保育所の給食のことではありますが、法的には現段階で、学校給食法の中で難しいのだということでありました。

また、私も完全に幼保一元化についても、完全に全部整理されているわけではありませんから、試行の段階でありますので、現時点では難しいというふうには思います。

しかし、そういうふうに向かっているというのも事実でありますから、こういうときに、是非有効な活用をして、季節保育所の方たちの保障ができるのだ。住民の利便性を高めるのだというような視点をもって臨んでもらいたいというふうに思うのですね。

今後、様々な部局で検討していただけるということでもありますから、是非検討していただきたいのですが、その検討する方向として前向きにしていきたいと思います。

あれこれの条件が先に出てしまうと、どうしてもそこで止まってしまうということがありますので、是非、そのところだけ確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 学校給食、現在の施設につきましては、3,000円食まで可能でございます。

それで、現行が最大限2,700。

ただ、前段申し上げておりますように、法的に現状においては難しいという問題がございます。

それと、町民課長の方から申し上げました、やはりメニューとかそういった問題も、実際現場でつくれるのかどうかという課題も大きな課題として残っていると思っています。

そういう意味では、やるということを前提ということではなくて、今後、私ども教育委員会といたしましては、町長部局とその辺、一つの方向性を見いだしていただくなり、そういった中で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 何でもお話が出たときにすぐ実現できるというふうには、私も思わないのですけれども、いろんな相談ごとというのは、このことについて実施した場合どうなるかということから始まるのだと思うのですよね。

それがなかったら、メニューの検討も恐らく、給食の車で載せて運んだり、いろんな時間の問題や温度管理とかいろんなことが、検討が始まった中で出てくるのだと思うのです。

だから、そういうことを是非話し合っていたきたい、考えていただきたいということなのです。

それ抜きに、食数がどうだとかメニューがどうだとかということになれば、ここで全部止まってしまうことだと思いますので、その考え方を伺いましたのですが、どうですか。

○委員長（杉山晴夫） 助役。

○助役（西尾治） 私も中橋委員と同じで、保育所をつくるときに、何で国の基準どおり全部揃えなければならないのかなという思いは一緒でございます。

できればそういう方向にもっていけることが、まさしくこれからのまちづくりの上で、自分の町が考えたおりにできるような施策というのが一番大事だと思います。

ですから、具体的な手法については、これは個々あるかと思えますけれども、姿勢としてはできる限り行政コストのことも考えまして、そのような方向になるように、私どもとしても国、道に働きかけをしていきたいというふうには考えております。

○委員長（杉山晴夫） 芳滝委員。

○15番（芳滝仁） 187ページ、3目常設保育費の13節、細節11さかえ保育所基本設計委託料が支払われております。

以前にも質問させてもらったのでありますが、これが決まりましたときには、国から公立の保育所につきましては補助金も建設補助も出るというところで決まっておったと思います。

以後、方針が変わりまして、補助金につきまして、それは建設補助も運営費の補助も出ない。民間の法人の保育所には出るわけでもありますけれども、そうなったわけであります。

お尋ねしたいのは、財源につきましてどのような方向性を持っていらっしゃるのか。

委託料払われて基本設計されたわけでありますから、その財源の方向性につきまして確定をしておるのか、方向性が見えておるのか、その辺のお伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） さかえ保育所建設に当たって、財源の手当ということでございます。

芳滝委員が言われますとおり、補助金の制度は廃止になって、代わりまして交付金制度というのができました。

これはほとんど補助金を同じような制度で、町の方に建設に当たって財源として交付されるという内容のものでございます。

平成 18 年度予定していますさかえ保育所の設計ですけれども、現在、その交付金の交付に当たって、北海道の方と私どもの担当者、協議させていただいているところでございます。

ただ、これが実際に幾らくるとか、そもそも当たるのかどうかとか、そういう点についてはまだ不明でございます。

○委員長（杉山晴夫） ほかにご質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 3 款民生費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、3 時 5 分まで休憩をいたします。

14 : 49 休憩

15 : 03 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員及び説明員にお願いを申し上げます。

質問及び答弁は、簡潔・的確にお願いいたします。

次に、4 款衛生費に入らせていただきます。

4 款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 4 款衛生費のご説明をさせていただきます。

198 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、予算現額 2 億 9,459 万 7,000 円に対しまして、支出済額 2 億 9,323 万 5,795 円でございます。

1 目保健衛生総務費でございますが、1 節の報酬は嘱託医師 14 名分の報酬。

9 節の旅費は、嘱託医師の費用弁償が主なものでございます。

200 ページになります。

13 節委託料の細節 5 は、夜間救急診療に係る委託料で、平成 16 年度をもちまして委託業務は終了をしております。

19 節の細節 3 は、高等看護学院に係る負担金でございます。

2 目予防費は、感染症予防のための予防接種などに係る経費で、202 ページをお開きください。

11 節需用費の医薬材料費、13 節委託料の麻疹、風疹、インフルエンザなどの予防接種に要した費用でございます。

3 目の保健特別対策費は、健康に関する啓発事業及び各種健康診査など、生活習慣病予防対策に係る費用でございます。

204 ページになります。

13 節委託料は、胃の検診や婦人科検診及び基本健康診査など各種検診に要した費用でございます。

206 ページになります。

4 目診療諸費は、駒島、糠内、新和、古舞、日進の各診療所の開設に係る費用でございます。診療所

開設日数は192日で、受診者数は744名でございます。

208ページになります。

5目環境衛生費は、省エネ推進に係る費用及び葬斎場や墓地の管理に係る費用が主なものでございます。

210ページをご覧ください。

13節委託料の細節10は、省エネを事業化するための調査に要した費用でございます。

15節工事請負費は、葬斎場の火葬炉を、年次計画をもって補修したものでございます。

28節の繰出金は、個別排水処理特別会計への繰出金でございます。

212ページになります。

6目水道費は、十勝中部広域水道事業団に係る補助金、負担金、出資金のほか、水道事業会計出資金及び簡易水道特別会計への繰出金でございます。

2項清掃費、予算現額3億6,662万円に対しまして、支出済額3億6,584万8,232円でございます。

1目の清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用でございます。

214ページをご覧ください。

11節需用費の細節30印刷製本費は、ごみカレンダー、ごみ分別収集用冊子、ごみ袋の印刷作成などに要した費用でございます。

12節の細節16指定ごみ袋取扱手数料は、町内の取扱店32店舗への手数料でございます。

13節委託料、細節5ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集に要した費用でございます。

15節工事請負費は、豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事でございます。

16年度の主な工事内容は、盛土工事のほか、法面工、張芝工、排水工事としてのU型トラフ工、雨水桝、フトン篋工などの工事施工をしたものでございます。

なお、この工事期間は、平成14年度から平成18年度の5カ年間で予定しているところでございます。

19節、細節3は、ごみ処理に要した費用を十勝環境複合事務組合に負担したものでございます。

217ページになります。

細節5は、資源回収推進実践地区64公区及び団体に協力金を交付したものでございます。

細節6は、コンポスト56戸、電動生ごみ処理機81台の購入に対し助成したものでございます。

以上で衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 5目環境衛生費、ページは211ページになります。

13節委託料の細節10番、省エネ事業化フィージビリティスタディ調査委託料ということで、先ほど総務費の方で大枠についての方向性は理解をしたところでございますので、ここでは、この調査によって出ました診断結果にかかわっての方向性を伺います。

今回調査をした箇所というのは10箇所。中身についてわからない方も聞いておられますので申し上げますと、幕中、札中、札内南保育所、百年ホール、札内スポーツセンター、学校給食センター、保健福祉センター、役場庁舎、町民会館、農協軍岡事務所となっております。

それで、2月に出されました調査報告書、大変厚いものですが、この中に省エネルギー可能性評価表というのがございまして、今、申し上げた10カ所の事業、いろいろ調査結果から基づいた事業化としての可能性の判断表が出ておまして、可能性の高いものは二重丸、それで可能性の低いものは三角と。採用を検討するものは丸ということになります。

それで、目標数値を達成するに当たって、全体消費量8.3%削減するという目標数値にかかわっては、まずこの二重丸といわれているものがそれぞれあるのですけれども、ちょっと資料のない方わからないと思いますが、係の方はわかっておられると思うので、この二重丸を達成することによって、8.3%の削減は達成されるのか。この辺の目安がわからないのです。

それで、丸まで入らないとできないのか、その辺について、一般家庭は、これは全く別なことですから、一般家庭を含めた全体の消費量 8.3%削減するというこの中で、この 10 の施設、たまたま評価をしておりますが、これでもしないものもたくさんありますので。

それとも含めて、どこまである程度事業化の可能性を考えれば、これができるような方向に行くのか。たまたま 10 カ所の評価しか出ておりませんが、これをもとにして説明を頂きたいのです。でない方向性が全くわからないものですから。

それと、もう 1 点は、視察研修を先進地調査報告ということで出ていまして、視察研修をしております。

これは省エネにかかわる委員会のメンバー、事務局が中心ですが、行かれたところは鹿児島県と長崎県ということで、私たちは北海道に住んでいるのですが、なぜこの南の方、先進地がここしかないのかわかりませんが、通常、環境等が同じようなところで視察をしないと、そのもとのデータとかそういうもの膨らませたり縮んだりすることで必ず誤差が生じると思うのですけど。

この場合、なぜこういう暖かい地域の視察をして、こういった報告書の位置、いろんな要素になるような判断をされているのか、ちょっと理解ができないものですから、これらについて説明をお願いしたい。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 1 点目の 8.3%の達成に向けては、どのぐらいまで実施したらいいのかというようにご質問だと思います。

この二重丸についているものにつきまして、これを全部実施したとしても 8.3%にはいきません。

なお、丸のついたところまでいくと、それに近い数字はいくのかなというようなことで考えております。

それと、2 点目の視察研修の件ですが、九州の方しかなかったのかということでございますけども、この補助団体であります経済産業省の外郭団体であります NEDO のホームページを見まして、単発的でなく複合的に取り組んでいる自治体の公共施設をピックアップしたところ、このような結果になりましたことから、ここの視察を実施したことであります。

○委員長（杉山晴夫） 永井委員。

○17 番（永井繁樹） 丸印のところまでやらないとできないということになりますと、先ほどの総務関係のところ助役の答弁もございましたが、方向性がはっきりまだ出ていないという中で、ということであれば、5 年間の間にある程度これらについてのめどをつけていくという判断になると思うのですけど。

そこで、今、NEDO のお話が出ましたから、この省エネルギーにかかわる支援制度というのは、今申し上げた NEDO による省エネルギーに係る補助制度、それから、省エネルギーセンターによる補助制度、又は新エネルギーに係る補助制度。北海道にも補助制度はあります。今あるのはこういったところの補助制度があるのですけれども、そのほかにエスコ事業の対象ということもあるでしょうけれども、この文章にも出ておりますが、それらの補助制度を現況の中で考えたときに、丸までの範囲、三角は仕方がないですから、丸印までの範囲はどの程度消化をしていけるのか。

それと、手法の中に PFI の活用という方向性もこの冊子の中には書かれているのですが、全部ちょっと私も理解はできないのですが、それらの方向性についてもどのように考えておられるか、お伺いをしたいのです。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 丸印の項目がかなりございますけども、これをどのぐらい実施、消化していけるのかということですが、問題になるのが投資額と投資回収年が非常に大きなネックになるかと思えます。

初期投資が多く、それに伴って CO<sub>2</sub> の削減量も図られるということですが、それを改修するのに 40 年、50 年かかるというようなものもございます。

特に建物の耐用年数とのことも考えますと、その投資が果たしていいのかどうかということもあります。

ただ、CO<sub>2</sub>の削減に向けては、それらの経費をどのぐらいかけても削減していくかということが一つの大きな分岐点になりますので、これらについては今後さらに詰めてまいりたいと思っております。

ですから、今の時点でこの丸印のものの消化、実施に向けては、明確にちょっとお答えできないことをご理解いただきたいと思います。

次に、PFIの関係でございますが、やはり民間資本の活用ということになりますが、これにはかつて一度公営住宅の方で募集したことがありましたが、応募者がなかったということがありました。

かなりの規模の投資額ではないと、なかなか事業者の方もものってこないのかなというようなことがございます。

ただ、PFIについては、国、道の方も積極的に進める姿勢を持っていまして、その実施方法についてもまだ検討・研究している段階でもありますので、それらを見据えながら、PFIの活用をどのようにしていくかということも今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（杉山晴夫） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 総括的にお聞きしますが、今までのすべての答弁をお聞きしますと、この2010年度のエネルギー消費量を8.3%にすることの目標は、私は何か可能でないのではないかという気がするのです。

今の答弁の中でもそうですよね。かなり不安材料ございますから。

だから、この算定というのは、もちろん国全体の問題も、6.何パーセントの問題でございますけれども、これからたった5年先のことに関して、不安材料がこれだけ多いと、この大きな目標である8.3%。

この幕別町の省エネルギービジョンというのはかなり大きいテーマでの行政施策ですから、どうもその辺のところは捉えづらいのですけれども。

それらについての見通しを、最後でここで総括的に申し述べていただけませんか。

ちょっと不安なのですね。どうでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 8.3%という目標数値については、これを設定するに当たりましては、やはりある程度の高い目標を掲げることが必要であろうということをご理解いただけるかと思えます。

ただ、あくまでも目標でございまして、これに向かってやるとなりますと、うちの財源規模から言いますと非常に厳しいところはあります。

ただ、やはり行政側として、町内のトップランナーとしてのこの役割というものは十分自覚しながら、できるところからやっていく。

それと、こういう場での多めに議論されることが、また普及啓発にもつながるとは思っております。

午前中にも申し上げましたけども、省エネは非常に手間暇かかるものでございます。町民各位がこのことをご理解いただいて、各家庭、各職場において、鋭意省エネに取り組んでいただくことがこの目標達成に近づくことになるのかなというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 事業費が780万円かかっておりますね。

これだけのものをつくられているわけですから、やはりこれをつくったということは、目標数値はやはり伊達で考えられているわけではないのしょうから、もし、私はそこまでの考えがあるのでしたら、これを再度分析されればどの程度可能かわかると思うのです。

そうすると、当然目標数値というのは変更せざるを得ないだろうと。

これでもし実施して、目標数値からかなり下回るということになったら、これは一体何だったのでしょうかということになると思う。

エコオフィスに関しても過去にやっているもので、目標数値を下回っていると思うのですよね。

ですから、やはりこういった環境問題にかかわることというのは、ここでやっぱりもう1回正確に、

せっかくお金をかけたものをベースにしないと、目標がただ高くてもいいということには私はならないと思う。

その辺を何とか内部で検討されて、やっぱり住民が取り組みやすい、余り数字が高ければ取り組みづらからです、その辺も是非今後検討されることを強く希望して終わります。

○委員長（杉山晴夫） 答弁はよろしいですか。

ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 215 ページ、1目清掃総務費の12 役務費、16 指定ごみ袋取扱手数料、また委託料の収集委託。これらにかかわってお尋ねをいたします。

ごみの有料化が実施されましたのは、この平成16年の10月からであります、この実施に当たっての様々な問題点等につきましては、昨年の決算委員会の中でも各委員から取り上げていたところです。

それらについてどのように対処されてこられたかということと、そのことによる今後の方向性について何点かお尋ねしたいのですけれども。

一つは、この有料化に伴うごみの減量が目的でありました。

この効果につきましては、一般質問等でもご回答いただいているところでありますが、実施されることによりまして、幾つかの問題点が住民の中から指摘されております。

それは、まず一つ目には、ごみ袋の材質については、弱いものから丈夫なものに取り替えられて、10リットルのものもつくられたという経過がありました。今度は色つきのごみ袋に変えられてきております。

先ほど、この16の指定ごみ袋取扱店32店舗とおっしゃいましたけれども、ここのそれぞれの回転の状況によりまして、袋の売れている状況によりまして、なかなか変わっていくところとそうではないところがあるというようならばつきが生じまして、これらの点についてはきちっと整理していく必要があるのではないかと思うのですよね。それが1点です。

それと、梱包単位の10枚一単位の販売というのが今の販売形態でありまして、これが大変大きい量になりますと、高いものですから、枚数を減らしての販売というのが、この取扱店32店舗でやっていますが、それぞれやられているところとやられていないところがあるということで、町としてきちっと一つの方向性をもってやっていく、ばら売りも可能にしていくということが大事ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、ごみを実際に出すとき、有料のごみ袋をつくって出されるのですが、今、時期的に、昨年もそうですが、木の枝等があります。現在の出し方は、その木の枝等を出すときには、袋には入れるのではなくて、紐でしばって、それに見合う袋を上につけて、40リットルでしたら40リットル分ですね。それから30リットルでしたら30リットル分という形で、袋の中には枝は入らないのですが、上に乗せて縛って出すという状況になっています。

非常に、袋というのは入れるためにあるわけですから合理的でないというふうに思うのですよね。

そこはきちっと改善が必要だと思うのですが、どうでしょうか。

それと、街路樹等のごみにつきましては、公共の道路などに設置されています街路樹ですね。これらは、収集された方が、町内に無料で出すためのシールを貼っていただいているというふうに聞いております。

今の時期もそうなのですが、頻繁に出ておまして、これがなかなか、1、2回はそうするのだけでも、だんだんもらいづらというようなこともありまして、もっと細かな配布の方法が必要ではないか。町内会長1カ所ではなくて、もっと細かな手立てがとれないかという声が出されております。それらについても、きちっと対処していく必要があるのではないかと思えます。

それと、これは委託の方にかかわってくるのですが、ルール違反、分別収集をきちっとされるようになりまして、そういう収集方法がとられているのですが、ルール違反のごみが随分出ております。

それで、それはきちっと業者がシールを貼って置いていかれるわけですが、1週間経っても2週間経

ってもそのままの状況というのがありまして、現実的には聞くところによりますと、業者の方の善意で対処されていると。収集業者が2週間経ってもそこに置かれていたら、結果としては持って行って、自分たちで処理をして出しているのだというようなことも聞いております。

その辺も町としてどう押さえてられるのか。こういう状況が長く続くというふうにも思いませんので、その辺の対処の仕方、どのようにかかわってこられたのかを伺います。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初のごみ袋、新しいごみ袋になって、まだお店によっては販売量の関係で回転できていないということなのですけれども、確かにそういう実態がございます。

ただ、今まで印刷したものを引き上げて、新しい袋をまた渡すということになりますと、今まで印刷した分が無駄になるということなので、商店の方にもご協力を願って、何とか古い袋、今しばらくさばいてくださいと。なくなり次第新しい袋で対応しますということですので、ちょっとこれについては当面ご理解いただきたいなと思います。

それと、10枚一単位で売っているものを、ばら売りにしてはどうかと。それに対する町の考え方はどうだということなのですけれども。

実は10月1日から、町内のこの32店舗で今指定ごみ袋を取り扱っていただいているのですけれども、お店の体制でばら売りできるところがもしあれば、ばら売りしていただいてもよろしいですと、そういうことで全店舗に私ども出向いてご説明して、お願いというか、してきたところでございます。

ただ、その中で、例えば、コンビニなんかで、全道のチェーンで本部の仕入れとか、そういう関係があって対応できないだとか、あと、小さいお店で、お客さんでそういう方がいらっしゃらないので、当面はそのまま売ると。

ただ、お客さんの要望があれば、ばら売りに対応しますというようなことで、およそ8割ぐらいのお店は、お客さんが求めれば対応していただけるというふうにご返事をいただいております。

それを10月1日から対応していただければということをお願いしてきた経緯がございます。

3点目の木の枝の出し方ということでございますけれども、確かに人によっては、小さい袋で大きいものを縛っているとか、そんなような実態も聞いています。

これはあくまでも町民の皆さんのモラルというものがまず第一だと思うのですけれども、余りにそのような実態が多いのであれば、大型ごみのシールがございます。そんなようなシールで対応できないとか、実際に木の枝を縛るのに、紐みたいのとか荷札みたいので対応している町村もあるかと聞いております。

その辺のところ、もう一度こちらの方で研究させていただいて、今後、何かいい方法がないかということを検討させていただきたいと思っております。

それと、公園ですとか街路樹の落葉を、近所の方が拾っていただいて、それを無料のシールで出していただけるといったことなのですけれども。

中橋委員が言われましたとおり、公区長さんに配っております。一定程度の枚数配って、公区の中でそのような実態あった場合に使ってくださいということで。

本当は遠慮しないで公区長さんにお話ししていただければよろしいのですけれども、場合によっては役場ですとか札内支所で、事前にちょっと環境衛生の方に、私どもの方に事前にお電話いただければ、個人的にも実態を見てお配りいたしますので、その辺のところは柔軟に対応していきたいというふうを考えております。

最後に、ルール違反に対する町の考え方ということでございます。

分別していないものが主なのですけれども、そういうようなごみをごみステーションに置いているというのは、私ども公区の方からご連絡いただいて、取りにいつている分が16年度約30回ございました。

そのほかにつきましては、委員が言われましたとおり、業者の方が好意で持って行っていただいているということもあります。

ただ、好意で持って行っていただきましても、私どもの方に持ってきていただくようになっておりま

す。

それで、中を開きまして、世帯というか個人名を確定できるものがございましたら、その方にすぐご連絡して、引き取る、あるいは今後きちっとやってくださいというようなことを指導していております。

その無分別の処理の状況なのですが、実は平成15年から資源ごみの収集をスタートしまして、そして16年度に有料化が始まったと。16年度がやはり一番多かったです。

今年度は逆に非常に少なくなってきたという状況でございます。

一定程度住民の方にも定着してきたのかなと。モラルが悪くてどこかよその町から持ってきた方は別にしまして、一般にごみステーションに無分別で置かれているごみの状況は、今年度は、17年度は非常に減ってきているという状況なので、昨年多かったのは、まだちょっと戸惑いがある、きちんと分けられなかったというようなこともあるのかなと、私ども分析しておりました。

今後またそのような状況がまださらに多いようでありましたら、パトロールですとか中身を検査しまして、分別を徹底していただくように指導というような方法、さらに何かいい方法があれば検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） まず1点目、これは2点目にもつながってくると思うのですが、できれば32店舗どのお店でも新しい袋が置かれて、そしてきちっとお客様の要望に応じて、ばら売りも可能あるいは10枚単位なら10枚単位という、その要望に応えた対応ができるのが一番だと思うのですよね。それがなぜできなかったかという、最初に幕別町が、その32店舗ときちっと契約される時に、一定の数量を取り扱うことが条件でしたよね。

ここがやはり私、そもそもスタートの段階で、本当は少ない取扱い、お客様の少ない小さなお店なんかは、もっと少ない量を最初から取り扱うことができれば、こういう問題生じなかったと思うのですが、そうではなかったものですから。どこのところも同じように、数量は幾らでしたか、ちょっと私ここで・・・。

そういうスタートをされたから、だからこういう状況が起きていると思うのですよね。

今後、これはやはり解消していくことが、取り扱っていただける商店にとっても大事なことだと思いますので、そうすると、その商店側の要望に応えた卸し方というのをやっていく必要があると思うのです。どうでしょうか。

それと、3番目の木の枝の出し方。私が言いたかったのは、袋に見合わない量が出ていると、そういう実態もあるのですね。そうではなくて、それも解消しなければなりません、やはり木の枝を袋に入れること自体が不自然だと思うのですよね。どうしてもどれだけ丈夫でも破れてしまうというようなこともありますから、最初から一定の長さのものを定められまして、そして、計量の紐、長さ、これはよそで、今ご答弁にもありましたように、実施されているところもあると聞いておりますので、きちっと紐で縛って、使わない袋は上に乗せなくてもいいというというような形をとられることが適切だと思うのですが、どうでしょうか。

それと、街路樹のシールですが、支所に置かれたりいろいろ広げていただくのも大事だと思います。是非それもやっていただきたいのですが、要するに結構日中お年寄りの方たちが、例えば、具体的に言いますと、瑞穂通りなんかすごいのです。そうすると、お年寄りで日中いらっしゃる方たちが、毎回きちっと集めてくださって入れているのですよね。

そうすると、先ほど言ったように、何回かは公区長さんのところまで行っていただいでくるのだけでも、だんだん体力的なことあったり、いろんなことがあって、もっと細かく、例えば、班長さんのところに取り扱わせていただくとか、いろんな工夫を町の方から是非指導してほしいのだと。なかなか公区の方にそういう話をしてもいかないのだというようなこともありまして、そういった細かな指導も大事だと思うのです。

それで、実は今、余り集められなくなっちゃったのですね、見ていると。そういうシールをだんだ

んもらいづらくなつたと。1、2回は自分らでやるのだけど、その後は続かないというようなことで、今は結構残っているのですよ。そういう状況にもなっておりますので、細かい指導をやっていただきたいというふうに思います。

それと、私、1回目の質問でお尋ねしなかったのですけれども、不法投棄が相変わらず続いています。これにかかわって、実際に町側はパトロールに歩かれたり、郵便局の方と協力していただいたり、回収したりということをしてきたと思うのですが、それにかかわる経費はどのぐらい使われてきたのかと。

それと、あと、あちこちに不法投棄禁止の看板等のようなものも出されていますね。それは実際のどのぐらい出されて、それはまだまだ出してほしいという、そういう住民の要望もあるものですから、どんなふうに計画をもって取り組まれているのでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初に、ごみ袋のばら売りの関係なのですけれども、当初は300枚単位でお店の方をお願いしておりました。

聞くとところによりますと、最初スタートしたところ、やはりある程度さばけないと町民に行き渡ることができないだろうというようなこともあって、300枚単位にしてきた経緯がございます。

ただ、今、中橋委員が言われますように、本当に小さいお店でなかなか出ないというような実態があることも確かに伺っております。その辺のところ、もう一度調査いたしまして、対応できるのであれば対応していきたいというふうに考えております。

もう1点、木の枝の出し方ですけれども、これはやはりある程度一定のルールを守っていただかなければならないというようにあると思います。幾らに切るかとかそういうことを別にしまして、その辺のところをもう一度住民の方に周知して、きちんと縛って、一定程度の大きさ、決して袋に入れてくださいとは言っておりません。大体入るような袋を上から巻いて縛っていただければというような形になります。

先ほど言いましたように、シールですとか紐だとか、そういうようなもので対応している市町村もあるので、そういうものもできるのであればいいのですけれども、他の市町村の状況を一度調査させていただきたいと思っております。

それと、いわゆるボランティアシールという無料でごみを出す件なのですけれども、これも別にお金がかかるわけではないので、公区長さんとか班長さんに一度相談してみて、公区長会議なりいろんな場でご意見を伺いながら、班長さんに渡すということが対応できるのであれば、そういうようなことも考えていきたいというふうに考えております。

最後の、不法投棄に対する経費でございますけれども、平成16年度、委託料のごみ収集委託料の中に、実は定期的に収集していただいている分以外に、町の職員がパトロールの結果集中的に集めたという部分も入っております、それが19万9,500円。直接的な処理料としては、それぐらいの金額が出ております。

ただ、職員が出たりとか、あと既存の材料で看板を立てたりという経費については、手持ちの材料でやったり職員でやっておりますので、目に見えた経費としては、今、ちょっとはじいてはおりません。

○委員長（杉山晴夫） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（澤部紀博） 不法投棄の看板の設置箇所の数のことかと思っておりますけれども、今年度、今時点で立てましたのは、箇所数にして10カ所程度ということでやっております。

経費につきましては、A3版でプリントアウトしたものをラミネート加工しております、それに木製のベニヤあるいは柱に打ち付けたもので製作しております関係上、金額的にちょっとはじいたことございませんけれども、ごくわずかな経費ということでございます。

今後につきましては、不法投棄の箇所、一応現時点でどの程度かというのは押さえておりますけれども、大体捨てられる場所が条件的に共通している部分があります。

ですから、今後、パトロールを続ける中で、そのような箇所がありましたら、随時設置していきたい

というふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 1点目、2点目はわかりました。

それで、3点目の紐等の活用については、是非早急に。といいますのは、前回の同じような場面のときにも研究されるというご答弁だったのですよ。それから1年経っているわけですから、是非早急に研究されて、そして、結局袋が袋として使われていないわけですから、そこはやっぱり町としても不本意だと思いますので、是非、早い機敏な対処をお願いしたいと思います。

不法投棄につきましては、公用地にかかわっては町がきちっと回収されている。その結果が今お話しいただいたとおりですが、同時に、民地に対する不法投棄もありまして、これは所有者の責任ということですから、非常に悩みを抱えていらっしゃる方たちが多くいます。

看板の設置だけで解消されるとは思わないのですけれども、しかし、啓蒙啓発活動に力を入れていくという以外にまずはないのではないかと思いますので、その辺は是非民間からの、民地といいますか、民地もやはり捨てられるような条件といいますか、あるのですよ。

まわりに家がないとか、どちらかというと不在地主のような、そういうところではあるのですけれども、そういったところについても、要望があれば応えていただける範囲ということにはなろうかと思いますが、是非取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初の紐ですとか材料の問題ですけれども、それは一度本当に早急に研究してみたいと考えております。

次に、私有地に不法投棄されているごみということなのですが、実は、17年度ですけれども、不法投棄というか放置車両ということで、住民の方からご相談を受けたのが1件ございます。

放置車両の中に、さらに別の方が、テレビですとかパソコンですとか、ごみを投げ入れていってどうしようもないということで。

基本的には、民地はご自分で処理していただくということなのですが、余りにもひどい状態なので、私ども一緒に行きまして、さらに警察の方にも行っていただきまして、車の特定ですとかそういうことも含めて対応して、車の処理については民地の方にやっていただき、中に乗っていたそのほかのごみについては、町の方で処理させていただいたという経緯がございます。

今後もパトロール、先ほど言ったとおり、看板による啓発というのは当然していきますけれども、余りにひどいようなそういうような状況が民地でございましたら、必ず私どもが対応するというわけではないのですが、一度ご相談いただければというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

芳滝委員。

○15番（芳滝仁） ごみ収集委託料の関係ですけれども、収集回数の見直しは検討されていないのでしょうか。

帯広市は、不燃ごみにつきまして、1週から2週に1回という形で変更する検討に入ったと私は確認をしております、本町の場合はどうでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ごみ収集回数の検討ということでございます。

有料化に伴いまして、確かに可燃ごみ・不燃ごみは非常に減っております。

特に不燃ごみにつきましては、平成15年の下半期と平成16年の有料化後の下半期ですと、80%ぐらい減量しております。

さらに、平成15年10月から平成16年9月、これは有料化前の1年間と、有料化後、今年の9月までを比較いたしますと70%ぐらい減量になっております。

こういう実態をみますと、これは不燃ごみでございますけれども、可燃ごみも大体3割から4割ぐらい減っている状況でございます。

収集回数を減らすということになりますと、可燃ごみにつきましては生ごみですとかそういうものが入っている場合が非常に多いというようなことで、保管を場合に腐ったり、臭いとかということで、非常に難しい問題があるのかなと思っておりますので、可燃ごみについては収集回数を減らすという考えはございません。

ただ、不燃ごみについては、きちんと洗って保管していただければ、一定程度は、1週間なり10日なりは保管していただけるものかなというふうに思いますので、今後、新年度に向かいますと、収集回数を減らすというようなことも視野に入れて検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 同じくごみの関係でありますけれども、収集回数を見直しにつきましては、今、芳滝委員の質問で、新年度から不燃ごみの収集回数については見直しするという事で受け止めました。それでよろしいでしょうか。検討するという事で。

それと、先ほど、中橋委員のやりとりと一部重複するわけでありまして、ごみのポイ捨てあるいは不法投棄の問題ですけれども、新聞等で非常に多いということが報じられておりました。

現状認識というのでしょうか、今、やりとり聞いていまして、職員の人が出て始末をしなければならぬほど多いところもあるというような認識ということでもあります。

それで、この対策なのですけれども、パトロールをしたり、あるいは看板を立てたりということできたいということでもありますけれども、これは、私はもちろんそういった啓蒙活動は必要なことだし、それは否定しません。

それともう一つ、もう一步突っ込んで、前の議会でも話題になったのですが、町独自のポイ捨てあるいは不法投棄の禁止条例、自治体でやっているところもありますよね。

これはちょっと違いますけれども、札幌ですとか東京の千代田区、歩きたばこだとかいろいろ独自で条例を設けて禁止して、その効果はかなり出てきているというようなこともございまして、どうなのでしょう。今すぐというわけにはいきませんが、そういう啓蒙啓発と併せて、町独自で条例をつくって、罰則規定を設けて、両方でそういったものを押さえ込んでいくというようなことがなければ、たちごっこというのでしょうか、不法投棄された物、ポイ捨てされた物を町職員が集めて歩く。だけど投げる人は全然関係なく投げていくということで、なかなか実態として減っていかないのではないかとこのように思います。

看板も、やはり私も見ましたけれども、それなりに効果はあるということも聞いています。

我が町では、そういったことを条例で禁止していますということも明確に書いた方が、見た人の印象というのでしょうか、それはやっぱりもうちょっと投げるのがためられるというのでしょうか、そういった効果があるのではないかなというふうに私は思うのですが、その辺の考え方について伺います。

それと、もう一つでありますけれども、集団資源回収協力金の、これは公区に交付している金額でありますけれども、前もやりとりしたのでありますけれども、我が町はキロ当たり4円、資源ごみを回収した場合に町として助成しますよということをやっております。

これはご案内のとおり、複合組合にごみを入れている自治体の中で、4円以上出している町村もございまして、私は前も申し上げたのですが、これは我が町が上げるほかないのだろうというふうには思うのですが、要するにお金になるものをごみとして持って行って、それを売って運営費に充てているわけですね。複合組合は。

それが、例えば、我が町は、たくさんお金を出すということは、結局その資源ごみが違う方にまわるわけですね。

ですから、少なくとも私は、それは否定しないのですが、同じ土俵の中で、加盟している自治体が、4円でも5円でもいいのですが、要するに同じペースでやらないと、意識的に行政が公区を支援するという名目のもとに、そういうお金になるごみを出さないようにするわけですね、結果として。

ですから、それが複合組合全体として、著しく均衡を欠くというのでしょうか、これはやっぱり私は

問題だというふうに、前も申し上げたのですけれども、この辺、次年度に向けて、どういう考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初の収集回数については、あくまでも前向きに検討させていただくということで確認させてください。

次に、いわゆるポイ捨て防止条例と言われる条例についてでございますけれども、現在、道内では42団体が設定していると。ただ、そのうち、罰則規定を設けているのは12団体であるということでございます。全国的に見ましても、かなり多くの市町村がポイ捨て条例を制定しだしているという状況でございます。

ただ、この状況を見ますと、比較的人口の多い市街地が非常に大きい市町村が制定しているという傾向もございます。

私どもの町のごみの不法投棄の状況は、農村部に車で走ってきて、通過中にぼんと投げられるというような実態が多いということがございます。

市街地の場合は、監視員を何名か委嘱して、その方が歩いて、例えば歩いている方を注意したり捕まえたりというようなことをやっている状況でございます。

私どもの町ですぐ制定するとなりますと、監視の方法をどうするのかとか、罰則等についてどうしたらいいのかとか、そのような研究がまず必要だと思っております。

これは決して悪いものだというのではなくて、ポイ捨てを取り締まるというよりも抑止力としては効果があるものだというふうには認識しております。

ですから、それらの研究課題、一度調査をさせていただきたいなというふうに思っております。

もう1点、公区ですとか団体による資源ごみの回収についてでございますけれども、一昨年に組合の中ではそういう話合いが持たれております。

その中では、千葉委員が言われましたとおり、有価物が少なくなると困るというような実態もあったのです。

皆さん、1町村だけ単価を上げて、大々的に取り組むのはいかなものかというようなことで、その場はまとまっているようでございます。

現在の実態といたしましては、収集に対する交付金の単価、帯広がキログラムあたり4.2円、音更町が5円、芽室町と幕別町が4円というような状況でございます。

一度、組合とは別に各市町村で話し合ってみて、どういう状況かそれによる収集量ですとか、それらについても、これも検討ということなのですけれども、勉強させていただきたいなというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 収集回数については、そういうふうに受け止めます。

それと、条例の関係でありますけれども、何というのでしょうか、かなり消極的だなというふうに私は受け止めていますけれども、問題はそういったものが必要なか必要でないのかということですよ。その後、監視員をどうするか罰則規定をどうするか、それはついてくることです。

問題は、その必要性がどうなのかということだと思いますよ。

ですから、今、どうのこうのとこれ以上は言いませんけれども、私はいかにしてそういうポイ捨てですとか不法投棄、課長の話では農村部云々と言っていましたけれども、街場もかなりそれは見受けられますし、特に幕札線ですとか、それから10線道路、日進の高台からずっとあの沿線はもう本当に目を覆うばかりです。それは、あなたは見ていないかもしれないけれども、見ているとやっぱりかなりひどいなというようなことは、実感としてわかると思います。

そんなことを踏まえて、これは今どうのこうのではありませんけれども、そういう町として強い姿勢を持たなければ駄目だということだけ、ここで言うておきたいというふうに思います。

それと、団体の公区ですとか、資源回収の交付金ですけれども、これは研究しますとか何とかと言って

も、私はもう前から言っていることでして、研究者だなどと思ってさっきから聞いていたのですけども。

これは課長レベルの話ではないとは思っているのですけども、これは恐らく理事者が言っているわけですからね。そこでやっぱり少なくとも同じ土俵ですということが大前提に、今まで高いところを下げるわけにはいかないとすれば、低い方を上げるほかないわけですから。

ですから、少なくともここはフェアに、その町の施策によってそういうばらつきが出ないように私はすべきだと、これは強く申し上げたいと思います。

助役、答弁あれば。

○委員長（杉山晴夫） 西尾助役。

○助役（西尾治） 助役答弁ということですから私の方から答弁させていただきます。

今の公区の資源回収の交付金の関係でございますけども、前から答弁していますように、私も複合事務組合の助役会の中で、同様の趣旨の質問をさせていただきますと、年間 3,000 万円ぐらいの有価物、リサイクルの方で収入としてあがってきております。

これが減ることによって、当然のことながら市町村の負担が増えてくるという実態になるのではないかとということでございますが。

最終的な結論としては、当初計画した実績、幕別町の場合ですと、例えば、700 トンなら 700 トン、その実績をある程度クリアしていれば、それ以上のことについては、お互いの町村がどうしようともいいのではないかなというような方向に議論がなりつつあるというふうに認識しておりますので、そうであれば、幾らかでも、私どもの町として、少ない形で出せれば、経費の削減にもつながるわけですから、そういう観点からすると、今、千葉委員がおっしゃるとおり、今現在 4 円であるべきものを、新年度に向けて何らかの形でもう少し検討する必要があると出てくるのだらうと。その方向で新年度の予算に向けて、今、編成をしていきたい。

もう一つには、そうなれば、今の協働のまちづくりの中の一つの事業として、これも含めて取り組んでいければなど。そんな方向で、今、考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） よろしいですか。

ほかに。

堀川委員。

○7 番（堀川貴庸） 多少関連するところもあろうかと思っておりますけれども、212 ページ、2 項の清掃費の中の、これもどの節にちょっと分類されるかわからないのですけれども、資料の中では、資源の直接収集の実施状況について、それぞれ記されています。

それぞれ分別が進みまして、ペットボトル、ガラス瓶、紙パックなど、それぞれ資源も分かれて収集されているのですけれども、これは直接収集、例えばペットボトル 78.4 トンですと、それ以外にはあるのでしょうか。

78.4 トンがそれぞれ環境複合組合の方に、すべてまず共同処理されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、217 ページの 19 節負担金補助及び交付金の中の細節 6 生ごみ処理機の購入補助金、資料の中でも生ごみ処理機は昨年度 56 戸の設置助成、あるいは電動生ごみ機も 81 戸の購入助成がされているようです。

これはそれぞれ 17 年 3 月末で、幕別の世帯で割っていくとどれぐらいの率普及していったのか、教えていただきたいと思います。

また、非常にちょっと言葉からは意味がわからないものがありましたけれども、戻りまして、215 ページ、役務費の中の 23 番有料のごみ袋の損害保険料という言葉があったのですけれども、これは一体何の損害を保険されているのかというのがちょっと目に見えませんが、これは説明を求めます。

○ 委員長（杉山晴夫） 質疑の途中でございますけれども、この際、4 時 15 分まで休憩

○ いたします。

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長。

○町民課長（田村修一） 堀川委員のご質問にお答えいたします。

はじめの、ペットボトル、決算資料の56ページにございます78.4トンという数字でございますけれども、これはすべて町で収集した分でございます。

公区で、先ほど出ていましたけれども、資源回収の中では、ペットボトルほとんど現在のところお金にならないので、ほとんど出ていないというような状況だそうです。

次に、生ごみ処理機の普及台数というか、普及率でございますが、はじめに、コンポストはこれまで平成元年から補助を始めまして、累計で1,545戸普及しております。

これを平成17年3月31日現在の世帯数で割りますと、15.6%の普及率ということになります。

ただ、コンポストにつきましては、1件に2個まで補助を認めておりますので、中には2個持っている方もいらっしゃいますが、平均で15.6%ということでございます。

次に、電動生ごみ処理機の普及率でございますけれども、これは平成13年から補助を始めまして、累計で140戸補助しております。

これも世帯数で割りますと、1.4%の普及率ということでございます。

最後に、有料ごみ袋損害保険料についてでございますけれども、これは平成16年当初、ごみ袋を町で印刷して、作成して一時的に保管庫に入れておりました。これは、実は消防の裏の保管庫なのですが、非常に大量であったので、万が一盗難に遭ったときのために、盗難に対する保険をかけていたものでございます。

○委員長（杉山晴夫） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 日ごろ本当にごみ行政に携わる職員の方々には、非常に苦勞をかけているのではないかなというふうに思います。

先般も一般質問でごみの関連に関しては質問させていただいたのですが、いかにごみの減量をしていくかということが、やはりいろんな地球規模的に意義目的をもってやっていく上で必要になってくるのかなと思います。

その資源ごみの収集に関して、町民の皆さんとの情報の共有という意味も含めて、例えばこのペットボトルでしたら、複合事務組合に行ったら、収集された後、どのような経路をたどって、最終的にリユース・リサイクルされていくのか。そんなような流れを今一度確認をしたいなというふうに思います。

それから、ごみの減量化を図るためには、その生ごみ処理機、電動生ごみ機も、平成元年あるいは平成13年から引き続き継続して行われているということで、今後の計画としてどういうふうな、普及率でいけばどれぐらいまで普及をさせていく計画なのか。現時点で計画を持っていれば答弁を頂きたい。

若干難しいかとは思いますが、ごみの減量化とあわせて、なるべく相乗効果が出るような普及率というものを恐らく設定されているのであろうというふうに思いますので、答弁を頂きたいと思います。

あと、ごみ袋の損害保険料に関しては、今年度は発生しないということでよかったですよね。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初に、再利用の流れについてということでございます。

堀川委員が言われましたように、今後、町民の皆さまにどういう形で利用されるのかというようなこと、啓蒙というような意味で、広報などで何度かお知らせをしていきたいと思っております。

例えばという話で、ペットボトルでございましたけれども、ペットボトルにつきましては、現在、十勝環境複合事務組合からくりん、くりんから容器包装リサイクル協会の方へ再商品化されるのに送

り込まれておまして、カーペットですとか作業服とか軍手だとか、そういうもの変わっているということでございます。

電動生ごみ処理機の普及の目標ということでございますけれども、申し訳ありませんけれども、現在のところ、具体的な数値目標は立てておらなかったというのが正直なところでございます。

非常に効果があるものだということを認識しておりますので、これからも普及させていきたいというふうに考えております。

最後に、ごみ袋損害保険料につきましては、平成 16 年度は、先ほど言いましたように、大量に一括して購入保管しておりましたので保険料をかけておりましたけれども、17 年度からは保険料はかけておりません。

○委員長（杉山晴夫） 堀川委員。

○7 番（堀川貴庸） 最初のごみの再利用に関して、これも例えばの話で、ペットボトルの話で恐縮なのですが、先日は、実は某新聞紙を見ていると、このペットボトルの再生と申しますか、行き着く先が実は海外へ流出している。

もちろん地球規模で資源の再利用と申しますか、再活用、有効利用というのは考えなくてはならないと思うのですが、実際、幕別町でも費用をかけて収集をしておきながら海外へ資源あるいはエネルギーを必要とする国へ流れ出てしまうということは、若干当初の意義目的と乖離してしまうのかなというふうな、僕も懸念をしております。

その懸念を極論でいけば、住民の方々がもしそれであれば、分別をする意識の低下というのでしょうか、モラルの低下を招いて、ごみ行政に携わる職員の方々の職務に対して障壁になってしまえば、これからのごみ行政に対して、非常に心配ごとだというふうに思っています。

協会に対して、いろんな注文をつけるわけにもいかないのかもしれませんが、2005 年度分の自治体からのリサイクル依頼量は、ちょっと調べてみたのですが、17 万 7,000 トン。2004 年度の当初計画分では、19 万 1,000 トンというふうに比べて、7.3%減ったようです。

これはなぜかという、それぞれいろんな自治体が考えて、高く売れるところにやはり売ってしまおうと。それも一つの考え方かなと思うのですが、さっき言ったように、住民の方々が、ごみの分別をするという気持ちを下げないような、ごみ行政というのは難しいのかもしれませんが、一体どんなことが考えられるのかなと。あるいはまた、これを考えていかななくてはならないのだろうなというふうには思うのですが、複合事務組合との兼ね合いもあろうかと思っておりますけれども、答弁を頂きたい。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 実は、この例ということでペットボトルのお話が出ましたけれども、先ほど、私、容器包装リサイクル協会へ商品化されるのに送り込まれるという話だったので、実は、平成 16 年度に十勝管内にペットボトルの原料を製造する業者の工場ができました。

これは平成 16 年度にできましたので、平成 16 年度中はそんなに処理はしていないのですが、そこへ組合から売却すると、キロ 2 円のお金が貰えると、買っていただけるということだそうです。

組合の方といたしましては、先ほどの海外に流出するとかということとはちょっと別にしまして、できるだけそういう売ってお金になるもの、そういう方法に処理方法をシフトしていきたいという考えでおまして、今後は、そちらの方へペットボトルを売り払うという形が主流になってくるのかなと。例えばの話ですけども、そういうような状況でございます。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

4 款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5 款労働費に入らせていただきます。

5 款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 5 款労働費について、ご説明をさせていただきます。

218 ページになります。

5 款労働費、1 項労働諸費、予算現額 1,689 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1,671 万 9,340 円でございます。

1 目労働諸費、本目につきましては、労働者にかかわる経費でございます。

21 節貸付金、細節 1 勤労者福祉資金は、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託をして貸付けをするものでございます。

平成 16 年度の貸付けは、7 件 242 万 1,000 円の実績となっております。

220 ページになります。

2 目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費でございます。

13 節委託料、細節 5 につきましては、季節労働者の雇用対策として、街路の清掃を実施したものでございます。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） 220 ページの 2 目雇用対策にかかわりまして、お尋ねをいたします。

平成 16 年度から季節労働者の援護制度が変わりまして、65 歳以上からしか受講ができないということになりまして、それまで受けられていた方が、私どもの押さえでは 2 割を超えて受講できなくなったというふうに考えています。

その人たちに対する手立てというようなことを求めてきた経過があるのですけれども、実績としてどうであったか。

65 歳以上の方について、町としての対応されてきたその実績ですね。これをまずお尋ねしたいと思います。

それから同時に、この款とさらに他にもかかわってくるのですけれども、積極的な就労センターも含めての雇用、雇用といいますか仕事の確保ですね。これらなどの取り組みの状況についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 雇用対策関係でございますけれども、65 歳以上の雇用ということでございます。

この作業賃金でございますけれども、この中におきましては、約 11 名程度の方が登録されておまして、その中で除雪等の作業をしていただいているところでございます。

また、車両センターの方でも予算を持っておりまして、その中では、ちょっと 65 歳以上の人数等は不明でございますけれども、その中で配慮していただきまして、極力優先的に採用していただくというところでお願いしているところでございます。

ですから、先ほど、就労センターも含めての確保ということでございますけれども、これらにつきましても就労センターの方をお願いいたしまして、65 歳以上の方の雇用につきまして、なるべく採用していただくように要請しているところでございます。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2 番（中橋友子） 16 年度から初めて取り組まれたことでありますから、11 名にとどまったのかなというふうに思うのですよね。

これは自主的に呼びかけをされて、労働者の方から登録を申し出て、その方たちに仕事がまわったということなのだと思うのですけれども、現実的に仕事を求める人は、季節労働者の数というのは正確には押さえられてはいないのですが、帯広圏で 5,000 人、幕別だけでも 1,000 人まではいきませんが、かなりの数がいらっしゃる。その中で、65 歳を超えた方たちが外されてしまったわけですから、当然、

50人、100人という人数が出てくるわけですよ。

その中で、11人だけであったということでもありますから、もっともっと事業としては、それらの方たちに知っていただいて、仕事について頂くというか、努力をする必要があったのではないかと思うのですよ。

それで、周知などについては、どんなふうにされたのか。そして、広報なども使われたのかどうか。あるいは季節労働者の受講生にかかわってだけやった場合には、隔年受講なんていう方もいらっしゃるものですから、そういう方たちの漏れも生まれてこなかったのか。この辺も心配するところなのですが、どのように取り組まれたのでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 周知の関係でございますけども、これにつきましては、冬期の講習を受けられた方の中で65歳以上の人を対象といたしまして、企業組合、それと連合の方にお問い合わせいただきまして名簿を提出していただきまして、その方々につきまして周知をしたというようなことでございます。

今後におきましても、前回の名簿等もございますので、それらに基づきまして、また周知をしていきたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 直接かかわられる団体にきちっと名簿を出していただくというのは、大変有効な手立てだと思います。

ただ、先ほども申しましたように、今回は年齢で外されましたけれども、条件そのものも6カ月以上の11日以上雇用というのがございますね。

これがなかなかクリアできない。今、公共事業がものすごく下がっておりまして、そういう状況の中でクリアできないで、たまたま受けられなかったというような状況もたくさんあります。

ですから、その名簿を提出していただくことと併せて、やはり全町民にきちっと知っていただく手立てということになりますと、広報を通じてとかそういう形になるのですが、そういうカバーをする手立てでも一緒にとられて、多くの方の生活を支えるということに持っていくことが大事だと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○委員長（杉山晴夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 季節雇用労働者ということで、本町におきましては約800人ほどいるかと思っております。

その中の65歳以上ということで、40～50人ぐらいかなと思っておりますけども、今言いましたように、名簿等の方を周知したいなと思っておりますし、そのほかに、就労センターにおきましても、登録をしていただいてやっておりますので、そういう中身も踏まえた中で、そういうこともできるのかなということで、できればお願いして、65歳の人を特別に登録もしていただくというようなこともできるのかなと思っております。

いずれにしても、広報等でもそういう通知等ができるのであればしていきたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） いろんな周知の方法を、是非ご研究いただきたい、取り組んでいただきたいと思うのですけれども、結局、わからなくてできなかったという状況も現実に生まれておりました。

それで、今、就労センターの絡みもおっしゃいましたけれども、季節労働者の方は、夏は働いていますよ。65歳を超えた方は受けられなかったわけですが、当然秋口からの仕事というのは、就労センターでは不可能ですよ。

毎年2月だかに登録をされた方が、就労センターで仕事をする条件というふうになっていらっしゃると思うのです。

そうすると、どうしてもその狭間で受けられないというようなこともありまして、せっかくの事業ですから、スタートの年として11人であったということではありますけども、これがもっと拡大されていく

ような手立てをより研究していただきたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 答弁はよろしいですか。

商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 今、どのようなことができるか、ちょっと検討していきたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

5 款労働費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 6 款農林業費について、ご説明をさせていただきます。

222 ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、予算現額 8 億 2,157 万 5,000 円に対しまして、支出済額 7 億 9,737 万 7,239 円でございます。

1 目農業委員会費、本目につきましては、農業委員の報酬と経常経費でございます。

224 ページになります。

2 目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種補助金、負担金、それに伴います事務経費でございます。

226 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 11 につきましては、町内の農業関係機関及び団体に組織いたしますゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助金でございます。

細節 12 から 16、19 につきましては、各種借入金に対する利子補給補助金でございます。

細節 22 につきましては、幕別町農協のにんじん収穫期堆肥切替機の導入にかかわる補助金でございます。

3 目農業試験圃場費、本目につきましては、試験圃の管理運営にかかわる経費でございます。

230 ページになります。

4 目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費でございます。

232 ページになります。

5 目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 16 につきましては、家畜ふん尿処理施設の整備を促進する補助でございますが、平成 16 年度は 5 件の実績となっております。

234 ページになります。

6 目畜産基盤再編総合整備事業費でございます。本目につきましては、生産性の高い酪農経営の育成を図るため、草地の造成、改良事業や、堆肥舎等の整備にかかわる事業費でございます。

7 目育成牧場費でございます。本目につきましては、牧場運営委員の報酬と育成牧場の管理運営でございます。

238 ページになります。

8 目農地費、本目につきましては、国営、公団営、団体営事業等の償還金及び土地改良施設の管理にかかわる経費でございます。

240 ページになります。

9 目土地改良事業費、本目につきましては、土地改良事業費の負担金及び事務的な経費でございます。

242 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、細節 6 から 11 につきましては、道営畑総農道事業にかかわる負担金でございます。

244 ページになります。

2 項林業費、予算現額 2,032 万 9,000 円に対しまして、支出済額 2,016 万 1,028 円でございます。

1 目林業総務費でございます。本目につきましては、林業振興にかかわる経費でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節の 11 から 14 までにつきましては、民有林振興にかかわる補助金でございます。

246 ページになります。

細節 12 除間伐推進事業につきましては、3.56 ヘクタール。

細節 13 につきましては、公費造林推進事業は 47.97 ヘクタール。

細節 14 地域活動支援交付金につきましては、947.98 ヘクタールの実績となっております。

以上で農林業費の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 6 款農林業費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（中村忠行） 7 款商工費について説明をさせていただきます。

248 ページになります。

7 款商工費、1 項商工費、予算現額 4 億 5,558 万円に対しまして、支出済額 4 億 5,520 万 8,169 円でございます。

1 目商工総務費、本目につきましては、商工行政にかかわる経常経費でございます。

2 目商工振興費、本目につきましては、商工振興と中小企業融資にかかわる経費でございます。

250 ページになります。

21 節貸付金、細節 1 につきましては、町の中小企業融資のための原資を町内金融機関に預託をするものでございまして、金融機関は委託金の 3 倍を融資枠としております。

平成 16 年度の融資実績は 241 件、6 億 3,230 万 7,048 円となっております。

3 目消費者行政推進費、本目につきましては、消費者行政に対する経費でございます。

7 節賃金、細節 4 につきましては、専任の消費者生活相談員にかかわるものでございまして、平成 16 年度の相談件数につきましては 292 件で、うちクーリングオフが 17 件、斡旋解決が 13 件となっております。

4 目観光費、本目は観光物産行政にかかわる経費でございます。

252 ページになります。

5 目特産品開発費、本目につきましては、特産品開発にかかわる経費でございます。

6 目企業誘致対策費でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 につきましては、企業が事業所を新設・増設した場合に、土地を除きます固定資産税相当額を補助するものでございまして、16 年度の実績は 12 社となっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） 250 ページの 5 目の消費者行政推進費についてお尋ねをいたします。

消費相談の実績について、ただいまご説明を頂いたのですけれども、この実施に当たりまして、幕別町は専任の指導員の方が幕別町の会場と札内の会場を両方それぞれ時間、曜日の配分をしながら行って

おります。

以前に、昨今そういう相談件数が非常に増えていることから、もっと拡大して行えないのだろうかというお尋ねをしたことがあるのですが、そのときに、なかなか町としては難しいので十勝支庁と、あるいは帯広市との連携のもとで改善をしていきたいというお答えでありました。

ところが、その後、十勝支庁の方が道の事業でこの相談事業そのものから撤退ではないのですが縮小をしていくということがあります、この面で拡充が見込めなくなったのではないかなというふうに思うのです。

それで、今の時点として、この事業に当たってどんなふうに拡充するためにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 十勝管内で連携しながら、いろいろ消費相談に取り組もうということで、いろいろ帯広市等とも相談しながらやってきたところなのですが、今、委員が言われたように、十勝支庁の相談所がなくなって全道一本になると。

また、それに伴いまして、相談員は配置されるような動きになっておりますけども、まだちょっとはつきりしておりません。

また、帯広市につきましても、曜日等がちょっと幕別町とも違っていると、そういうようなこともございまして、いろいろ連携しながらと言いましても、ちょっと難しいような関係になってきております。

いずれにしましても、この問題につきましても、非常に大事なことでございますので、これからも連携といたしますか、充実できるように進めてまいりたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 充実の方向なのですけども、一つはやはり十勝圏での十勝支庁の撤退というのは、これは大変影響が大きいといえますか、幕別町の方も直接行っていらっしゃる方、実績どのぐらいあるかわかりませんが、町民の方からは直接の利用をしていることも聞いておりました。

ですから、今の状況の中で、そういう事業をやめてしまうということ自体が非常に乱暴だなというふうに思いまして、これはきちっと十勝支庁の窓口も引き続き実施されるように求めていくことが大事ではないかなというふうに思うのですけれども、まずその考え方も伺いたいのですが、もう一つは、やはりそうであるならば、連携が難しいということであるならば、この相談といたしますか、いろんな内容が、相談の中身はここにも資料にもありますけれども、いろいろ広がってきていると思うのですよね。

相談したい人の数はどんどん増えていると思うのです。

そうなってくると、うちの町としてできることは、今の指導員の方の時間の配分の変更ですとか、あるいは曜日の組合せの変更とかによりまして、それぞれの相談時間を拡張することが可能なかどうか。

可能であれば、やはりそういう方向に向けるべきだというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 十勝支庁の関係でございますけども、これは相談所ということで、毎日ということではなくて、週何回かを開いているそうでございます。

月曜日から金曜日までびっちりいるということではなくて、週に3回なり4回なり、相談所として開設しているということございまして、これらについては道としてはやめるということで、全道一本にしたいということございまして、その前段といたしまして、支庁としては消費相談員を配置すると。ちょっとこの中身については、1週間びっちりなのか、どういうことなのかちょっとわかりませんが、とりあえず相談員は配置する方向でいっているようでございます。

ですから、支庁としては、当面としてはなくすということではなくて、相談員を配置されるということになっております。

それで、本町については、今、ご存じのように、火・木については幕別と。月・水・金については札

内支所の方で実施しているところがございます。これらについては、時間が1時から4時までというようなかで実際しているところがございます。

この相談につきましては、振り込め詐欺だとかいろんな問題等というのは3時前がいろんな状況が出てくるという中で、やはり午後の体制が一番いいのかなと思ってございます。

午前中からずっとすればいいのでしょうか、実際に292件というような中で、1日にしますと約1件程度の相談ということでございますので、今のところは午後からでも問題はないのかなと思っています。

ですから、これから相談の中身もいろいろ分析もしていくところもございまして、また出前講座等を開いてやっているところもございまして、この振り込め詐欺等におきましても、低年齢化といえますか、10代、20代につきましても結構きているというようなこともございまして、これらについても、学校に出向いて出前講座もやっているというようなことでもございます。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） こういう悪徳商法といいますか、そういうのに被害に遭われている方たちの年齢層というのは、だんだん広がってきていまして、今、課長がおっしゃるように、携帯電話等を使って、小中学生から始まりまして、そしてお年寄りの訪問販売等とかというのがあるのだと思うのですが、もちろん振り込め詐欺も最近多いことなのですが、学生さんや何かが、午後からの部門で、事業が終わって相談するとかそういうのは午後で十分だとは思いますが、やはり早い対応ということですよ。

これは、とにかくこういう事件が何時にあるから午後でいいのだ。3時に多いからそれでいいのだというのではなくて、そのときすぐできる人、あるいは家族、いろんななかかわりの中で相談に来られるということになれば、早い対応というふうに対処しようと思えば、やはり開設時間ももっと長くなるというのいいと思うのですよ。

特に、お昼休みなんかについても、働いていらっしゃる方なんかについての相談もしたいのだという声もありまして、そんなことの対応ももうちょっと幅を広げてやれる状況をつくるべきだと思うのです。

十勝支庁の方が、いろんな声がありまして、全く撤退はしないということではありますが、しかし、今までと同じような相談を行っていくということではないですよ。

そうなれば、やはり手立てが必要だと思うのですが、再度どうでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 中橋委員が言われていることは十分理解はしているつもりですが、限られた中での相談業務ということでございますので、その中では十分専門に、知識を持った相談員が対処していただいておりますけれども、それ以外につきましても、今言ったように、町の職員が連絡を受けて知らないということではないので、当然、それなりの対処は時間を置かずきちっと対応しておりますので、その辺でご理解いただきたいというふうに思います。

また、支庁につきましても、今言ったような対応で、大変残念なことではございますけれども、道と市町村の役割の分担がはっきりしてきたということでございますので、それはそれとして、町としても十分それに応えられるような相談員体制について、考えていきたいというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 職員の方も対応していただいて、連携プレーでやっていただく以外ないのだろうとは思いますが、そのすみ分けがはっきりしてきた、道の役割と町との役割と。

十勝管内でも幕別町のように、専門相談員を置いて、きちっと対処されているというところは少ないということで、他の町村よりはきちっと取り組みが進んでいるというふうに、それは認識しております。

ただ、事件が本当に広がっているだけに、すみ分けということで、十勝支庁がいろいろあっても後退をやっていっている現状でありますから、そこはやっぱりフォローするというのが大事だと思うのですよ。

ね。

それで、確かに町の方もやっただけではないのですが、相談窓口が曜日によって、きちっとお知らせでも知らされておまして、専門員の方たちがこのときというのは、もう住民の方たちも十分承知していますので、その時間に行くということが多いと思うのです。

ですから、そうなってくると、職員の方にも直接というふうになっても、やはり指定された時間にきちっと行って相談するというふうな、それは制度として設けられているわけですから、そこを拡充することの方が、より被害を防いでいけるというふうに思ひまして改善を求めたわけなんです。

どうですか。

○委員長（杉山晴夫） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 先ほどから同じような答弁となりますけれども、限られた時間の中で、それらの業務を進めていくということでございます。

また、逆にそういうような被害に遭わないような予防対策も、特に相談員による出前講座等もそこに書いてありますけれども、1年12回、何百人の人が対象になっておりますけれども、そういうことにも十分配慮しながら、これからの体制を考えていきたいというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） ページ数は251になるのですが、2目の19節、細目6でございます。

パークプラザについて、若干お伺いをしたいというふうに考えております。

それから、もう一つは観光問題で、253ページの4目、19節の7観光物産協会補助金等についてお伺いをしたいと思います。

このプラザにつきまして、私が議員になって間もなくだったのですが、11年でしたか、相当の論議をして幕別町の駅前に必要だということで、多額の経費をかけて新設をしたわけですが、その負債が恐らく30年までに、町では補助を、16年度には2,000万円ですけれども、続けていくという状態にあると思います。まちおこしについて、この建物がいかに重要であったかということについては、論議の結果、結論を得たわけですから、そのことを生かしていく必要があると思いますが、近年、いろいろお伺いするところによると、あの施設がどれだけ活用されているかということが、いろんな意味で問題視されているところがあります。

幕別に入って、駅を降りて、素晴らしい施設があるということについては理解されているわけですが、あれがまちおこしのためにどのように活用されてきたのか。

それから、これからもさらに負債を抱えながらも、どうこれを運用していくのかと。町民のためにどう生かしていくのかというあたりが非常に大きな問題ではないかと思いますが、その件について、今後の見通し等を含めて。

それから、利用している頻度が現在どれぐらいなのか、そこら辺を含めてお伺いをしたいと思います。

それから、2点目の観光物産協会への補助でございます。

これは800万円ほどありますが、これについてはいろいろ調べてみますと、過去に補助金として100万円ぐらいから、これは物産協会への補助という形できたわけですね。

それからもう一つは、観光物産の開発だろうと思います。

そういった意味で、負担金として600万円ほどずっとかけてきたわけですが、これが16年度になって二つ合流して、合流というのかちょっと言葉がわかりませんが、二つを一緒にして補助金として800万円支出をしているわけです。

このことによって、今まで長い間、この補助金問題はいろいろと問題点があるわけですが、特にまちおこしの中で、非常に大事なものだろうと。私も止若時代から幕別に住んでいるものですから、何とかして町の活性化を願ってきたわけですが、これらの補助を活かして、観光的な面をどのように今まで生かされてきたのか。その成果がどうなのか。

これからやはり、幕別は自然の観光というのはなかなかできない。とすると、人為的にどういうふう

な形で将来の観光について考えていかれるのか。そこら辺も含めて、考えがあればお伺いしたい。

それから、この物産についても、幕別の物産は何だと聞かれると、なかなかぱつと出てこない。あるときには大根が出てきたり、最近ではそば関係と、いろいろと売っているわけですがけれども、そこら辺がはつきり出てきていないということが、一体どこに問題があったのかということです。

それからもう一つ、観光についてはくどくなりますけれども、実はパークゴルフは幕別が発祥の地として全国に名を広げてきているわけですが、最近、たまたまパークゴルフ場に行くと、バスである旅館からツアーが来て1日楽しんでいく。あれは幕別に何かプラスになっているのかなというようなことも感じながら、幕別の観光、何とかならないのかという思いを常にしているわけ。

そこら辺を含めて、将来の見通し等を含めてご答弁をいただければというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 2点ほどありますけど、最初に私の方からパークプラザの関係について、お話をさせていただきたいと思います。

まずパークプラザの目的、位置付け、利用等についてのご質問だと思いますが、ご存じのように、幕別駅前の活性化と活気ある商店街の形成というようなことで、コミュニティ施設として商工会の事務所と複合した建物を平成11年に建設をしたところでございますけれども、実際に今使われている状況でございますが、商工業者あるいは地域の住民、各種団体等の文化活動等に活用されている、又は集う場所として利用されていると。

それから、子どもたちあるいはお年寄りが交通機関の待合い、あるいは知人・友人などの待合いなどにロビーなどを利用されているというのが現状でございます。

数字で申しますと、利用状況につきまして、平成14年では、これは商工会の方で調査した数字ですが、1万2,449人、15年度は1万3,394人、16年度は1万5,155人と。これは全部施設の利用でございますけれども、数字が若干増えていっているというようなことから、そういうような利用がなされているということでございます。

今、佐々木委員が言われますように、この効果が将来的にどうなるのだということでございますけれども、いってみれば、あくまでも駅前の活性化に寄与する施設として建ったわけですから、それらに寄与するための手立てを、これからパークプラザの活用については、商工会あるいはそれぞれ運営協議会などとさらに協議を進めながら、よりよいパークプラザの運営を目指していきたいですし、また、現状としては大変車社会にあっては、大型商業施設の建設などがあって、大変商工会等も苦しい状況にありますけれども、それぞれ商工業者それぞれ個人が努力をしながら、駅前の活性化に努力を、町と一緒に進めたいというふうな意気込みではございます。

○委員長（杉山晴夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 観光協会と物産協会につきましては、平成16年にそれぞれ観光と物産協会が一体化になった方がいいのだろうというようなことで統合したところでございます。

本町の観光につきましては、やはりいろいろ施設等、またいろいろなものがございますけれども、いろんな経済的な効果なり、それなりの効果もあると思っております。

その中で、物産の関係、幕別の物産につきましてはどういうものかというような話でございますけれども、当然、幕別については農業と申しますか、それが主なものであろうと思っております。そのほかに、いろいろ乳製品と申しますか、バター・チーズ等もございます。それと、きな粉・大豆・豆・そば等々があるところでございますけれども、それらにつきましては、本町におきましても、それらの物産につきまして、いろいろ宣伝等をしているところでございます。

パークゴルフにつきましても、当然ながら、道具等いろいろPRをしているところでございます。

なかなか観光といいますが、これは非常に難しいものもございまして、その中で、観光協会の役員等もいろいろ力になっていただきまして、いかに観光客等を町内に入れて、経済効果等にもっていくというようなことでやっているとございます。

それで、パークゴルフもそうでということでございますが、今、十勝川温泉からバスに乗ってきてい

るところもかなり見受けられます。これらにつきましては、どのようなといいますか、降りてパークゴルフだけやって帰るものなのか、それとも、それぞれ途中で降りてジュースだとかいろんなものを買っていくものもあると考えております。

そういうことで、いろんな経済効果もあるのだろうとっております。

ただ、このパークゴルフにつきましては、いろいろ普及をしていっているところでございますけども、今後、今言われたような温泉等につきましては、観光協会といいますか、商工会の方でどうするということには、ちょっと難しいのかなと思っているところでございます。

○委員長（杉山晴夫） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 大方説明でわかったわけですが、特にパークプラザにつきましては、せっかくの施設ですので、幕別行ってみようかと、電車で行って、駅に降りて、催し物こういうもの、文化ホールがありますから、そちらの方に大方文化的な物はいっているわけですが、やはりこちら本町の活性化を含めると、そこら辺は多いに生かす必要があるのではないかと。

そこら辺の今後の見通しがあればお伺いしたいということと、それから、観光につきまして、来年のことを言うと鬼が笑うかもしれませんが、忠類との合併等があって、恐らく忠類の農業環境をどう生かしていくか、地域をどう生かすかということについて考えなければならないだろうと思っておりますが、そこら辺を含めて、将来的に観光農業ということについては、町として考えているかどうか。

そういったことも含めて、今、盛んに都市近郊等含めて、農業というものを生かそうという動きが出ております。

幕別はそういった意味で絶好のチャンスでもあるし、地域的にもいいのではないかとこのように考えますが、そこら辺の将来的な見通し等を含めて、観光・物産を含めて、もう少し突っ込んだご意見があれば、お伺いしたいと。

○委員長（杉山晴夫） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） パークプラザの件ですけども、今後の見通しということではありますが、特効薬というようなものはないと思っております。ただ、それらの努力をして、核施設として、活性化の施設として十分活用できるよう、今後も関係機関等と協議を進めながら進めたいというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） 助役。

○助役（西尾治） 大変難しい問題であります。ご指摘にございますように、来年から忠類と合併して新たな町になるわけでありまして。

私どもの町も忠類も同様に言えますことは、佐々木委員のご指摘のとおり、基本となる基幹産業は農業でございます。

ですから、農業をうまく活用した中でどう観光に結びついていけるのか。前から議会でも議論になっておりますグリーンツーリズムを含めて、幕別町としても一定の計画もようやく樹立もできました。

これからは、具体的に農業者あるいはグリーンツーリズムを推進しようとする団体等との協議を進めていかなければならないだろうというふうに思っております。キーポイントとなるのは、何と言っても農業を中心としながら滞在型の観光がどう構築できるかということが、将来にわたっての私どもの町の課題なのだろうというふうに思っております。

その点では、私どもの町にない酪農というのが忠類にはたくさんございますので、お互いが補完しながら、その辺のところを、将来に向けてどんな計画が立てられるのか。まさしく来年の合併に向けて、十分それら検討させていただきまして、何とか滞在型の農業に結びつくように、町としても十分その辺のところを関係機関とも協議をしながら道筋を立ててまいりたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 明日、公園管理のことでパークゴルフの件について聞こうと思ったのですが、今、佐々木委員の方から団体の利用の件についてお話がありましたので、一緒にお聞きをしたいというふうに思います。

私も以前から我が町の温泉・ホテルでしたら、それはそれでいいのですが、町外の温泉・ホテル・企業が、営業の一つとして、パークゴルフ、ワンラウンド、ツーラウンドまわって、そして1泊2食付きで幾らということで、営業の一つとしてやっていることを聞いております。

この間も私一緒にその人たちと、一緒に組ではなかったのですが、後ろからついていろいろ聞くと、今言ったような状況で、営業の一環としてやっているということで、ほかの町が有料化になっているということもありまして、ますますそういう傾向が強くなってくるのだらうと思うのですね。

個人で来られてプレーする分については別にどうってことはないのだらうと思います。

私は有料化にすれと言っているわけではないのですが、やはり町民あるいはほかの人が見て、何々温泉と書いたバスがどっと来て、そしてそこから降りてプレーされて、観光振興ということから考えると逆行する話なのですが、町で買物するとかそんなのではなくて、ゴルフ場までバスで来て、終わったらそのバスに乗ってまたホテルへ帰るというような現状だというふうに思うのです。

今後の問題ですが、もちろん1回幾らと取るわけにはいきませんので、私どもの町は無料ということですから、ただ、何らかの方法を一考私は講じる必要というか、検討する必要があるのだらうというふうに思うのです。

例えば、緑化基金、今持っているわけでありまして、それは目的があって、受け入れる先も限定していますから、ですから、その辺をいじりながら、その基金に協力金というのでしょうか、1回幾らということではなくて、年間、例えば金額の多寡は言いませんけれども、そういう形で、何がしかの整備というのでしょうか、そういったものに協力してもらおうというような手立ても考えていく必要があるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 西尾助役。

○助役（西尾治） 前にも同じご質問で、議会の方でお話がございまして、その分に関してのみ有料化することはできないのかというようなご指摘も頂いたことは記憶しております。

その際の答弁の中でも、なかなか区分けするのは難しいのかなと。ある特定の者だけを有料化するというようなことも、多分条例では大変難しい問題があるのだらうと。当面、発祥の地であるので、まずは大いに普及をしたいというようなご答弁をさせていただいたというふうに記憶しております。

確かに、そういう実態、私も見ておりまして、何となく町民の方からすれば割り切れないと。特定の営利企業のために、町の公共施設を使わすのかという議論も一方であることは十分承知しております。

今、ここで具体的に、こういう形でこうできるかというのは、具体的な答弁はなかなか難しいとは思いますが、今言われますように、例えば札内川ゴルフ場を利用いただいている方については100円ずつ寄附金を町の方に頂いているという実態もございまして、それを一つのヒントとしながら、特に営利としてやっておられる企業の方々に、どんな形で町の方に協力をいただけるのか。さらに具体的にその辺のところを詰めさせていただいて、何らかの方法があれば、そういう協力を求めるような姿勢というのは、私どもとしても考えていく必要があるのかなという思いでおりますので、今しばらく、具体的な手法についてはお時間を頂きたいというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時から開会いたします。

17:12 散会

# 平成16年度

## 各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成17年10月26日  
開会 9時57分 閉会 17時35分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者
- ① 委員 (19名)
- |          |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江   | 2 中橋友子  | 3 野原恵子  | 4 牧野茂敏  | 5 前川敏春  |
| 6 助川順一   | 7 堀川貴庸  | 9 小田良一  | 8 乾 邦広  | 10 前川雅志 |
| 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 | 16 中野敏勝 |
| 17 永井繁樹  | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 21 瀨瀨太郎 |         |
- ② 委員長 杉山晴夫
- ③ 説明員
- |               |               |                 |
|---------------|---------------|-----------------|
| 町 長 岡田和夫      | 助 役 西尾 治      | 収 入 役 金子隆司      |
| 教 育 長 高橋平明    | 代表監査 市川富美男    | 監査委員 大野和政       |
| 総務部長 菅 好弘     | 企画室長 佐藤昌親     | 民生部長 新屋敷清志      |
| 経済部長 中村忠行     | 建設部長 高橋政雄     | 教育部長 藤内和三       |
| 札内支所長 本保 武    | 総務課長 菅 好弘     | 企画参事 羽磨知成       |
| 町民課長 田村修一     | 税務課長 前川満博     | 保健福祉センター所長 久保雅昭 |
| 監査事務局長 森 広幸   | 施設課長 小野典昭     | 水道課長 橋本孝男       |
| 会計課長 鎌田光洋     | 都市計画課長 田中光夫   | 土木課長 佐藤和良       |
| 車両センター所長 森 範康 | 図書館長 平野利夫     | 学校教育課長 八代芳雄     |
| 生涯学習課長 長谷 繁   | 給食センター所長 仲上雄治 | 生涯学習課主幹 所 拓行    |
| 幕別消防署長 穴吹良行   | 消防課長 前川明弘     |                 |
- ほか、関係係長及び係
- ④ 職務のため出席した議会事務局職員
- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 局長 堂前芳昭 | 課長 横山義嗣 | 係長 國安弘昭 |
|---------|---------|---------|
- 4 審査事件 平成16年度幕別町一般会計ほか9会計決算認定
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

# 議事の経過

(平成 17 年 10 月 26 日 9:57 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（杉山晴夫） それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

8 款土木費に入らせていただきます。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8 款土木費につきまして説明をいたします。

254 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、予算現額 2 億 1,596 万 5,000 円、支出済額は 2 億 1,430 万 2,244 円です。

1 目土木総務費、本目は町道の維持管理に係る臨時職員の賃金並びに車両センター施設の管理経費が主なものであります。

次に、256 ページにまいりまして、2 目土木車両管理費、本目は町道管理に要する直轄車両 2 台分の管理経費であります。

3 目道路管理費、本目は町道の維持管理に要した経費でありまして、町道の維持管理料及び除排雪機械の借上料が主なものであります。

258 ページにまいりまして、13 節委託料のうち、細節 6 の町道支障木伐採委託料は、国の緊急地域雇用創出特別対策推進事業の 100%補助を受け、町道 17 路線及び公園 9 カ所の支障木伐採に要した経費であります。

また、14 節使用料及び賃借料につきましては、3 月 29 日の降雪に対応する経費でありまして、年度末でありましたことから、予備費 390 万 7,000 円を充用させていただいたところであります。

4 目地籍調査費、本目は 16 年度より着手いたしました地籍調査の途別地区の一部、5.24 平方キロメートルの三角測量と多角測量に要した経費が主なものであります。

260 ページにまいりまして、8 款土木費、2 項道路橋梁費、予算現額 6 億 6,995 万 8,000 円で、支出済額は 6 億 6,717 万 6,579 円です。

1 目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費でありまして、主なものといたしましては、7 節賃金は 88 カ所の樋門管理人の賃金であります。

13 節委託料、細節 5 は道路台帳修正に係る委託料。

細節 6 は、普通河川敷地、号線敷地に係る国有財産敷地の無償譲与申請に係る資料作成に係る委託料であります。

14 節道路用地借上料は、札内西和線などに係る 6 件の用地借り上げに要した費用であります。

262 ページにまいりまして、2 目道路新設改良費、本目は町道の改良舗装整備に要した経費であり、管理事務費のほか、13 節の委託料では札内南北線調査設計など 5 件の調査・設計を実施したものであります。

264 ページにまいりまして、15 節工事請負費では 12 件の工事を実施しており、国庫補助事業で実施したものが幕別札内線防衛施設周辺整備工事など 3 件、地方特定道路整備事業では千住 11 号線など 7 件です。

17 節公有財産購入費では、札内西大通、札内鉄道南沿線通り、千住 11 号線など道路整備に伴う用地買収費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金では、札内駅南北線工事に伴う JR への負担金であります。

22 節補償補填及び賠償金につきましては、札内鉄道南沿線通り及び札内西大通に係る水道管・家屋等補償費が主なものであります。

3 目道路維持費、本目は土木課所管に係る町道維持補修に要した経費でありまして、13 節委託料では、緊急地域雇用創出事業による千住川の河川環境整備委託料。

14 節使用料及び賃借料は、相川地区 3 地区の道路側溝の土砂上げに借り上げたバックホーなどの経費であります。

266 ページにまいりまして、15 節工事請負費の細節 1 道路舗装補修工事は、猿別川西線など 48 工事。

細節 2 乳剤防塵処理工事は、温泉北通りなど 10 路線、934 メートル。

細節 3 道路補修工事は、南勢新和線など 69 工事。

細節 4 道路維持工事は、区画線工事 32 工事などが主な内容であります。

4 目橋梁維持費、本目は町管理の橋梁の維持管理費と十勝中央大橋の管理費負担金であります。

なお、道路事業の 16 年度の実績は、道路改良が 1, 1029. 54 メートル、道路舗装につきましては 1, 126. 46 メートル、歩道整備につきましては 1, 000. 2 メートルとなっております。

次に、3 項都市計画費、予算現額 9 億 627 万 9, 000 円で、支出済額は 8 億 8, 373 万 1, 263 円であり、翌年度繰越額が 2, 229 万 8, 000 円となっております。

1 目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費でありまして、都市計画審議会は 3 回開催しております。

268 ページにまいりまして、13 節委託料につきましては、例年実施しております都市計画図作成及び区域区分変更に伴う委託料のほか、札内西地区の公園整備に係る事業効果算定の委託料などでありま

す。

15 節工事請負費につきましては、国道 38 号線の札内地区の公共サインの修復工事に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、帯広圏広域都市計画協議会のほか各種協議会などの負担金であります。

28 節繰出金は、公共下水道会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本目は各種公園並びにパークゴルフ場などの維持管理及び施設補修に要した費用であります。

270 ページにまいりまして、13 節委託料では細節 5 の公園清掃管理が主なものであり、26 カ所の公園のほか、フラワーガーデン、果樹の管理に要した費用であります。

272 ページにまいりまして、15 節工事請負費、細節 1 は 15 カ所の公園の遊具補修。

細節 2 では、豊町西公園のトイレ水洗化。

細節 5 では、本年 9 月に供用開始いたしましたのぞみ公園用地にありました新田社宅 1 棟 4 戸建て 3 棟の解体工事に要した費用であります。

3 目街路事業費、本目は街路事業に要した事務的経費であります。

274 ページにまいりまして、13 節委託料の細節 5 は北栄大通ほか 1 街路の土地評価。

細節 6 は、同じく北栄大通ほか 1 街路の用地確定及び補償物件調査に要した費用であります。

15 節工事請負費は、道道幕別大樹線の工事に併せて照明灯の設置に要した費用であります。

17 節公有財産購入費につきましては、北栄大通に係る 2 件の用地買収費で、うち 1 件は 17 年度に繰り越しをしております。

22 節補償補填及び賠償金の細節 1 につきましては、北栄大通ほか 2 路線の 7 件の物件補償に要した費用であり、うち 2 件は 17 年度に繰り越しをしております。

細節 2 につきましては道事業の受託費でありまして、札内南大通の 1 路線の 5 件の用地買収に要した費用であります。

次に、4 項住宅費、予算現額 2 億 9, 585 万 9, 000 円で、支出済額は 2 億 9, 254 万 879 円であります。

1 目住宅総務費、本目は住宅関係事務の臨時職員並びに嘱託職員賃金と事務的経費に要した費用であ

ります。

276 ページにまいりまして、2 目住宅管理費、本目は町営住宅 686 戸、道営住宅 290 戸の維持管理及び修繕などに要した経費であります。

1 節につきましては、審議会 1 回の開催に係る報酬であります。

7 節は、町営住宅 29 人、道営住宅 14 人の管理人賃金であります。

11 節の細節 40 修繕件数は、町営が 207 件、道営が 115 件であります。

278 ページにまいりまして、13 節委託料は、道営若草団地 5 自治会に対する駐車場の管理委託料であります。

15 節工事請負費に係る整備工事の主なものとしましては、屋根塗装、集合煙突改修、取水栓取替えなどあります。

3 目公営住宅建設事業費、本目は公営住宅の建設・解体・建設用地の取得並びに事業の事務的経費に要した費用でありまして、13 節委託料は本町 2 団地 2 棟 12 戸の建設に係る管理及び旭町東団地基本実施設計に要した費用であります。

280 ページにまいりまして、15 節工事請負費は本町 2 団地 2 棟 12 戸の建設、南団地 3 棟 8 戸の解体に係る工事費であります。

17 節公有財産購入費は、本町 2 団地建設に係る用地取得費用であります。

22 節につきましては、公住入居者 15 戸分の移転費用であります。

以上、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○3 番（野原恵子） 271 ページです。2 目都市環境管理費の 13 節の 5 番公園清掃管理委託料。この点についてお伺いいたします。

今のご説明では、今、幕別町には 82 の公園があります。その中で、26 カ所の清掃管理委託料というふうにお聞きいたしました。

この中では、街区公園ですとか児童公園は公区で清掃管理しているところもありまして、そこができないところでは町で管理しているというふうに、私は認識しております。

今日お聞きしたいのは、町で管理している公園なのですが、この公園の管理、どのような状況で管理しているのか。例えば、樹木や何かの管理ですとか、パークゴルフの管理、それからそこにかかわる樹木の管理。そういうところがどのようにされているかというのが一つお聞きしたいと思います。

その中で、町民に協力もお願いして管理できる部分もあるのではないかとというふうに思うところですが、そういうところはどのような状況になっているか、お聞きしたいと思います。

この中で、枝の剪定ですとか樹木の管理ですとか、そういうところをしっかりとされていない部分もあるというふうに、私は見ております。

例えば、明野ヶ丘公園なのですが、あそこは、芝はきれいに刈っているのですけれども、樹木の剪定や何かはしっかりとされていない部分があります。

シャクナゲですとか、そういう木も植わっているのですが、剪定や何かも十分でなくて、その剪定もきれいにされれば、春・夏・秋と公園をきちっと楽しむ部分が多くなるのではないかと思います。

今、森林浴が非常に注目されておりまして、そういう管理がされますと、散策コースとしても十分に利用できる公園ではないかと思えます。

昨日、佐々木委員も町の観光になるようなところはどのように見通していくのかという質問もあったのですが、町全体の公園の管理ですとか、そういうことをきちっと見直していく中で、観光コースにつながる部分もあるのではないかというのが 1 点と、それから、地域、地域に根ざした公園がしっかりと管理されていくことで、歩いていける、歩いて利用できる、そういう公園が増えることによって、健康増進にもつながるのではないかと思えます。

パークゴルフも今さまざまありますけれども、大きいパークゴルフは競技用などに使われておりますけれども、地域にある小さい公園というのは歩いていけるところで、本当に高齢者ですとか子どもですとか一緒に利用している部分がたくさんあります。

明野ヶ丘公園も、歩いていける公園というところでは、非常に町民が利用しているところではないかと思えます。

あと、札幌の方でも人口が増えていく中で、その地域の中に歩いていけるパークゴルフ全体を見直して、偏るのではなくて、全体を見渡した場合には、どういうところでその利用できる公園が造成されていくのか。そういう見通しもこれから持っていかなければならないと思うのですが、その点についても伺いたしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 公園の維持管理についてのご質問だとお伺いいたしました。

一つ目に、公区にお願いしている公園のほかの町で管理している公園の維持管理がどのようになっているかということが1点と、それから、公園の中の樹木の剪定の作業がどうなっているかと。最後に、全体的な公園の連動性というのでしょうか、そういうお話だったかと思えます。

まず1点目の公園の管理につきましては、今お話がありましたように、59カ所の公園につきましては、公区に管理をお願いしているところであります。そのほかの18カ所、主に大規模な公園ですけれども、これらについては業者委託により芝刈り・清掃を委託しているところであります。

2点目の樹木の剪定につきましては、今お話がありましたけれども、委託業務の中に剪定作業というものまで入っておりませんので、車両センターほか、就労センターにお願いしまして、枝払い等々を行ってきているところでありますけれども、基本的に大きな樹木を剪定することになりますと、また別な作業で進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

ちなみに、公区にお願いしている公園につきましても、先般、一般質問でご質問いただきました明野ヶ丘公園につきましても、今年の夏以降にそれぞれ公区からの依頼があったと。それから明野ヶ丘公園につきましても枝払い等々の作業を行ったところであります。

ただ、まだまだほかの公園につきましても、樹木の剪定なり枝払いが必要なところがございますので、それは現場を確認しつつ対応させていただきたいというふうに考えています。

そのほか、森林浴を含めた公園全体のつながりということですが、これらにつきましては、公園を利用される住民の皆さま方が、そこでゆっくりと過ごせるような場所を提供するのが公園の目的だと思いますので、今後、どのような手法で連動性をもっていけるのかということについては検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 野原委員。

○3番（野原恵子） 今、芝刈りとかそういうところは業者をお願いしていると。

それから、剪定や何かは車両センターでしているということでした。

これから、森林浴ですとかそういう健康増進とかそういうところにつながっていくところは検討していくというふうに受け止めたのですけれども、そのときそのときでなくて、10年20年を見据えた上での公園づくりということも考えていかなければならないと思うのですね。

そういう樹木の剪定とかそういうところでは、本当にきちっと剪定されれば、きれいに咲いて本当に楽しめる。そういうことがありますので、見通しをもった公園づくりということも考えていかなければならないと思えます。

その点はどのような見通しで、この公園をこれから管理し、きちとした、町民が誇りに思える公園づくりをしていくのかというふうなところがちょっと見えないのですが、他町村で観光客が来ているところの公園とか施設では、施設だけではなくて、外構工事、芝とかそういうところも含めてきれいに管理されて、本当に楽しめる、そういうふうにつくられているのですね。

だから、そういうところの見通しももって、公園というのはつくっていかなければならないと思えます。

その点もう一度お聞きしたいと思います。

それから、パークゴルフなのですが、今、大変町民が利用されている。一方では、競技や何かで本当に上手な方が利用されているというのも一つあるのですが、本当にちょっと楽しみたい、近くに公園が欲しい。そういう公園というのも、今ある施設を利用して、その中でつくっていくことができないのか。そういうことも一つ町民から要望も出ているものですから、そういう点はどのようにお考えかということも一つお聞きしたいと思います。

それから、遊具なんかも、一般質問や何かでも質問されたのですが、本当にまだまだきちっと整備されていないのですね。

本当にこれで子どもたちが遊べるのだろうかというような、そういうのも放置されてあるものですから、そういう点をこれからどのように遊具の見直しや何かもしていくのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 公園全体の樹木の剪定の今後の見通しということと、それから、今ある施設の中にパークゴルフ場を設置できないかということと、遊具の見直しという3点のご質問だったと思いますけれども。

まず1点目の剪定についての今後の見通しですけれども、しばらく公園の中、剪定作業が行われていないというのが現実かと思えます。今後、公園全体を見た中での剪定作業の計画というものを考えながら作業を進めていきたいというふうに考えております。

2点目の、今ある公園の中に、近くの人が気軽に行けるように、パークゴルフ場の設置をしてはどうかというお話なのですが、これにつきましては、今、町で管理しているパークゴルフ場が10カ所ございます。その中での利用をみまして、大体年間で、町外者も含めての数字なのですが、全体で36万人ほどのご利用を頂いているわけなのですが、現状の考えの中では、新たに今ある公園の中にパークゴルフ場を設置するというような計画は現在持っておりません。

それから、遊具の見直しということなのですが、特に古い年度に設置されました街区公園の中には、遊具も古くなり、それからペンキ塗りも必要な場所が当然ございます。

鉄製遊具のペンキ塗りにつきましては、特にすべり台とか剥がれてきて危険なカ所につきましては、毎年毎年ペンキを塗る作業を進めているところであります。

今後、新たに新しい遊具を設置するということは今のところ計画は持っておりませんが、例えば最近のコンビネーション遊具という、すべり台があり、ブランコがありという大規模な遊具ですと、1基設置するのに350万円から400万円程度かかります。

そんなこともありまして、財政的なこともありまして、現状の遊具を補修しつつ、近くのお子さんなりお母さん方にご利用いただければというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 野原委員。

○3番（野原恵子） 今、公園の在り方ということで、樹木の剪定、そのことだけではなくて、どのような公園をつくっていくかという見通しを持たないで剪定していくということでは、やはり1年1年ということになるのではないかと思うのですよね。

10年20年を見据えた公園をどのようにつくっていくのか。そして、それを町民に、また町外の人たちにもどのように活用してもらえるのか。そういう見通しをもった公園づくりをしていっているのかどうか、その点をお聞きしたいと思ったのです。

○委員長（杉山晴夫） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 町全体の都市計画公園についての設置計画、並びにその後、利用していただいている形の公園をどういうふうにして育てていくかというご質問かと思えますけれども、実は、都市計画公園につきましては、古くからは「みどりのマスタープラン」というものがありまして、現在も「みどりの基本計画」という形で、長期的に計画をもちながら、市街化の拡大とともに併せて整備をしてきたところであります。

現在は、「みどりの基本計画」の中で、平成15年度に策定をいたしましたけれども、総合的に町全体

の公園の位置付けをしております、大きな公園、いわゆる総合公園ですけれども、本町地区であれば明野公園、札内地区でありますとスマイルパークが総合公園の位置付けになっているわけでございますけれども、そのほかに中規模な公園ということになりますと、幕別でいけば止若公園、札内でいきますといなほ公園、そのほかにもう少し小さくなりますと若草南公園ですとか札内北公園という形で、大きなものから住宅地になります街区公園という配置計画をもって、都市づくりと併せて整備をしてきているというところでございます。

先ほどの総合公園につきましては、野原委員が言われるように、長期的に森を育てていくということで、開基 80 周年事業の中から、森を育てていこうという自然的な公園を育てていこうということで設置をしました。

スマイルパークにつきましては、100 年事業の中で、札内地区の総合公園的な公園として、ある森も生かしながら整備を進めようと、憩いの場をつくっていこうということで整備を進めております。

今、ご質問ありますように、樹木等の、明野の場合ですと伸びてきたときには随時きちんと芝と同じく樹木も伐採をして、憩いよくやっていってほしいというご意見かと思えますけれども、かなりもう 20 年を経過していますので、樹木も当初は小さかったものも大きくなってきているというところは、随時整備を図って剪定なども、少ない経費の中ですけれども、車両センター直にやったり、就労にお願いしたりということもありますので、今後におきましても、見通しが悪いとか暗いとかという部分にならないように整備を順次進めていきたいというふうに考えております。

公園、いろんな見方があるかと思えますけれども、やはり先ほど言いましたような、目的にあった公園の中で、皆さんが利用していただくということが必要かと思えますので、その辺もパークゴルフの部分、あるいは森林浴的なところの部分も含めた中で、現場にあったような管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 野原委員。

○3 番（野原恵子） 今の明野ヶ丘公園なのですが、本当に管理したらいい公園になると思うのですよね。

ピラ・リもありますけれども、あそこに立ちますと本当に幕別町全体が展望できるのですが、残念ながらあのパークゴルフ場にかかわるところの芝は刈ってあるのですが、樹木をきちっと育てて管理していけば本当にいい公園になると思うのですよね。

ですから、そのところ、先の見通しをもって、公園をきちっとつくっていくということが、町民に喜ばれる公園になるのではないかと思いますので、是非そのところを長期の展望をもってつくっていただきたいと思いますというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） 答弁はよろしいですね。

ほかに。

中野委員。

○16 番（中野敏勝） 今の 2 目の都市環境管理の中で、273 ページですけれども、この 15 節それから 16 節、細節 1 と 3、この部分について質問いたします。

この公園遊具修理工事というのがあるわけですが、子どもたちが安心して遊べるために、遊具を常に良好な状態にするために点検をされていると思いますが、年間どのぐらい点検されているのか、お伺いいたします。

さらに、緊急整備工事というのは、この 3 項にあるわけですが、これはかなりの金額を投入しておられますけれども、細部はどのような整備をされているのか、お伺いいたします。

さらに 16 節の果樹の苗のことなのですが、例年この 10 万円前後の金額を使って果樹を植えているようですが、10 万円という 100 本ほどの苗木が植えられるというふうに思うのですが、この部分というのは枯れたところに補充しているのか、あるいは新規でどこかに植えているのか。これをお伺いいたします。

この 3 点をお伺いします。

○委員長（杉山晴夫） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 公園遊具の補修工事の内容とそれから緊急整備工事の内容、果樹の補植の苗についてのご質問であります。

1点目の公園の遊具につきましては、春先にすべての公園を見回りまして、補修の必要なところをまず確認しております。その中で、春に早急に直さなければいけないものについて、公園遊具の補修工事を実施したところでもあります。場所としては町内 15 カ所の遊具を補修しているところでもありますけれども、その補修の内容につきましては、ブランコの釣り輪が不具合であったものとか、それから複合遊具の不具合があったもの。そういうものを直したところでもあります。

2点目の緊急整備工事につきましては、それぞれの 85 カ所の町内の公園の中で、例えば木製の椅子が壊れているとか、芝を直さなければいけないとか、それから別に遊具の補修が必要なところ、そういうものの補修に要した経費であります。

3点目の果樹の苗についてでありますけれども、昨年度は 14 本の果樹を 6 カ所に補植いたしました。原則として、新規ということではなく枯れた場所に植えたということでもあります。

○委員長（杉山晴夫） 中野委員。

○16 番（中野敏勝） 1点目の遊具についてはわかりましたけれども、緊急整備工事ですけれども、これは様々な補修事業で使われているということで理解してよろしいでしょうか。

金額が非常に大きいものですから、かなり高価なものも取り替えられているという考えでよろしいでしょうか。

さらに、苗木なのですけれども、14 本と言いましたよね。14 本で 10 万円ほど使うというのは、ちょっと高すぎるのではないかというふうに思うのですけれども、そのほかは使われていないのでしょうか。

その辺、再度お伺いします。

○委員長（杉山晴夫） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 1点目の緊急整備工事の関係ですけれども、公園の中の椅子とかそういうものの補修整備工事をしたということでもあります。

それから、2点目の果樹の苗ですけれども、果樹の苗代ほか、添え木の料金とか補植する人工費が入っておりますので、10 万円で 14 本という数字になるということでもあります。

○委員長（杉山晴夫） 中野委員。

○16 番（中野敏勝） 一応理解はいたします。

苗木、買うだけでなく、ここに原材料というふうに書いてあるものですから、材料代かなというふうに思ったのですけれども、それにかかわるところの費用というようなことで理解いたします。

遊具の件なのですけれども、今、点検していると思うのですけれども、子どもたちが遊んでいる現状というか、こういうところも常に点検する必要があるのではないかというふうに思うわけです。

なぜかという、最近遊具も多種多様化されて、すべり台一つにしても、今までですとそのまま滑れるというような状態のものが多かったのですけれども、現在は筒状になっているものもあるわけです。その筒状になっているものの、すべり台だけを滑るのではなくて、上に乗ってしまうと。そういうような光景も見られるわけです。

そういうところに登らないような方策というか、そういうのもこれから必要でないかというふうに思うわけです。

非常に危険性を感じて下ろしたこともあります。

そんなことで、こういう細かなことにも配慮をしていく必要があるのではないかというふうに思います。

この点いかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） お子さんが遊具を利用される際の危険防止というお話かと思えますけれども、今、委員からお話のありましたすべり台の上だけでなく、昔からありますジャングルジムとかそ

ういうものを含めて、いろんな公園の中に使い方によっては危険なものが多いと思います。

ただ、お願いしたいのは、小さなお子さんの場合は親もいらっしゃいますから、親御さんからも目を配っていただきたいということはあるかもしれませんが、そのほかに、公園の中には危険な遊びをしてはいけませんという看板も設置されているところもありますけれども、時期を見まして、来年の春先になるかと思いますが、いろんな公園の紹介を兼ねて、公園の遊具で遊ぶときの注意について広報紙等を使いまして多くの方に周知させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 274ページの22節補償補填及び賠償金、1、2の街路事業物件移転補償並びに街路事業用地補償費の決算が出ておられるわけですが、この札内南大通の事業は、平成13年から始めたと思います。

そして、この完了が平成19年に終わるということをお聞きしておいたわけですが、この事業が予定通り完了するのかわからないのか、ひとつお伺いいたします。

○委員長（杉山晴夫） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） ご質問の札内南大通につきましては、ご質問のとおり平成13年度から平成19年度までの事業期間で整備を進めております。

しかし、現在までの進捗状況から平成19年度完成は大変難しく、今後の予算、用地補償の状況にもよりますが、最大平成22年ごろまでになる可能性があるというふうにお聞きしております。

そのようなことから、少しでも早く完成するよう、町といたしましては要請してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、22年までかかる予定だということになれば、まだ5年間あるわけですね。

そうすると帯広の弥生新道ですか、あれは聞くところによれば、あと2年か3年すると完了すると。そういうことになれば、芽室から幕別まで道路が貫通するわけです。

したがって、前からもこの問題で協議をしていたのですが、今、アンダーパスを完了するべくやっておるのですが、これは芽室から来る乗用でも大型車でも、これは長期の釧路方面に流れていく車が入ってくると思います。

そうすると、あそこにアンダーパスができて、あのアンダーパスをくぐって踏切を渡って、この旧国道には入ってこないと思います。

したがって、そういう車がどんどん入ってきたら、あそこのあかしやとか泉町の住民は非常に、通学道路も通るだろうし、非常に危険を感じるということで心配をしているということで、私は今、そんなにかかるとすれば、当初、一遍に道路二つも採択もならないし、とりあえずこの南大通を採択して、事業が始まってから、道道の移動ですね、これを並行して事業を進めていくと、こういう話であったかと思いますが、その点はいかがかと伺います。

○委員長（杉山晴夫） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） ご質問のみずほ以東の整備についてでございますけれども、現在、幕別町でやられている事業、札内におきましてはアンダーパス事業、本町地区におきましてもオーバーパス事業の整備をやられているところでございます。

これが中で並行して、帯広環状線へのみずほ以東の整備、併せてやっていただくということに対しては、やっぱりちょっと難しいのかなというふうには考えております。

それで、南大通完成後について、できるだけ早く整備に入っていたらという形で、町としては要請をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今の課長の説明はよくわかるわけですが、時節柄ではありましようけれども、何としても幕別・札内としては、この環状線を1日も早く完成してもらわなければいけないと思ってい

るわけですが、これはやはり精力的に、政治的にもこれを進めてもらって、あそこはいろんな問題があって、当初計画しておいた、あそこの橋を渡って工業団地に行くという、あそこは何か野鳥の会とかがあって反対されているということも聞いておりますけれども、いずれにしても環状線でありますから、13号の広域農道につながらなかったら、この幕別～帯広～芽室の環状線が生きないわけです。

だから、そういうことについては、今からそういう計画だとか路線をいち早くやっぱり進めてもらって、そして1日も早くということはわかりますけれども、また10年とか20年とかということになると、非常に、先ほど申し上げました泉とかそういうところの人たちに迷惑がかかるということもありますので、ひとつ精力的に進めていただきたいと、このように思っております。

○委員長（杉山晴夫） 答弁はよろしいですか。

ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 276ページの2目の住宅管理費につきまして、毎回公営住宅の入居状況について、お尋ねしてきたところなのですが、あいかわらず募集といますか、入居を求められる方が多数いらっしゃる状況にあると思います。

それで、平成16年度の募集状況について、あるいはその入居された人たちの状況について、伺いたいと思います。

それと、住宅になかなか入れない要因の一つに、今うちの町は建替工事をずっと進めてこられましたね。これが落ち着いていかないと、緩和は難しいのかなというふうに思うのですが、町の住宅の建て替えにつきましては、ずっとご説明いただいているところなのですが、併せまして、今の道のシニア住宅の取り組みも進んでいると思います。

その見通し等についてもお尋ねしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 16年度の募集状況につきましては、25棟の募集棟数に対しまして、応募件数が169件ということで、倍率は6.76倍という状況になっております。

しかし、これは毎年いろんな機会に私申し上げておりますが、申し込み理由、要するに住宅困窮内訳でございますけれども、一番多いのが、現在入っている住宅の家賃が高いというのが大体50%を占めております。

それから次に、今入っている住宅の設備等が不満だというのが約20%前後ございます。

これらが本当に住宅に困窮しているのかという疑問点もございます。

その約70%前後がそういう理由でございまして、仮にこれらを抜きますと、2倍程度の倍率になるのかなというふうに考えております。

また、民間賃貸住宅等につきましても、毎年度約50棟程度ずつ建設されております。そうしますと、本当に幕別町全体の住宅につきまして、本当に足りないのかということでございますけれども、ほぼ充足されている状況にはあるというふうに認識をいたしております。

それから、今委員が言われますように、公営住宅につきましては建て替えをメインで進めております。そうした中で、今後、建て替えが終わった中で、新たなまた計画の中でどういうふうに住宅施策を打っていくかということも一つのこれからの課題だというふうには思います。

それから、シルバーハウジングの件だと思いますけれども、シルバーハウジングにつきましては、今月の13日に入札が道の方で行われました。

A工区、B工区ということで、今回合わせまして28棟、うち高齢者の相談室等も1戸含んでございます。

それで、A工区、B工区ということで、今回建ちますのは17年度から18年度で、シルバーハウジングが7棟、一般住宅、これは住み替え用として20棟が、来年の8月10日が工期となっております。

したがって、10月の20日から来年の8月10日が工期となっております。

その後、残りにつきましては、また18年度から19年度にかけて、残りの分を建設という状況になっ

てございます。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 残りの分についても是非伺いたいと思うのですが、公営住宅を求められる理由というのは、今ご説明があったような理由は当然出てくることなのだというふうに思うのですよね。

それで、家賃が高いとかあるいは設備の不満、これは公営住宅の目的は住民の人たち住居を安価できちっと生活も支えることも含めて提供するということというふうに思いますので、これらも当然含まれるべきことだろうなというふうには思います。

ただ、絶対数の量のことをおっしゃるのだと思うのですが、その点では理解するところではあります。が、こういう理由も十分、自分の収入の中で暮らそうと思えば、当然この情勢ですから、家賃が高くて払えなければ、もっと安いところと思うのは自然の流れですから、それは大事な理由だというふうに受け止めていただきたいというふうに思います。

それで、シルバーハウジングのことをお尋ねするのは、高齢者はやはり民間住宅、なかなか貸していただけない現状というのは解消されていないのです。もちろん管理上の問題、本当に責任をもって管理できるのかということもあるものですから、そういうことを思えば、やはりそのシルバーハウジング、今うちは2万5,000人の町になって、また今後も増えていくわけですけども、そういう点で、この位置付けも非常に、道の事業ではあります。が大事だと思うのです。

併せて、今後の計画もあるようでありますので、その入居の理由の大切なことという押さへの確認と、それからさらなる計画についてもご説明いただきたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 今委員が申されているように、住宅の困窮の理由の一つだというふうには十分私どもも認識をいたしております。

それから、今後の計画につきましては、現在、再生マスタープランで建て替えの計画を持って進めておりますけども、新しい合併によります新町になりましてから、新しいまた計画の中で、そういったものを考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 8款土木費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 9款消防費につきまして、ご説明申し上げます。

282ページをお開きいただきたいと思います。

9款消防費、1項消防費、予算現額5億1,549万3,000円に対しまして、支出済額5億1,461万7,240円であります。

1目の常備消防費は東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用であります。

2目非常備消防費は、非常備消防隊員の報酬や団の運営交付金など、通常団費と言われる経費の分担金であります。

3目の消防費は、災害に対応いたしまして経費であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） これは一部事務組合でありますので、内容の詳細のことについてお尋ねするとい

うことではないのですが、一部事務組合の中での消防の位置付けと申しますか、在り方でちょっとお尋ねしたいのですけども。

以前からずっと疑問に思ってきたことなのですけれども、広域行政といいまして、その広域に資することによって効果を生むものについては、これまでもうちは水道事業であるとか、あるいはごみ処理であるとか、それぞれ一部事務組合で共同の事業を取り組んでこられました。

消防につきましても、東十勝消防組合ということで、ずっと最初からの消防事業の歴史と申しますか、築かれてきまして、いろんな歴史的経過があって、一部事務組合の形をとられてこられたのだろうというふうに思うのですが、ただ、他の広域事業と違いまして、消防事業というのはほとんどそれぞれの町が、ここで言えば、池田、浦幌、豊頃とうちの町ということになるのですが、そこそこで全部設備も整えられ、あるいは職員も雇われてというような形で、形的には独立したやり方をされていると思うのですよね。

その上に事務組合がつくられまして、連携という形をとられてこられたのだと思うのですけれども、昨年の決算のときに、デジタル化に伴っての、十勝圏での共同の取り組みはできないのかということをお尋ねした経過がありまして、これについては何かご相談されているやに聞きました。

そういう中で、この十勝では6カ所ですか、一部事務組合がありまして、私どもの町の中だけでどうこうなるということには全然思っていないのですが、行政改革などに取り組む際にこういった事業についても、そこ、その町で一つひとつ取り組んでいる事業などについては、わざわざ一部事務組合にしなくても、それぞれが独立してやれるのではないか。そのことによって、むしろ経費は浮くのではないかというふうなふうに、詳細はわからないのですが、そういう組織の形態として思うものですから、そういった点について検討の時期というふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 西尾助役。

○助役（西尾治） まさしく、今、十勝の町村会でその検討を始めている最中でありまして、中間報告が間もなく出される方向になっております。

中橋委員がおっしゃるとおり、私どもとしても、一部事務組合でやるのがいいのか、あるいはまた逆にいいますと、単独でそれぞれの町村が持つことがいいのか。さらに今、一歩進んで、五つの一部事務組合と、帯広市を含めると六つの本部を持っているわけですから、それが六つでなくて、十勝一つでも、そのデジタル化に合わせて、まさしく十勝1カ所でやれないかというような方向で、昨年からずっとその検討を進めている最中でありまして、最終的には今年度末ぐらいまでに、一定の方向性が出されるのだろうというふうに思っております。

まさしく検討をしている最中でありまして。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 新聞等にも一部触れられている内容なのだろうというふうに思うのですが、やはりいろんな点できちっとメスを入れていくところは入れていく必要があるのだと思うのですよね。

それで、北海道全体を見ても、すべてのところが一部事務組合で消防事業というふうに行われておりますよね。

ですから、多分国の指導と申しますか、消防が誕生するときの歴史的な経過もあるのだろうなというふうに思ってきたのです。そういうことであれば、かなり国に対する働きかけなども必要となる事業ではないかというふうに思うのですよね。

私も我が町だけのことに、一つの町での独立した消防ということだけにこだわるのではなくて、本当の意味に住民の安全を守る上での新しい選択と申しますか、それをきちっと論議をしていただいて、示していただいて、関係機関にも働きかけていただくということが大事な時期にきていると思うのです。

それらも含めて取り組まれているとは思いますが、いかがですか。

○委員長（杉山晴夫） 西尾助役。

○助役（西尾治） まさしくおっしゃるとおりでありまして、昭和46年に今の常備消防の形態ができたときに、国に指導の中で一部事務組合より今の形ができあがったと。

当初、そういうことをすることによって、交付税で優遇されてきたという経過が当然でございます。

ただ、現状は必ずしもそういう状況になっていないということから、町村会を含めて、昨年からの検討を進めている最中でございまして、少なくともこういう厳しい財政状況の中にありますので、決して消防だけを聖域なんていうふうには考えておりません。

できる限り、十勝が一つで、例えば、1本部でやれるのであれば、その方向で進めようというのが、今、町村会の基本的な考え方でありまして。

ただ、その中で乗り越えなければならない問題がたくさんございます。

それぞれ、20市町村職員の雇用の形態も違ってまいりますし、給与の形態も違っているというようなことをきちんと整備できるのかどうか。今、最終的な詰め段階に入っておりますので、先ほど言いましたように、それらの方向も含めて、今年度中ぐらいには一定の方向性を出せるのだろうというふうに、今、町村会で協議を進めている最中でございます。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 項目に載っておりませんので大変申し訳ございませんが、16年度の消防で、まず緊急連絡とそれから消防の連絡、そういうものがどれぐらいあったかお聞きしたいと思います。

もしできるのであれば、15年度と比較してみたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 消防署長。

○幕別消防署長（穴吹良行） 議長の許しを頂きまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

今の設問は、火災救急等の緊急の出動の件数だと思います。

15年度は、火災は6件、救急は850件で、その他救助あるいは緊急通報システム等を含め、行方不明等も含めると、入電する119番は1,000件を超えています。

ただし、出動については、火災出動が6件と、救急は850件。火災についての6件以外に、この6件というのは十勝支庁、国に報告する損害額が出た件数ですので、損害額のない火災出動も入れますと37件になります。

16年度は、24件火災出動していますが、12件が報告義務のある損害のありました出動件数です。救急は898件。その他で213件ありますから、これも1,100件くらいの入電入っております。

○委員長（杉山晴夫） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 非常にそういう緊急の連絡が入って出動しているということでございますが、先般も旭岳で遭難があったときにも、たまたま携帯電話がつながったことによって助かったということの実例もあるわけですし、今、ほとんどが携帯電話で仕事しているわけです。

それで、私も経験あるのですが、非常に電波の届かないところが、緊急がもしあってもつながらない。それでせっかく携帯を持っていてもつながらなかつたらこれは何もならない機械でありまして、電波が届かないということであれば、幕別はどこにいても電波の届くようにするには、鉄塔を立てなければいけないということなので、そうした調査をして、どこで自分がひとり行って働いていても連絡ができるというようなことをひとつ調査して、そういう電波が不能なところを改善していくということが必要でないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 伊藤委員の発言ですが、ちょっと決算の質問にそぐわないような気がいたしますが、いかがでしょうか。

幅の広い問題であって、ここだけの話ではないと、電波の話になりますと。

ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 9款消防費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、11時10分まで休憩いたします。

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 教育費につきましてご説明申し上げます。

286 ページをお開きいただきたいと思います。

10 款教育費、1 項教育総務費、予算現額 3 億 2,762 万 2,000 円に対しまして、支出済額 3 億 2,482 万 6,392 円であります。

本項は教育に関する管理運営及び事務に要した経費であります。

1 目教育委員会費、本目は教育委員 4 名の報酬及び費用弁償、さらには交際費、会議負担金などあります。

2 目事務局費、本目は教育委員会事務局の管理運営及び事務に要した経費並びに臨時職員の賃金、共済費、さらには各種負担金・交付金に要した経費などが主なものであります。

288 ページ。

8 節報償費は、文化・スポーツ賞等の表彰・記念品代であります。

290 ページ。

18 節備品購入費は、公用車 1 台の更新に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金の中で、細節 13 札内中学校開校 30 周年記念事業補助金についてであります。昨年 30 年目を迎えたことから、10 月に開催されました記念事業に係る経費の一部を補助したものであります。

細節 16 食育教育推進事業助成金は、途別小学校の国際米北海道シンポジウム参加助成であります。

途別小学校は、早くから水田づくりを通じて、食育の取り組みを実施しており、この年には農林水産省消費安全局長賞を受賞し、11 月にシンポジウムで事例として発表いたしております。

292 ページ。

3 目教育財産費、本目は小学校 9 校、中学校 4 校、幼稚園 1 園並びに教員住宅の維持管理に要した経費であります。

11 節需用費の中で、細節 40 の修繕料は、校舎内外や教員住宅の修繕に要した経費であります。

12 節役務費につきましては、学校や教員住宅等の建物災害保険料、各種検査手数料などに要した経費であります。

13 節委託料は、浄化槽管理やボイラー設備などの点検に要した経費。

15 節工事請負費、細節 1 の学校・教員住宅補修工事は、校舎及び教員住宅の補修であります。

細節 2 の小中学校整備工事の主なものといたしましては、札内中学校屋体育館屋根塗装工事、幕別小学校校舎屋根塗装工事、黒板の張替工事などあります。

294 ページ。

17 節公有財産購入費の中で、細節 1 学校共済住宅譲渡代は、教員住宅建設に当たり、公立学校共済組合の資金を活用して建設したものであり、支払対象となっているものは 2 棟 7 戸分であります。

4 目スクールバス管理費、本目はスクールバス直営 3 路線と委託 8 路線の運行に要した経費であります。

296 ページ。

5 目国際化教育推進事業費、本目は国際交流員の賃金、共済費等に要した経費でございます。

国際交流員は、火曜日から金曜日までは、町内各中学校 4 校を輪番で訪問し英語指導をしております。

また、月曜日は希望により、幼稚園・保育所・小学校などへの訪問も実施いたしております。

6 目学校給食センター管理費、本目は学校給食センターの管理運営及び給食調理に要した経費であり

ます。

平成 16 年度学校給食は年間 206 日、51 万 1,600 食、1 日平均にいたしまして、2,484 食を提供いたしました。

1 節報酬は、給食センター運営委員の報酬。

298 ページ。

4 節と 7 節は、パート調理員 9 名と臨時事務職員 1 名に係る共済費、賃金であります。

11 節需用費は、調理用具にかかわる消耗品、光熱水費、給食賄材料費などであります。

300 ページ。

13 節委託料は、給食配送委託、ボイラー保守点検委託が主なものであります。

18 節備品購入費は、厨房機器の更新等に要した経費であります。

302 ページをお開きください。

2 項小学校費、予算現額 1 億 6,673 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1 億 6,616 万 4,484 円であります。

本項は、小学校 9 校の管理、教育振興に要した経費であります。

1 目学校管理費、本目は小学校 9 校の管理等に要した経費であります。7 節賃金は、学校事務補助職員と小学校 1 学年に 30 人を超える学級に指導助手を配置したもので、幕別小学校、札内北小学校 2 名分の賃金であります。

11 節需用費は、小学校 9 校分の光熱水費等であります。

304 ページ。

12 節役務費は、児童及び教職員健康診断手数料が主なものであります。

13 節委託料は、学校管理、清掃、校舎警備委託であります。

2 目教育振興費、本目は小学校の教育振興に要した経費であります。

306 ページ。

11 節需用費では、児童にかかわる教材購入にかかわる経費。

14 節使用料及び賃借料は、町内小学校 5 校にかかわるコンピュータの借上料に要した経費であります。学校コンピュータの借上につきましては、過去の委員会などのご意見、ご提言を頂いておりましたが、平成 16 年度導入いたしましたパソコンは、従前のリース方式から変更し買取り方式によりいたしました。

パソコン本体の価格が落ちてきているということもございまして、結果といたしまして、本体 1 台あたり 9 万円台の価格で導入されております。

18 節備品購入費は、教育機器、図書などの購入に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金では、16 年度新規事業「生きる力を育む教育活動支援事業」と 15 年度から実施いたしております「開かれた学校づくり推進事業」の交付金等に要した経費であります。

20 節扶助費は、就学援助費であります。申請者 278 名で、認定者 246 名、総児童数に対する認定率は 15.51%となっております。

3 項中学校費、予算現額 1 億 2,515 万 1,000 円に対しまして、支出済額 1 億 2,332 万 7,687 円あります。

本項は、中学校 4 項の管理、教育振興に要した経費であります。

308 ページ。

1 目学校管理費、本目は中学校 4 項の管理に要した経費であります。

7 節賃金は、学校事務職員賃金と 40 人学級の解消と少人数指導により、中学校の重点課目の基礎的分野の習得、あるいは実践コミュニケーション能力の育成に努める観点から、中学校 1 年生を対象に 35 人を超える 2 学級以上ある中学校、平成 16 年度につきましては札内東中学校が対象でありました。これが指導助手の賃金でございます。

11 節需用費は、4 校分の光熱水費が主なものであります。

310 ページ。

13 節委託料は、小学校費と同様に、学校管理、学校清掃、校舎警備の委託料でございます。

2目教育振興費、本目は中学校の教育振興に要した経費であります。

11節需用費は、生徒にかかわる教材購入に要した経費。

312 ページ。

14節使用料及び賃借料は、町内中学校4校にかかわるコンピュータの借り上げに要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金の主なものは、小学校費同様、「生きる力を育む教育活動支援事業」と「開かれた学校づくり推進事業」交付金に要した経費であります。

20節扶助費は、就学援助費であります。申請者107名、認定者101名、総生徒数に対する認定率は11.94%となっております。

4項幼稚園費、予算現額3,171万4,000円に対しまして、支出済額3,130万9,404円であります。本項は、若葉幼稚園の管理、教育振興に要した経費であります。

1目幼稚園管理費、本目はわかば幼稚園の管理に要した経費であります。

7節賃金は、臨時職員及び代替職員、嘱託職員に要した経費。

314 ページ。

13節委託料は、幼稚園管理委託に要した経費であります。

316 ページ。

2目教育振興費、本目は幼稚園の教育振興に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、私立幼稚園の入園料、保育料に対する補助。

20節扶助費は、公立及び私立幼稚園就園奨励費に要した経費であります。

5項社会教育費、予算現額2億9,963万円に対しまして、支出済額2億9,558万5,173円あります。本項は、生涯学習推進に要した経費でございます。

1目社会教育総務費、本目は社会教育委員15名の報酬のほか、各種団体に対しての補助金などが主なものであります。

318 ページ。

9節旅費の細節3特別旅費は、中学生・高校生海外研修引率3名分、中学生国内研修引率1名分、小学生国内研修引率2名分であります。

また、19節負担金補助及び交付金の細節6生涯学習海外研修参加補助金は、高校生海外研修2名分。細節10は、中学生国内研修6名分。

細節11は、中学生海外研修14名分の参加に要した補助であります。

2目公民館費、本目は糠内及び駒島の両公民館及び少年自然の家まなびやの管理運営、さらに関係団体の支援に要した経費であります。

8節報償費、細節1の講師謝礼は、しらかば大学の各種講座開設や講演会のものであります。

320 ページ。

19節負担金補助及び交付金は、各種団体活動の補助であります。

ちなみに、公民館利用人数は、糠内が6,241名、駒島は904名、少年自然の家は88名となっております。

322 ページ。

3目保健体育費、本目は体育指導員12名の報酬及び各種スポーツ大会参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか社会体育施設の管理運営に要した費用であります。

8節報償費、細節3全道・全国大会参加奨励金は、小中学生などの大会参加奨励金で、16年度は80件298名に交付いたしております。

324 ページ。

13節委託料、細節14明野ヶ丘スキー場リフト保守点検等委託料は、スキー場リフトの再開に当たっての整備検査と保守点検に係るものであります。

326 ページ。

15節工事請負費、細節1札内東プール上屋シート取替工事は、老朽化で破損したシート3枚を交換したものであります。

18 節備品購入費は、賃貸契約で借りていたアイスホッケーの管理小屋を払下げ購入したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 11 北海道索道協会負担金は、鉄道事業法により設置したスキー場リフト運行事業の指導機関である北海道索道協会に対する事業者負担金であります。

細節 12 国体道予選相撲大会補助金は、幕別町で開催された国体の相撲競技北海道予選の大会運営団体である幕別相撲連盟に補助したものであります。

4 目青少年対策費、本目は青少年問題協議会委員報酬、学童保育所 4 カ所の管理運営に要した費用であります。学童保育所の開設日数は、年間 241 日で、児童数は 187 名であります。

328 ページ。

1 節報酬は、青少年問題協議会委員報酬。

7 節賃金は、学童保育所指導員賃金。

8 節報償費は、青少年相談員 2 名の謝金に要した費用であります。

330 ページ。

5 目町民会館費、本目は町民会館及び札内福祉センターの管理運営に要した費用であります。

332 ページ。

15 節工事請負費につきましては、札内福祉センターの西側道道の拡幅工事に伴い駐車場を改修したものであります。

ちなみに、町民会館の利用者数は 2 万 1,063 名、福祉センターの利用者数は 2 万 9,768 人であります。

6 目郷土館費、本目は文化財審議員 5 名の報酬、ふるさと館及び考古館の管理運営に要した費用であります。

334 ページ。

13 節委託料は、ふるさと館、考古館の警備委託が主なものであります。

336 ページ。

15 節工事請負費につきましては、ふるさと館のトイレの天井を改修したものであります。

ふるさと館の利用者数は 3,382 人、考古館は 428 人となっております。

7 目働く婦人の家費、本目は働く婦人の家の運営委員 6 名の報酬、施設の管理運営に要した費用で、主たるものとしたしましては管理人賃金及び光熱水費であります。

338 ページ。

8 目スポーツセンター管理費、本目は農業者トレーニングセンター並びに札内スポーツセンターの管理運営に要した費用であります。

7 節賃金は、トレーニング指導員 4 名分の人件費。

340 ページ。

18 節備品購入費は、年次計画で更新しております卓球台 3 台と、トレーニング室の健康診断用の血圧計などを購入したものであります。

9 目図書館管理費、本目は、図書館本館及び札内分館の管理運営に要した費用であります。

7 節賃金は、臨時司書、ブックモバイル車及び生涯学習アドバイザーの賃金であります。

342 ページ。

11 節需用費の主なものとしたしましては、ふれあい子育て読書推進事業消耗品、施設の光熱水費であります。

13 節委託料は、清掃、電算機器保守点検委託業務等に要した費用であります。

344 ページ。

18 節備品購入費の内訳ですが、細節 1 図書購入冊数は 4,110 冊、細節 2 映像資料は 261 点の購入費であります。16 年度末蔵書冊数は 17 万 9,849 冊、図書貸出冊数は 15 万 6,485 冊で、貸出率は住民一人当たり 6.1 冊となっております。

10 目百年記念ホール管理費、本目は百年記念ホールに関する管理運営及び事務に要した経費であります。

346 ページ。

8 節報償費は、27 教室の 10 種講座、9 事業の生涯学習講演会、3 事業の文化講演会に要した講師謝礼がその内訳となっております。

11 節需用費は、光熱水費に要した経費であります。

348 ページ。

13 節委託料は、清掃管理、警備及び舞台機器操作等の委託業務に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、各種文化団体の活動費補助に要した経費であります。

350 ページ。

11 目文化財調査費、本目は埋蔵文化財の発掘調査に要した費用で、その大半が調査員、作業員の賃金、人件費にかかわるものであります。

発掘場所は札内桂町の民有地で、発掘面積 4,600 平方メートルのうち、平成 15 年度に 1,800 平方メートル、平成 16 年度に残りの 2,800 平方メートルを調査したものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1 番（豊島善江） 2 点について、質問いたします。

1 点目はページ 293 ページ。

教育財産費なのですが、節はちょっとわからないのですが、学校校舎の耐震化について質問いたします。

これまでも耐震化を早急に進めるようにということで質問を行ってきました。

それで、現在、2005 年の 4 月 1 日の段階で、全道の耐震化、学校の耐震化の率が 40.6%ということがある雑誌で報告されておりました。

それで、幕別町の場合は、これよりはもっと高いと思うのですが、現在の耐震化率がどのぐらいになっているのかということをお聞きしたい。

それから、耐震化の調査をこの間ずっと行ってきました。今年度は、予備調査ということで三つの校舎が行われてきましたが、これまでの経過と、それから今後どういうふうに進められていくのか。耐震調査と併せて、耐震調査が終わった後の耐震化をどう進めていくのか。このことについてお聞きしたいと思います。

それから、2 点目なのですが、ページ 298 ページ。6 目学校給食管理費の 11 節の需用費なのですが、学校給食のパンについてお聞きしたいと思います。

十勝産の小麦を使ったパンをということで、これまでもお尋ねをしてきました。

今、随分広がってきまして、音更などでも十勝産小麦を使ったパンを取り入れるということも、新聞報道でされておりました。

それで、幕別の平成 15 年、16 年、その状況はどうなのかお聞きします。

それから、学校給食はおいしくて安全であるということが非常に求められているのですが、その中で、安全ということで考えれば、やはり地場産品を多く使っていくということが必要だと思うのでね。

それで、地場産品の使用割合をお聞きしたいと思います。

それから、メニューの改善やリクエスト給食など、そういうふうなことも積極的に行われてきましたが、この実施状況もお尋ねいたします。

それから、子どもたちの声を聞く。また、関係者の方の声を聞くということは、努力はされていると思うのですが、以前、栄養師さんが直接学校を訪問して食べる様子を見たりということもやられてきたと思うのですが、そういう取り組みがこの 16 年度なされてきたのかどうか、その辺のこともお聞きしたいと思います。

それから、メニューの改善などがされてきまして、給食の残数の量、これはどのような変化があった

のかということもお聞きしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） まず耐震化についてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

最初の耐震化率でございますけれども、昭和 56 年以前に建てられたものについては、従前の建築基準法に基づく規格の中で耐震化の調査をしなければならない、あるいは耐震化をしなければならない建物という位置付けになっておりまして、それ以降の、57 年以降の建物と 56 年以前の建物ということで、本町の場合は 49 棟の校舎・体育館がございますけれども、そのうち 26 棟が 57 年以降、56 年以前が 23 棟ということで、いわゆる調査をしなければならない、改修しなければならない可能性のある建物につきましては 46.9%ということになります。

裏返しますと、耐震化率としましては、57 年以降の建物、それが 53.1%、これが、今幕別町が学校として持っている数字でございます。

これに改修がされていくようになれば、これに数字が足ささりまして耐震化率が上がっていくということになるかと思えます。

それから、今後の耐震化の見通しでございますけれども、平成 15 年に行われました調査で、札内中学校の校舎・体育館、それから糠内中学校の体育館について一次診断をしております。

札内中学校の体育館については、強度が出てということで、工事をする必要がないという判断がたっておりますけれども、校舎については耐震化の工事をしなければならないと。

それから、糠内中学校の体育館についても、何らかの措置をとらなければならないという位置付けが調査でわかっております。

そのほかにつきましては、今年の調査の中で、予備調査ということで、いわゆる優先度も含めた全体の調査をかけていきたいというふうに考えております。

この先の工事につきましては、総合計画などに位置付けまして、年次を定めまして、順次進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） 今の質問について、お答えさせていただきます。

まず、十勝産小麦を使ったパンの実施状況につきましてですが、平成 15 年度につきましては行っておりません。

平成 16 年度につきましては、4 月に 1 回行っております。

それで、ちょっとこれは質問にはありませんでしたが、平成 17 年度、今年度ですが、毎月約 1 回ということで、年 11 回行っております。

それで、現在平成 18 年度に向けて、さらに回数が増やせられないかどうかというようなことで、業者とあるいは製粉業者といろいろ打合せを行っている最中でありまして。

続きまして、地場産品の使用率ということですが、これにつきましては野菜ということで答えさせていただきますが、町内産、道内産を合わせて 71%でございます。これにつきましては、野菜等につきましてはどうしてもは境期等がありますので、なかなか道内産 100%ということにはなりません、今後も増やす方向で頑張っていきたいと思っております。

次に、メニューの改善ということだったと思いますが、給食センターにつきましては栄養師が 2 名おりまして、一応一月交代というようなことでメニューを組んでおります。

平成 16 年度、たまたま 1 名退職した者がおりまして、平成 17 年度につきましては、1 名新しい職員が入っております。

16 年度のことを答えなければならないのですが、17 年度という意味でございますと、栄養師が変わったこともありまして、過去の良かったものは取り入れて、さらに新しいものは入れるというような中で、日々取り組んでいる最中でありまして。

次に、栄養師が学校訪問ということにつきましては、毎年年度末に学校訪問、全校訪問しております。その中で、学校と打ち合わせしながら、校長先生あるいは教頭先生と事前に話しをして、その後、お子

さん、実際に一緒に食べて、食べる状態を見たり、あるいは配膳あるいは後片付け等を見ながら、今後の参考にしております。これについては続けております。

それと、あと給食の残渣量の関係だったのですが、ちょっと私手元に平成 15 年度の数字は持ってきていないのですが、平成 16 年度、1 日平均で約 126 キロの残渣量がございました。

それで、メニューを変えてといたしますか、今年度 4 月から 8 月で 5 カ月間なので、これが年間の数字になるかどうかということはちょっとわからないのですが、今のところ約 110 キロになっております。

これはいろいろな面で、短期間で数字が出されるものはありませんので、メニューが変わったことによって減っているかどうかというのは、まだまだこれからのことなのですが、給食センターに戻ってきたものにつきましては、日々副食、主食に分けて数字は出しております。

その中で、もちろん減っていくことがベストだと思っております。

その中で、いろいろな検討をしながら、メニューの改善に役立てていきたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） 豊島委員。

○1 番（豊島善江） 耐震化率 53.1%ということでした。

残りの棟の予備調査をしていくということでしたけども、今年度の予備調査は南小学校、北小学校、幕別小学校ということで予算も組まれています、その残りの学校というのも、今年度中にお行っていくのかどうか。

それから、今のお話を聞きますと、前回のお答えとほぼ変わらない。この先順次やっていくということでありました。

役場の庁舎内に確か耐震化の委員会というのもつくられて進めていると思うのですが、特にこの学校の校舎に対しては、もっと計画性を持ってやっていかないと、国の動向を見ながらということで前もお答えがありましたけど、それを待っているといつまでも進まないと思うのですね。

そして、しかも一次審査をした中では、問題があると言われたところがそのまま子ども通っているわけですから、こういうところは 1 日も早く計画を立てるべきだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

それから、給食の方は随分改善されたということも聞きまして、美味しくなっているという声も直接聞いているものですから、引き続き努力していただきたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） まず、調査に関しまして、今後どうするかということですが、来年度以降で、また引き続き予備調査等をしていきたいというふうに考えております。

それから、建設工事の方をどうするかということですが、従前のお答えと変わらないということですが、防災計画等の位置付けになることで、補助率が上がるというようなこともございまして、そういったものとの整合もとりながらやるというふうに、今位置付けて計画していることもあって、なかなかすぐ動いていないという状況にはございます。

工事費もかなり高くなるということから、補助率のことなんかについては十分検討したいということで、そういった動きになっていることもご理解いただければというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） 豊島委員。

○1 番（豊島善江） 工事費がかかることだとか、本当に大変なことだと思うのです。

ただ、問題があるというふうに、そういう結果が出たということ踏まえて、やはり 1 日も早く進めたいということと、あと、予備調査をやった後の手立てというのも必要ですよ。

今年度の予備調査、南小、北小、幕小と行ったと思うのですが、これは既に終了をして結果が出ているのか。それとも、これからのことなのか。

もし結果が出ているのであれば、それがどうだったのかということもお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 今年度の調査につきましては、まだ発注をしておりません。

年度末までに答えを出したいというふうに思っております。

それから、今後につきましては、構造上新しい基準ではもたないということで、補強が必要だということですが、直ちに危険だということである判断に基づいて、今日、明日しなければならぬというふうなことで動きではなかったものですから、年次計画をもってというふうを考えております。

○委員長（杉山晴夫） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 学校の耐震診断、予備調査も含めて、子どもとしては鋭意実施いたしております。

今後の動向でございますけれども、まさに危険校舎、子どもたちにとっても大変大きな問題になっております。

ただ、課長が言いましたように、国の制度上の問題や何かも含めて、多くの課題が一方では残っております。

これも文科省あたり、かなり基準を緩和しているという状況でもございますので、現状、子どもとしては認識しながら、早期に耐震化を高める努力をしてまいりたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

野原委員。

○3番（野原恵子） 332 ページ。

6目郷土館について、質問したいのですが、ちょっと運営にかかわるところなものですから、節はちょっとわからないのですが、ふるさと館全体にかかわることで質問したいと思います。

この資料によりますと、ふるさと館の運営は様々な努力はされていると思うのですよね。

移動博物館をされたりですか、それから子どもたちにどのような郷土のことを知ってもらおうかという努力はされていると思うのですが、この利用されている方が減っておりますね。

平成15年度は4,521人なのですが、平成16年度では3,382人と減っております。

それで、これはどうして減ってしまったのか、その内容も一つお伺いしたいと思います。ふるさと館そのものの築年数が古いということもありまして、建物自体は古いのですが、その中で努力して利用してもらい、そして子どもたちとか幕別に住んでいる人たちがどのように活用していくかという努力がされていかなければならないと思うのですが、中そのものは全体に暗くて、従来通りの展示ということなのですね。

ですから、もう少し事業の中で、どのように郷土の歴史をしっかりと後世に伝えていく。そういう努力もこれからしていかなければならないと思うのですが、その点はどのように考えているか、質問したいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） まず入館者の減のことなのですが、一番大きな要素は、もとのみどり館ですね。そちらへの観光客の皆さんです。

4,000人台入っていたころというのは、台湾からのお客さんというのがすごく多かったのです。

国内の観光客の方というのは、ツアーなんかによって、夜遅くついて朝早く出てしまうということで、日本人の方の観光客というのは、率としてはさほど多くありませんでした。台湾からのお客さんの数が、ということです。

そういったツアーが徐々にホテルの方の受入れが減ってきたということが大きな理由です。

それと、やはりこういった見るという施設は、ご質問の中にもありましたけども、よほど目先を変えていかなければ、リピーターというのはなかなか出てまいりません。

これは観光なんかにも共通して言えるのかもしれませんが。

そこで、展示の大胆な、かなり大がかりなりリニューアルというふうになりますと、壁面の展示から含めて恐らく数百万円、やりようによっては1,000万円を超えてしまうというようなことにもなっております。

そこで、あそこは当初から壁面は仕方がありませんけども、中の展示ステージというのは可動式になっております。

そういったことで、模様替えは自分たちの力でできるというふうな仕掛けで、当初の設計はしているのですが、もう 20 年も経ちますよね。どんどん資料が集まってきて、まずは収蔵室に収まりきらなくなりました。ストックしておく場所ですね。

勢いそれが展示室に置かざるを得なくなりました。

特に入り口の農機具の展示のところなんかはもう隙間がないくらい物を取めざるを得ないというふうになっております。

そういったことで、機動性を失っているというのは事実であります。若干の模様替えはしているのですが、それが一般のお客さんに大きく変わったなというふうにはなかなか受け止めていただけないような規模での模様替えしかできておりません。

それと照明のことについては、これは、考え方は様々かと思えます。

全体を明るくして見やすくするという方法もありますけども、一つひとつのものに、見る方が集中していただくという、そういう心理的な効果を考えますと、余り全体を明るくというそういう考えではなくてやってきております。

それともう一つは、お客様は来られた時点で展示室の方は照明をつけるようにしております。お客様が来られてから、展示室の中、全部照明をつけるようにしております。これは省エネという観点からであります。

そのことが、玄関に立って展示室の方を見たときに、何か暗いのではないかと。これは確かにそう思われると思いますが、開館時間中ずっと電気をつけっぱなしというのは、ちょっと財政的な部分から考えて躊躇するものがございます。

○委員長（杉山晴夫） 野原委員。

○3番（野原恵子） その内容を変えていくということには、財政的な裏付けがなければできないという、そういうふうに受け止めたのですが、資料館に集まってくるというそういういろいろなものは、町民の善意で集まってくるものが多数あると思えます。

それと、やはりそういうものに対する愛着があって捨てられない。自分の家では保管できない。そういうものも集まってくる一面があると思うのです。

ですから、資料館に来て見てみたいとそういう思いもあると思えます。

それは年を重ねてきた人たちの思いでもあると思えます。

また、一方では、これから育ってくる子どもたちが、この町がどのようにして成り立っていくのか。そういうことも知る機会、そういう場でもあると思うのです。そういう面も合わせ持っているということでは、今の生活もちろん大事なのですが、その営々と築いてきた歴史をしっかりと子どもたちに知ってもらおうということも、一方では大事だと思うのです。

そういう場が今はふるさと館ではないかなというふうに思うのですね。

そういうところでは、確かに財政的な裏付けは必要だと思うのですが、努力していく。そういうところでの改善も必要ではないかと思うのです。

道具や何かも並べてあるのですが、その道具を使ってどういう生活をしてきたかということ、子どもたちに知ってもらおうという努力もできるのではないかと思えます。

また、写真もかなり古いものがありまして、そういうところの更新も事業委員会の中で検討していくことができないのかなと一つあります。

また、教科書や何かも展示している場所があるのですが、そこも本当にちょっと見るに堪えないような状況になっているかなと、私なんか見て思うのですね。

だから、そういうところは今の教育委員会、事業委員会の中で改善していくことはできないのかな。そういう点の改善はこれからできるのではないかということで質問いたします。

○委員長（杉山晴夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 今ある施設の中ですべてを解決することはかなり難しいかなと思います。

これは努力を放棄するという意味ではございません。

先ほども言いましたように、物があふれかえってしまう。これは本来ではないのです。

見ていただくというときは、ちょっと専門的になりますが、足し算ではなくて引き算なのですね。足し算の、わっといっぱいあるのを見せるのは古道具屋さんかも知れません。その面白さはあると思います。

ただ、郷土館とか博物館というのは、その逆というのがいいのかなと、そういう考え方にひとつ立っております。

そこで、あの場所だけですべてを解決するという方法以外に、これはちょっと考え中ということで聞いてください。

今、これだけコンピュータというのが一般化してまいりました。

そして、その中でDVDの可能性というのはかなりあります。

ただ、これはまだ私たちが自前で教育ソフトをつくっていくというのは、使い勝手のいい一般的なもののというのはまだ開発はされていないのですが、国の研究機関なんかでもそういった教育ソフトをつくるためのソフトと言ったらいいですかね。そういったものの研究も幾つか今進んでおります。

そういったものを、私たちは見ております。

そう遠くない時期に、子どもたちが社会見学で、直接あの場所へ行くというだけではなくて、そういったデジタルコンテンツで勉強もしていけるような、そういった方法も今後考えていきたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） 野原委員。

○3番（野原恵子） 引き算の活用の仕方と、今説明ありましたが、そういうことを考えれば、これからふるさと館をどういうふうにして活用していくかということも新しい方向で活用していけるかなというふうに思います。

また、DVDの活用、それは学校施設や何かで活用するだけではなくて、ふるさと館でも一般の方々、町外から来られた方々も活用できる部分ではあるのではないかとこのように思うのですが、そういう点も考慮しまして、本当に大切にされる、歴史を検証していく、そして、あそこに愛着を持てるようなそういう施設にしていくことが大事ではないかと思っております。

そして、隣にホテルもありますから、外国の方ですとか道外の方ですとか、そこにまた足を向けたくなるようなそういう施設にしていくことが、活用される施設になっていくと思うのですが、その点についてもこれから検討していただきたいと思いますというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） 答弁はいらないですか。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） まさに歴史を知っていただくという意味では、大変意義ある施設だなと私は思っています。

それで、今、課長が申しあげましたように、スペース等々の問題ございます。課題もいろいろございます。

今後、多くの人に見ていただくために、従業員あるいは町民の皆さんのご意見を頂きながら、いい施設にもっていけるように、今まで以上にみていただくような機会を見出すために努力してまいりたいと思っております。

○委員長（杉山晴夫） ちょっとお伺いしますが、教育費について、今後、ご発言のご予定の方でございますでしょうか。

それでは、審査の途中でございますが、この際、昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

11:58 休憩

12:57 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 2点について、お伺いをしたいと思います。

1点目は、同じようなことなのですが、293ページ、2目の15節の1番とそれからもう一つは295ページ、3目、17節の2。これについてお伺いをしたいと思います。

はじめに、293ページ、2目の15節の1でございます。

学校の教職員の住宅について、お伺いをしたいと思います。

これは毎年聞いて非常に恐縮でございますけれども、相当改善されているというふうには聞いてはおりますけれども、まだまだやはり学校教員の住宅が非常に古いものも多いということも含めて、生活に支障を来すような状態のところもあるというふうには聞いております。

したがって、この修繕等について、どの程度の改修なり修繕を行っているのか。16年度には900万円かけているわけですが、何箇所くらい修理をされておられるのか。まだ修理をしなければならないのがどれくらいあるのか。そこら辺をまず一つお伺いしたい。

それからもう一つは、295ページでございますけれども、教職員住宅に設置しております風呂の問題。

これも大分前からお伺いをし、お願いをし、大分進めてきておられるようでございますけれども、まだまだ風呂が十分でない。

しかもその中に、シャワーがないと。特に若い教員、部活動等で汗を流して帰る。そんなときに体を洗う場所もないと。特に若い人方は、今普通の住宅にはこのシャワーが敷設されております。

そういったことで、大分前から是非1戸に一つということで要望してきたわけですが、そこら辺が、今回の18万なにがしですから、1基か2基かわかりませんが、どのくらい付けられて、まだ付いていないところがどれくらいあるのか。そこら辺をまずお伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 教員住宅の修繕にかかわりますご質問でございますけれども、15節の工事請負費の中の細節の1番に、学校と教員住宅の修繕工事ということで合わせた金額が載っておりますけれども、このうち、教員住宅に係る費用につきましては非常に少ない額と記憶しております。

基本的には学校の補修修繕にウエイトがかかっているかと思っております。

必要なものとして、平たく申しますと、大家として住宅を扱う中で、雨露をしのげるという最低限のことは保ちながらやっております、合併で今見ているところですが、忠類地区なんかにつきましては、リフォーム資金という考え方で、1戸当たり500万円の予算をつけて修繕をしていっているという中で、私どもの方の管理している教員住宅との余りにも差があつて、そのことをご指摘いただくまでもなく、もう少しかけなければならないのではないかと、内部としてはいつも話し合っているところではございます。

ですが、必要最小限のところ現状維持しているというのが現状でございます。

それから、風呂につきまして、シャワーの要望ということで各学校からの要望の中でも一番要望の高いものとして、順位が一番で挙がっているものでございます。

しかしながら、予算上見ますと、ガスによる湯沸器というのですか、風呂釜のシャワー化というものでも、見積りの中では15万円台の費用がかかります。

それから、石油系のボイラーに切り替える場合につきましては25万から30万円の費用がかかるということで、なかなか踏み切れていないのが現状でございます。

昨年からは、一定の整備基準に基づいて、何とか整備していこうということでございまして、故障したものから、あるいは計画としては、6戸1棟になっている集合住宅を中心に改修していこうということで、札内地区から始めることでやっております。

ただ、予算に余裕がないものですから、そういう意味では順位が低い状態になっておまして、集合住宅の中では3戸だけができました。

それから、戸別の住宅の中では、幕別地区1戸とそれから札内地区に1戸と、トータルで5棟のシャワーを設置することが結果としてはできました。

ただ、管理戸数は140ございますし、教員が入っている住宅でも90弱ございますので、それらをすぐ改善して全部にシャワーを付けるということはなかなか単年度では難しいかというふうには考えております。

○委員長（杉山晴夫） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 私たちが生きていく上での基本的なもの。衣食住と言います。

その中の住が、今言われたように、なかなか予算の中で難しいということでございますけれども、これは教育委員会にも行っていると思いますが、十勝の教職員組合で発行した教育白書、今年のやつです。

これを見ると、幕別の場合、この教員住宅の中で20年以上の住宅というのが結構多いのですね。

したがって、年数でいくと20年以上というのが37.8%。これは相当やっぱり住宅にしては古いと。

一番やはり教員の中で漏らされることは、何と言ったって寒いのだと。十勝に住んで、私も経験あるわけですが、北の間の部屋なんかほとんど使えない住宅というのは多いのですね。

冬の間は物入れにしているというのが実態であります。

幕別の場合、ある程度そういう面で修理をされてきているようではございますけれども、非常に十勝の厳寒の中で生活するためには、非常に厳しい寒さがあると。生活するのに大変だということがよく言われます。

特に最近新しい教員、新卒なんかで来る人は、本州方面から来る方が非常に多いのですね。

したがって、こういう20度近い寒さの中で生活するということが慣れてもいないのですが、いずれにしても住宅が不備であると。そういった面で、やはり何といたっても生活の中で大事にしなければならない私たちの住居、これにもう少しやはり予算をかけるべきでないのかなというふうな感じをいたします。

それで、先ほどお伺いしたのは、どれくらいのところを修理して、これからどれくらいのものが修理しなければならないかという辺りを、できたら明確にさせていただきたいと思うのですが。

これは必ず言われることは、寒いのだと。それからシャワーがないのだと。とにかく生活していく最低そこら辺くらいは何とか整備してもらえないだろうかという声が結構あるのですね。

これは他町村と比べて、幕別が悪いということではございません。往々にして教員住宅については、こういった問題がどこの町村でもあるわけですがけれども、本町では特に公営住宅は非常に整備されて、新築が多くなってきています。

したがって、教員住宅、どうしても自宅を持ってない若い者がいっぱいいるわけですから、そこら辺りを加味しながら、今後どういうふうな方向でいかれるのか、そこら辺りの対策についてもお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 営繕あるいはその管理に関する今後の方向ということでございますけれども、おっしゃるとおり、寒さ対策等については、抜本的に、例えば断熱材がないような住宅はないのですけれども、感覚の中では寒いとおっしゃる先生もいらっしゃるのだというふうに思います。

ただ、先ほども申しましたとおり、例えば構造体とかそういった丸がかりでリフォームするような予算をつけて今後改修をしていくという方向は、今ちょっと打ち出せるような状況にはございません。

修繕につきましても、緊急的に、計画的ではなく、要望いただいたものをその都度修繕するというようなやり方でしか今対応ができておりません。

先ほどのシャワー等につきましても、元気な子どもを育てるためには元気な先生がいなければならないということがあって、そういった生活環境も守らなければならないというのは、教育委員会としての仕事だというふうにも思っておりますけれども、実際に、例えば私どもの方で4月に新たな住宅を割り振って先生に見ていただいたと。ここでは気に入らないので、民間の借家を探しますというような先生もいらっしゃったり、それはトータルではきちんとした住宅を用意できないということで情けない状況でありますけれども、そういったこともありますので、もし管理戸数も含めまして、今の140戸に対す

る入居率の低さもございますので、トータルでの判断もしていかなければならないというふうには考えております。

○委員長（杉山晴夫） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） この調査の中で、幕別町の先生方がどんなことを言っているかというのと、まず第一点にシャワーを入れてくれというのが多いのですね。

私たちのように古い人間はそうでもないのですが、やっぱり若い人方とはとにかくシャワーが欲しいと。これはまずトップに挙げられている。

それからその次に出ているのが、寒いのだということですね。

だから、どこの位置にある住宅の寒さがひどいのか、そこら辺ちょっと掘んでおりませんけれども、20年を過ぎていけば、確かに20年前の防寒施設とは大分違ってきていますので、その寒さが堪えるのかなという感じもいたします。

その次に多いのが、簡単なことかどかわかりませんが、畳替えをしてほしいというのも、なかなかやってもらえないというような苦情もあるので、そこら辺を含めて、やはり自分の住宅が持てない若い教員のために、明日の子どもたちを育てる教員のために、少しでも住宅環境を良くしてやるということが大事でないかというふうな感じをいたしますので、シャワーについてももう1回お話しします。

見通しどうですか。

○委員長（杉山晴夫） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 教育白書の中のいろいろな先生方の課題。実は私もその中身は見させていただいています。学校現場との話合いの中でも、こういった要望というのは聞いてもおります。

現実的に、シャワーについては、先ほど言いましたように、16年度から一部ではございますけれども始めました。この分につきましても、すべてということにはなりません。年次計画のもとでやっていきたい。

ただ、今日の非常に厳しい財政状況下でございます。一面では我慢していただかなければならない部分もございます。

ただ、先生方の声も十分私も把握しておりますので、今後、町長部局とも十分協議をさせていただきながら、予算反映に向けて努力してまいりたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

堀川委員。

○7番（堀川貴庸） それでは、306ページ、14節の5番教育用のコンピュータ借上料に関連しまして、先ほど、教育部長の方からは、いろいろな補足的な説明も含めまして、丁寧に頂いたかなという気はしているのですけれども。

そもそもこの小学校費の中でのこのコンピュータ教育の実施状況について、若干説明を求めたいと思います。

これは対象とする学年、あるいは週に何時限持っているのか。また、その事業の内容ですね。これをちょっと説明してください。

それから、ページ変わります、332ページ、郷土館費ということで、ふるさと館についての質問をさせていただきたいのですが、資料の中ではふるさと館でジュニアスクールが開校されているということで、町内の小学生5、6年生69名を対象に、鮭の稚魚放流から始まって、百人一首まで、これは非常に私も小学生であれば参加してみたいなというのが、それぞれ並べられているのですけれども、これは5、6年生が69名という数字です。

この小学生5、6年生が、69名ということで、希望参加型なのかどうかちょっと教えていただきたいなど。

その2点で説明を求めます。

○委員長（杉山晴夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 二つ目のご質問の方を先にお答えいたします。

ジュニアスクールの件です。

5、6年生を対象にしております、これは学校を通じて希望をとります。学校を通じて連絡をいたします。

あと、広報での周知も図っております、すべて希望参加です。

それと、この数年、少なくともこの5年ぐらいは、希望したけど入れなかったとかそういったことはなかったように記憶しております。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） コンピュータの活用状況ということでございますけれども、小学校におきましては、週当たり平均的な数字でございますけれども、算数、理科、音楽などの各教科で3、4時間程度と。

それから、児童会の活動あるいはクラブ活動などの特別活動に使うということで1、2時間。

それから、お昼休みだとかにももちろん活用されているということでございます。

年間で、学校単位でみますと、平均的な数字でございますけれども、小規模校で230時間程度、それから大きな学校ですと550時間程度ということでございます。

学年別につきましては、ちょっと詳しい情報をとっておりません。

○委員長（杉山晴夫） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） まずコンピュータの方からなのですけども、いろんな算数ですとか理科ですとか、そういった多岐にわたって授業でも活用されているということと、それから課外活動や昼休みでも利用している。

対象となる学年は恐らく全学年通じてされているのでしようけれども、入学式、卒業式ですとかいろんな学校活動に私も学校の方に訪問させていただいて、例えば今年の4月の入学式なんかでも、非常に低年齢で眼鏡をかけている子がやはり多い。

私も小学校卒業してまで18、19年という形ですけども、当時はそんなに目の悪い、視力の低い子どもたちが少なかったのではないかと。子どもたちが少ないので非常に目立つような格好になっているかとは思うのですけれども、それと、コンピュータと、そして家に帰ればテレビあるいはゲームなんか、非常に目を酷使する状況が続くと思うのです。

私もちょっと記憶をたどると、非常に小学校時代はテレビっ子だったのですけれども、2時間程度を目安にということをよく先生からは言われた記憶があります。

授業なんかではパソコンの画面が、非常に技術も上がって、あるいはテレビの技術も上がって目に疲れないというような状況もあるでしょうけれども、大体子どもたちに対して、大体テレビやそういう画面を見るような指導というものは、大体1日何時間ぐらいなのか。

我々はただ2時間ぐらいというのが目安だったのですけれども、夏休み冬休みも含めて、どのような指導をされているのか。

あと、新入学児童、先ほど申し上げました眼鏡やコンタクトレンズを付けているかどうかはわかりませんが、私も記憶をたどれば、もう小学校1年生入学時には0.9でした。1.0のない子どもたちが今多いということであれば、パソコンというのは社会人の必須アイテムかもわかりませんが、ちょっとその辺、バランスを今後どうとればいいのかというのも含めて、考える余地があるのだろうと思うのです。その辺の意見をちょっと示していただきたいと思います。

それから、社会教育時間の中のジュニアスクールなのですけれども、いろんな形で参加を募っているということでしたけれども、是非、この実施内容、非常に興味深いものが多いのですよね。全員参加型を目指してやっていただければなど。今後、その計画をもって、小学校5、6年生69名というのはちょっと少ないような感じがします。

是非とも、これはふるさと館の利用も含めて、全員参加型、そして実施内容については、このほかに例えばボランティア活動ですとか、それから災害危険予防のような、ちょっと子どもたちを逆に怖がらせるような部分で啓発をさせるような実施内容もあってもいいのかなと。難しいかもしれませんが

ども、その辺も是非検討していただきたいなど、そんなふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） コンピュータ等の利用と目の関係ということでございますけれども、新入学児童の検診を先月やったのですけれども、本当に目の悪いお子さんが多くて、本当にそういう意味では、まず学校に来る前からもう既に視力が低下されている子どもさんが多いのだなというふうに実感したところなのですけれども。

学校における各教室にあるモニターと、それから今のおっしゃっているコンピュータのモニターというものの時間数につきましては、個々に1校時以内ですので、大体50分以内の中での利用になっていきますし、それが重なったとしても2時間程度の範囲かなというふうには思っております。

ただ、そのことを全体でコントロールするというような議論は、各学校でされているかどうかちょっと把握しておりませんが、特に目に与える影響については、提案制度なんかもございます、コンピュータの導入に関しては、そういったものに配慮してくださいというような提案も、教員の方からも出ておりますので、私どもの方もそれは検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） ジュニアスクールは、実際はボランティアスタッフのふるさと館事業委員会、そちらで企画、そして運営をしていただいております。

お話のとおり、今は希望参加のみ。全員参加については、一度私もお話したことがあるのですが、数が掴めないですとか、そういったような事業委員会としての悩みもありまして、今、取り組んではいない状況にあります。

再度、新たな展開ということで、お話のありました講座の中身も含めて、新年度に向けて事業委員会と協議してまいりたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 目の悪い子がやはり増えているのが現状かと思います。

取替えのきかないものですから、これは教育だけではないと思うのですけれども、各家庭でも、それから地域でも連携して、一生困らない程度の基礎づくり、体力づくりをも含めて学校で指導していったらいいのではないかと。

そのためには、学校では一体何をしたらいいのかということのを常々考えていただきたいなど。

把握していないというような答弁でしたけれども、逆に把握に努めていただきたい。

小学校1年生から6年生に、6年間かけて小学校としては勉強するのでしょうか、1年生から6年生になったときにもどれだけ視力が低下したり動いたりするのか。いろんなデータも掴みながら、今後検討していただきたいなど、そんなふうに思います。

あと、ふるさと館の方は、また課長からも答弁いただいたのですけれども、是非、実施内容も含めて、そのうち私の子どももお世話になるでしょうから、是非改良に改良を重ねて頑張りたいと、そんなふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 子どもの健康という視点からも、目に関することも含めて、学校の守備範囲というのも教育委員会としても当然あるかと思っておりますので、その傾向についての調査も含めて、何らかの情報の把握とその対策について、検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 関連してお尋ねいたします。

同じく今の学校教育における、小学校におけるコンピュータの借上ることにつきましては、先ほどのご説明の中で、リース方式から買取りに切り替えられまして、1台当たりの単価が9万円ということになりまして、予算のときには11、12万円とおっしゃっておられましたので、そういった努力をされて、経費を極力抑えるということに取り組まれたのだなというふうに理解をいたしました。

ただ、同じように、予算のときにも論議させていただいたのですが、このときにコンピュータそのものを借り上げることと併せまして、ほかのリース代、工事費あるいはアフターケア、そんなことも含めまして、全体のコストはもっと下げられないかという問いかけをさせていただいていたのです。

そのように本体価格については軽減されたことがわかるのですが、決算上では、予算の額とほぼ同額が決算で支出されていますね、16年度。

小学校の方では1,196万円でありまして、中学校の方も1,700万円ということで、同額の支出ということでもありますので、本来であればコンピュータの方が下がったのであれば、少なくなるのかなというふうに思ったのですが、そうになっていないということを見れば、ほかの部分での、逆に言えば負担も大きい面があったのかなと。その辺はどんなふうに取り組みになったのかなというふうに思います。

それと、やはり今もありましたけれども、問題はこれだけ投資して、やはり教育の効果としてどんなふうに挙がってきているかという、そこが大事だと思うのですよね。

事業計画としては、ひとり1台きっちと設置されるのだということで取り組んでこられたと思うのですが、まずその全体の設置の普及状況はどこまでここで到達したのか。

そして、どんなふうを活用されて、事業時間の取扱いは先ほどの質問でわかりました。ひとり1台ということになると、びっちり子どもの必要とする学年の人数分が揃えられていくということでもありますから、当然状況によっては空いているときもたくさんあるのかなというふうにも推測するのですが、そういった有効的な活用も含めて、どんなふうに取り組んでいられるのか伺います。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 最初のコンピュータのリースにかかわる借上料のことをございますけれども、金額が変わっていないのは、5年間の債務負担行為の中で、継続的にリース代を払っているということをございます。ここについては、従前の、それまで15年前の導入したもののリース料を、5年間分割の中で払っている金額ですので、基本的には金額が変わらない状況にあります。

16年度に導入しました南小の42台分につきましては、備荒資金を借りているということで、それにつきましては、いわゆる資金を借りて全額買い取っているという状況ですけれども、返済につきましては1年の据置きがございましたので、16年度決算の中には利息分しか加算されていないということをございます。

それから、コンピュータ導入に係る効果ということでございますけれども、すぐそのことがこういうふうに見えて効果が挙がったというふうに示されているものについては、ちょっと今私どもの資料の中にはございませぬけれども、当初の導入の中では、まずその機械に慣れて、操作に慣れて、コンピュータというものに拒否反応がないようにというようなことが主であって、最初の20台という導入があったかと思えます。

それから、その後、ひとり1台ということの中で、42台のベースで配置がされてきたというふうに思っております。

それで、この効果については、そういう意味での検証をしていかなければならないなというふうに思っております。

また、利用時間につきましても、先ほどのも含めまして、効率のいい利用がどうされているのかというようなことも含めて調査してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） そうしますと、今回の契約を買取りに変更した効果として、結果としては今後以降の決算の中で表れてくるということですね。

それと、1点答弁いただかなかったのは、ひとり1台ということですとずっと事業を進めてこられて、どこまで到達してきたのかということなのです。

もう一つは、これから検証されるということでもありますから、検証も含めてなのですが、ずっとこの事業を開始したらこれにかかわる投資は続けていかなければならないと思うのですよね。機械ですから

当然壊れますし。そうしますと、そういう効果の検証があつて、一人1台ということもどんなふうに生きるかということが立証されていかなければならないと思うのですね。

だから、ずっと計画的に進められてきたことではあるのですが、自分としては、本当にそこまで台数が必要なのか。これまでの投資が必要なのかという疑問をいつも持っていたものですから、ですから、そういった効果も検証されて、さらにこの事業を継続していくに当たって、生かしていかなければならないと思うのです。

それでお尋ねをしたわけです。

漏れておりました普及率。これについてだけお答えください。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 普及率につきましては、16年度南小が42台、ひとり1台ということで更新しております。

あと、残るは白人小学校が今22台ですので、白人小と同じく更新時に42台を更新したいと思っています。

効果についても、今後検証したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

芳滝委員。

○15番（芳滝仁） 309ページ。中学校費、学校管理費の7節賃金のところでお伺いをしたいと思うのですが、15年度の決算書には、こころの教室相談員の賃金がかかれてありまして、それが今回教育活動指導助手賃金という形に変わっているわけですが、専門のこころのケアの相談員を、これは継続されまして対応されていらっしゃると思うのでありますが、どういう形で対応されていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） こころの教室相談員につきましては、16年度につきまして、道の緊急雇用対策を利用しておりますので、直接この教室相談員はおりません。

その方に道から直接賃金が支払われておりますので、こちらの決算の方には出ておりません。

○委員長（杉山晴夫） 芳滝委員。

○15番（芳滝仁） 理解できました。

それで、それにかかわって現状をお伺いしたのでありますけれども、不登校、特に中学校なのですが、15年度、16年度不登校の生徒の数は把握をしていらっしゃるかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 町内の不登校でございますが、昨年度につきましては小学校がゼロ、中学校が14人。15年度につきましては小学校が一人、中学校が11名おりました。

○委員長（杉山晴夫） 芳滝委員。

○15番（芳滝仁） 札内の中学校につきましては、非常に落ち着いたいい形で進められていらっしゃることは、私は大変評価させていただいておりますが、見えないところで不登校の子どもたちが増えているという実態があるわけでありまして、不登校が多いということは、それは家庭だけの問題、学校だけの問題だとかそういう問題ではないのだと思うのでありますが、やはりどこかにそれは関連して問題があるのだろうかということだと思います。

この辺の一つの、11名から14名に増えたということは、これは深刻な問題だと私は受けておりますので、今後のその対応につきまして、力を入れるべきだと思うのでありますが、その辺のお考えはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 15年、16年の推移については報告したところでございますけれども、本年度につきましては、今報告受けている中では、一桁台に下がっているという報告を受けております。

対応としまして、先ほどのこころの相談教室のほか、おかゆの会ですとかそういったところの力もお

借りしながら、トータルでサポートしていくと。

実際にそういう傾向にある子どもさんが出た場面では、担任はもちろんですが、教頭なども直接自宅に赴いて、いろいろとアドバイスしながら学校に出ていただくというようなことを促している。

教室に直接来られない子どもさんなんかもらっしゃるものですから、保健室であったり、あるいは学校によっては校長室に机を用意しまして、そこに来てもらって、ある程度授業をこなして、そういう通学に慣れてもらってというようなことをこなしていただいていることもございます。

○委員長（杉山晴夫） 芳滝委員。

○15番（芳滝仁） その実態は存じ上げておるのでありますけれども、教育の形としまして、不登校の子どもにとって、無理に学校に来さすのがいいのか悪いのかという論議がされております。

そのことによって、返って自ら命を断っていくという子どもが増えたという現状があるように報告をされております。

それは学校側の対応、教頭先生、校長先生も足を運ばれて、苦慮されていることも知っておりますけれども、そういう対応のほかに、心にかかわる形で、また違うケアと申しますか、対応の方法が私は検討をされなければならないのではないかと。

ただ、登校させるということが解決にはなるのではなくて、その子どもの心のケアをしていくということが主に置かれなければならないのではないかと。

そういうことが、これから課題としてあるのではないかと思うのでありますが、どうその辺をお考えなさっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 不登校の状況、数は減ったとはいえ、やはり予備というのでしょうか、そういった子どもももらっしゃるということも、私どもとしては承知いたしております。

そういうことで、当然私ども教育委員会といたしましても、学校現場との連携、さらには、今、マック・ザ・マック研究所、百年記念ホールにございますけれども、あそこにスクールカウンセラーを毎週水曜日に待機していただいて、いわゆる直接そちらに出向いて相談をしていただくということもっております。

また、スクールカウンセラーが、それぞれの学校に出向き、実際に子どもたちと接してやっているのも現状でございます。

今後、こうした対応、私どももさらに研究という形がいいのか、考えなければならないなと思っておりますけれども、町の教育研究所あるいは十勝の教育研究所等におきましても、こういった問題に対して研究討議をしておりますので、そういった結果を踏まえながら、私ども教育委員会としても実践してまいりたいと考えております。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 306ページ。教育扶助費、併せて312ページの扶助費なのですが、町内では347名の方が就学援助費を受けているということで、これは先ほど部長の説明によると15.5%というのが小学校、11.94%というのが中学校の生徒さんなのですが、これは審査されているわけなのですが、この基準とか規制とかというのは、内容的にはどうなっているのでしょうか。

ちょっとお伺いいたします。

○委員長（杉山晴夫） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川潔） 就学援助のご質問ですが、小中学校とも認定の条件は同じで、収入を生保基準で見直しまして、1.3倍以内の方の世帯について認めております。

なお、児童扶養手当の受給者ですとか、生活保護者については要保護ということで、即認定になっておりますので、その中で、1.3倍を超えた中でも、教育委員会としてある程度の理由のある方については、再度検討していただいております。

- 委員長（杉山晴夫） 牧野委員。
- 4番（牧野茂敏） 私ちょっと頭が悪いから1.3倍のこの計算書式がよくわからないのですが、ちょっと例を出して言っていただけるとわかりやすいのですが。
- 委員長（杉山晴夫） 学校教育係長。
- 学校教育係長（水川潔） 例えば、生保基準が単純に年間200万円ということでありましたら、1.3倍ですので260万円の方、年収が260万円であれば無条件で認定しております。
- それを超えた方で特に理由、例えば、病気でたゞいま就労できないとか、そういう理由の方については、教育委員会にかけて再度検討させていただいております。
- 委員長（杉山晴夫） 牧野委員。
- 4番（牧野茂敏） わかりました。
- それで、過去どれぐらいの人数だったかちょっと私も定かではないのですが、ここ数年の動きと、今年度はどれぐらいなのか、ちょっと教えていただければなど。
- 委員長（杉山晴夫） 学校教育係長。
- 学校教育係長（水川潔） 過去につきましては、例年1%程度増えてきております。
- それで、今年につきましては、大体今年度並といえますか、前年16年度並ぐらいの認定率で数字が推移しております。
- 14年度から認定率を申し上げます。
- 14年度は小学校227名の申請者がおりまして、認定者が204名、認定率は12.5%。中学校につきましては、認定率11.04%。
- 15年度、小学校につきましては15.05%、中学校につきましては12.3%。
- 昨年ですが、小学校15.51%、中学校11.94%になっております。
- 今年につきましては、まだ年度途中でございますが、大体このぐらいの数字で今推移しております。
- 委員長（杉山晴夫） ほかに。
- 10款教育費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。
- 次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。
- 11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を一括して求めます。
- 総務部長。
- 総務部長（菅好弘） 11款公債費につきまして、ご説明を申し上げます。
- 354ページをお開きいただきたいと思います。
- 11款公債費、1項公債費、予算現額28億9,604万2,000円に対しまして、支出済額28億9,373万5,614円であります。
- 1目元金は、借入れいたしました起債の償還元金であります。
- 2目利子は、借入れいたしました起債の償還利息と一時借入金の借入利息であります。
- なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間まで延べ14件27億円の借入れ実行に係る利子であります。
- 3目公債諸費は、起債償還に係る支払手数料であります。
- 次に、356ページをお開きいただきたいと思います。
- 12款職員費、1項職員給与費、予算現額19億318万7,000円に対しまして、支出済額19億200万4,381円であります。
- 1目職員給与費は、特別職を含め、211人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給与・職員手当・共済費が主なものであります。
- 358ページになります。
- 7節賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金、19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

360 ページをお開きいただきたいと思います。

13 款予備費、1 項予備費、予算現額 109 万 3,000 円に対しまして、支出はありません。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けします。

永井委員。

○17 番（永井繁樹） それでは、356 ページの 1 目職員給与費の全般にかかわってお伺いをいたします。

まず一つ目に、16 年度に実施された人事院勧告に基づく給与改定について、16 年度実績とその前の 15 年度実績の推移を金額的に述べていただきたいと思います。

それと、17 年度の人事院勧告が 8 月に出されていると思いますが、16 年度決算を迎えて、17 年に向かってその人事院勧告の内容と、その内容に対する町の今後の対応、これらについては組合との対応があれば、その辺も入混せて、考え方を伺いしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） はじめに 16 年度の人事院勧告に伴うものでありますけれども、人事院勧告に準拠いたしまして、幕別町においても給与改定を実施しているところであります。

その中で特徴的なことにつきましては、期末勤勉手当の率が 0.05 上がったことと、寒冷地手当につきまして 2 万円程度ぐらいつ下がったという点であります。

あと、給料につきましては、改定はありません。

続きまして、平成 17 年度の勧告に対することとありますけれども、これにつきましては、給料につきましては 0.35% の下げになると思います。そして、扶養手当につきましては 500 円の引下げということになります。期末勤勉手当の率につきましては 0.05% 引上げということになっております。

これにつきましても、組合とは今協議中でありまして、その辺につきましても協議が整った段階におきまして、今後、それにかかわる補正につきましては、補正予算として計上していきたいと考えております。

○委員長（杉山晴夫） 永井委員。

○17 番（永井繁樹） そうしますと、給料については、16 年度は改正なしということですが、17 年度については人事院勧告のとおり、今のお話を聞く限りでは人事院勧告を呑んでいくという方向性ですね。

そこで、ここから理事者の考えをお伺いしたいのですが、もともと国が赤字財政をつくっているのは誰かというところの責任を問いただせば地方の責任ではないと私も考えますし、その中で苦慮されているというのは十分わかりますし、努力もされています。

ですから、現況の形というのは、国の考えが人勧の方に圧力を加えた中で、人勧が一方的にこういった地方公務員の給与を抑圧していつていると。当然削減方向にどんどん向かっていつているわけですが、私は一地方の人間として思うのには、これは役場の方々と同じ考えだと思いますが、非常に今後の給与体系については不安感もありますし、分権型の時代を迎えたときに、こういった給与体系がどこまで続くのだろうかという懸念を持っています。

そこで、できれば理事者の方にお伺いをしたいのですが、今の状況の中で、今回 8 月に出た人勧を受け入れると過程した場合、当然給料は下がります。本俸が下がるということになりますね。本俸が下がるということは、生活給に響く影響がかなりあるということですから、町の財政が逼迫しているのはわかりますが、職員の生活費は逼迫していきだろうと。特に 30 代で子どもがいる過程についてはかなりの逼迫感が私はあると思います。

ですから、そういったことを踏まえたときに、国はとにかく本俸を下げて、新規的な給与とか手当という部分で調整をしようというところにきているのですけれども、私はこの状態を考えたときに、現時点の考え方から将来に向かって分権型給与政策ということ、今後の実施目標に置くとすれば、理事者はどのような方向性を持たれているか。

我が町だけではできない部分もありますが、我が町の職員の生活というのは、我が町で守っていかな

ければならない時代がくると思いますので、この辺の大きな方向性をまずお伺いしたい。

それと併せて、一般住民の方は、私たちもよく耳にしますが、やはり今の状況下、公務員の給料はやっぱり高いのだと。一般・民間に比べて。ところが、歴史をたどっていくと民間が高かった時期も相当あったわけで、住民の感情というのがちょっとねじれた現象で出てきていますから、やはり適切な給料を出しているのだというところに、もし情報をきちっと提供するのであれば、私は今情報公開の時代ですから、特別職なんかは情報公開できちっとしておりますけども、一般職員の給与情報については、今のところ住民に対する提供は、私はしていないのだと思うのです。

ですから、これからいろんな形で給与体系を見直していくのしょうけれども、やはり合併も控えておりますし、職員の給与の実情というのを、ホームページもありますし広報もありますから、こちら辺りでやっぱりきちっと情報提供して、住民の理解をきちっと求めていくということの必要性があるのではないかと思います、これらについての理事者の考え方を伺います。

○委員長（杉山晴夫） 助役。

○助役（西尾治） まず職員給与の考え方をどうしていくのだということが第1点にあらうかと思いますが、今の給与体系からいいますと、やはり国の人事院勧告にのっとった形で幕別町の職員の給与というのは考えていかなければならないだろうし、将来にわたっても、やはりそこが基本線になってくるのだろうというふうに思っております。

ですから、今年度の勧告も含めて、そういう方向で私どもとしても給与条例の改正あるいは必要があれば補正予算の提案もさせていただきたいというふうに思っております。

これから条例提案させていただくことになりますので、議会の論議の前に、私の方から特定の考え方を言うことは一部差し控えさせていただきたいと思っておりますけども、基本的な考え方としては、やはり基本は人事院勧告にのっとり職員給与改定は行っていきたいというのが基本的な考え方です。

しかしながら、昨日の北海道の状況、あるいは管内市町村の状況、これは多分に財源とのかかわりというのはやはり避けて通れない議論として出てくるのかなと。住民のサービスがどんどん低下していく、あるいは負担が増えていく中で、職員の給与を現状のまま将来とも維持できるのかということ、この辺についてはいろんな論議があるのだろうというふうに思います。

町の財政を預かっている私どもでございますので、それは永井議員から有り難いお言葉を頂いておりますけども、町民の声もやっぱり一方では大事にしていかなければならないだろうと。それらを加味しながら、組合の方とも十分協議しながら、どこが適正な給与であるかということについては、十分見極めながら議会の方にもご相談をさせていただければなというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） 永井委員。

○17番（永井繁樹） もう一つ本当は答弁を頂きたかったのですが、職員の給与は法律や議会の決定する条例だけで守られていますから、情報の公開性というものはある程度担保されているのはわかるのです。

しかし、今後の行政の例えば自立性というものをきちっと訴えていくのであれば、やはりもらっている給料については住民に説明していくという形をきちっととっていかないと、職員そのものの自立性は養われないと私は思いますね。

ですから、この辺あたりの考え方についてどう考えられますか。

○委員長（杉山晴夫） 助役。

○助役（西尾治） 大変申し訳ないです。最初にそのご質問受けておりましたけども。

毎年度決算の状況については広報によってお知らせをさせていただいております。

その中で、職員給与の関係につきましても、一定程度公表をさせていただいておりますけども、なかなか決算と同時に出すものですから、住民の皆さんからは中身を詳しく理解を頂くような場面はないのかなというふうには思っております。

今、ご指摘を頂いておりますので、できる限りわかりやすい形で、決してこのことは公開しないということではございませんので、十分わかっただくことの方が、永井委員ご指摘のとおり、私どもとしても有り難いというふうに感じておりますので、それらの公開の方法、あるいはどんなふうにした

ら住民の皆さんに理解を得られるのか。さらに相談させていただいて、より効果的な方法で周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

中橋委員。

○ 2番（中橋友子） 職員の給料のことについて、私の方からお尋ねしたいと思います。

平成16年度は幕別町が行政改革の計画を持ちまして最終年次ということでありました。

それで、ずっと職員の数も減らしてきた、それは無理がないか、残業は増えないかということでのたたみかけてきたところなのですけれども、平成16年度の決算を見ますと、残業手当につきましては、前年度から比べまして約1,900万円減額になっております。

そういう中で、仕事量も、合併問題もありましたから決して減ったというふうには思っておりません。

それと、職員数は計画を超えて減らしてこられましたから、一人一人の仕事はどんな形になったとしても増えることはあっても減ることはなかったであろうというふうに推察します。

そういう中で、残業手当も減額になっている、給料も減額になっているということでもありますから、これが結果としてはやはり職員の負担になってきたというふうに思うところです。

実際に残業についてはシフト制をとられるだとか、あるいはグループ制ですか、そういうことなども研究されて取り組んでこられて、そういう効果もあつたのではあろうとは思いますが、残業はすべてきちっと支払われてきていたのか。

それと、一人当たりやはり80時間を月超えてはならないというような厚生労働省の指導もあるのですが、それらについてもきちっと遵守されてきたのか。その辺について伺いたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 時間外手当につきましては、平成15年と16年を比較した場合につきましては、大分減少しております。

この主な要因につきましては、特殊要素があるかと思っております。

その特殊要素につきましては、15年におきましては町長・町議の選挙があつたことと、あと国政の選挙もあつたという、こういう特殊要素におきまして、その部分だけでいきますと2,400万円程度でございます。

16年度におきましては、参議院選挙があつたということで、特殊要素としましては860万円程度でございます。

それ以外にも会計検査とか災害にかかわるものもございますけれども、大きなものはそういうものでございます。

その差がこの15年と16年の時間外の減少した主な要因だと思っております。

それ以外の通常ベースの時間外につきましても、若干であります金額は落ちております。

仕事内容につきましては、16年度は全職員に言えることでありますけれども、合併の調整事務、具体的な協議事項が全職員について業務として増えているのは、これは事実でありまして、その分仕事の面では大変だったということは押さえているところでありますけれども、特に仕事をやっていく中で、係内または課内で十分協力体制をとりながら仕事は進めてまいりました。

それによって、ある程度時間外は抑制できたのではないかと思っております。

サービス残業的なものはなかったのかということにつきましては、それはないものと思っております。

これは例年年度初めに、職員につきましては、時間外はどれくらいの目安でやるのかということにつきまして、私ども総務の方と各現課は十分に協議を毎回やっております。

その中で、各課の事情をよくお聞きしながら進めているところでありまして、その中では特に無理な時間外はなかったということで、そのヒアリングの中では事情聴取しておりますので、先ほど言いましたように、そういうものはないと思っております。

それと、一月当たり一番多い人で69時間です、平均して。

ですから、先ほど言われていた 80 時間を超えるような残業はなかったのではないかと考えております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2 番（中橋友子） 加えて、年間のその一人当たりの多い方がどのくらいになっているのかということもお尋ねいたします。

周到な計画を立てられまして取り組んでこられた。この行革を進める段階で、かなりそういったことがされてきて、結果として結びついたということは理解をしたいと思います。

ただ、やはり一月当たり 69 時間いった、約 70 時間ですが、今勤務日数が週五日間ですか、その 4 週ということでありますと 20 日間ですよ。

20 日間の 70 時間というのは、毎日に直すと決して少ない時間ではないと思うのですよね。そういうことが今後もこういった人員削減といえますか、定数削減も含めてずっと進めていくわけですから、こういうところはやはり解消に向けて取り組まなければならない課題だというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 一人一人見た場合に、一番多い部署につきましては、合併協議会の事務局でございます。

これはどうしても、平成 16 年度から本格的に合併協議にかかわる事務が始まったということで、これはやむを得ないことなのかなというふうに認識しております。

それと、その次に多いところは、企画室の情報担当部局でありますけども、これは平成 16 年度におきまして、ホームページを全面改定しております。そういうようなことにおいても業務量が増えたのではないかと考えております。

また、確か平成 16 年には農業センサス等の大規模な調査等もあったと思いますので、そういうような 5 年に 1 回なり 10 年に 1 回の大規模な調査等もあったことによって、一時的に業務が増えたのではないかと認識しております。

それと、あと上位の中では、税務課の住民税係であります。この税務課の住民税につきましては、申告事務が 1 月から 3 月、4 月にかけてどうしても集中するというようなことで、これは時期的な仕事の性格上やむを得ない面があるのかなというふうな認識でおります。

○委員長（杉山晴夫） 助役。

○助役（西尾治） 時間数については後ほど答弁させていただきます。

今言われますように、こういうような状況の中で、今後問題は無いのかというご指摘だと思います。

来年 2 月 6 日に忠類との合併協議が整いまして、合併をするということで、人的な関係の細部協議を進めている最中でありまして、当然のことながら、本町総合支所の役割の中で、人員のやりくりは今後出てくるのだろうというふうに思っております。

今、現状の中で進めている協議の中では、10 名を超える忠類村の職員が幕別町の方に来られるというようなこともございまして、確かにご指摘ありますように、絶対量からいって職員数がどうかということとは当然ありますけれども、前からお話ししていますように、それらを見据えた中で、今回このような状況になってきていることも、一方でご理解をいただければなど。

今十数名を超える職員が本町の方に来られる中では、ある程度今言われるようなことについても、当然のことながら解消されていこうと。ましてや合併事務局も今年度には解散ということになるかと思っておりますので、事務局の職員等についても、当然のことながら、また本庁の事務の中に戻ってこられるということもございまして、今、ご指摘いただくようなことについては、来年度以降解消していけるのではないかとこのように考えてございます。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） それでは、上位幾つかについて数字を述べさせていただきたいと思っております。

一番多かったのは、月当たり平均 69 時間、これは合併事務局であります。

これは二人目も同じく合併事務局で 64 時間です。

3 番目につきましては、企画室の情報担当であります 50 時間、その程度でございます。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2 番（中橋友子） 今課長がおっしゃった数字は一人当たり直すと年間を考えると、単純にこれに 12 カ月を掛ければいいということですね。

69 時間であれば、これの 12 倍の残業をされたということになりますね。

私は、ずっと職員の方たちのいろいろな健康を害するような状況や、残念ながら、これは平成 16 年度の中にもそうでしたけれども、職場にいられないような状況も生まれたというようなことを聞いております。そういうことも含めまして、やはり今助役がおっしゃったような、職員あつての業務ということをやはり念頭に、今後もきちっと取り組んでいただきたいということでもあります。

今は年間の時間を再確認させていただきたいというのが質問の目的でありましたので、後段についてのご答弁はよろしいです。

この確認はよろしいですか。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でございますけれども、この際、14 時 15 分まで休憩をいたします。

14 : 06 休憩

14 : 15 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 歳入の説明をさせていただきます。

21 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、調定額 10 億 2,902 万 2,878 円に対しまして、収入済額 9 億 5,851 万 8,097 円であります。不納欠損額につきましては 90 件で 334 万 5,384 円、収入未済額は 6,715 万 9,397 円です。収納率にいたしまして、93.15%で、前年と比較いたしますと 0.61 ポイントの減であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 8 億 728 万 8,098 円で、前年比 1 億 2,225 万 3,438 円の減となっております。

減額の主な要因であります。給与所得の減少傾向に加え、平成 15 年度において農業所得が大幅な伸びを示したものが例年並となったことから大幅な減少となったものであります。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は 1 億 5,276 万 7,500 円で、前年に比較いたしまして 215 万 5,200 円の増となっております。

増額の主な要因でありますけれども、法人数は前年度より 9 社減となっております。土木事業関連業種が堅実な伸びをいたしましたことから増収となったものであります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では 98.75%で、前年度 0.29 ポイントの減。また、法人につきましては 99.64%で、前年費 0.27 ポイントの増となっております。

2 項固定資産税、調定額 12 億 887 万 8,652 円に対しまして、収入済額 10 億 406 万 1,496 円です。

不納欠損額が 49 件で 4,138 万 7,518 円、収入未済額は 1 億 6,342 万 9,638 円であります。収納率にいたしまして 83.06%、前年比 0.96 ポイントの減であります。

1 目の固定資産税は、現年課税分の調定額では 10 億 1,329 万 3,700 円で、前年より 1,968 万 3,200 円の増となっております。

増額の主な要因といたしましては、札内北栄町、札内文京町での宅地分譲が順調に進み、住宅新築の増によるものと考えております。

なお、現年課税分のみでの収納率を申し上げますと、96.3%で、前年比 0.61 ポイントの減となっております。

23 ページになります。

2 目国有資産等所在市町村交付金は、調定額、収入済額とも同額の 1,660 万 6,400 円で、前年対比 128 万 6,100 円の増となっております。

この交付金は、道営住宅、幕別高校用地などに係る固定資産税相当分が国や道から交付されるものであります。

3 項軽自動車税、調定額 3,958 万 3,900 円に対しまして、収入済額 3,624 万 8,600 円、不納欠損額は 30 件で 12 万 6,400 円、収入未済額は 320 万 8,900 円であります。現年課税分の調定額で、前年対比 180 万 1,400 円の増、増の要因といたしましては、軽四輪のうち乗用が前年と比較いたしまして 266 台増加したことなどによるものであります。

なお、現年課税分の収納率でありますけれども 96.83%で、前年比 0.13 ポイントの減となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 5,971 万 1,133 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年比、調定額で 100 万 4,784 円の増であります。禁煙率の低下などから本数では、前年比 367 万本の減ということになっております。

平成 15 年 7 月からの税率の改正によりまして、収納は増加しております。

5 項入湯税、調定額 1,034 万 9,950 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年対比で 25 万 7,820 円の減でありますけれども、減の要因は、宿泊利用客が約 2,200 人の減少、日帰り客が約 1,200 人の増加となったことなどによるものでございます。

25 ページになります。

6 項特別土地保有税、調定額 548 万 1,260 円に対しまして、収入済額はありませんでした。不納欠損額は 1 件で 1 万 4,300 円、収入未済額は 546 万 6,960 円であります。

この特別土地保有税につきましては、平成 15 年度の税制改正によりまして、新たな課税を行わなくなったことから現年課税分の調定額がないものであります。

なお、滞納繰越分につきましては、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況でもありますが、これらのほとんどの物件につきましては、参加差押えをしておりますけれども、資産価値等の関係から費用対効果を考えますと競売手続等に踏み切れないのが現状となっております。

なお、不納欠損の 1 件につきましては時効に伴うものであります。

27 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款地方譲与税、1 項所得譲与税、調定額 4,063 万 2,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

所得譲与税につきましては、三位一体の改革により所得税の一部を所得譲与税として交付されたものであります。町民一人当たり 1,673 円となっております。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 2,999 万 2,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額で 988 万 7,000 円の増、率では 4.5%の増であります。

3 項地方道路譲与税、調定額 8,218 万 6,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年対比いたしまして、金額にしまして 663 万 6,000 円の増、率で 8.8%の増であります。

29 ページをお開きいただきたいと思っております。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、調定額 2,126 万 4,000 円に對しまして、同額の収入済額であります。

前年度対比、金額にしまして 100 万 4,000 円の増、率で 5.0%の増であります。

31 ページをお開きいただきたいと思ひます。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、調定額 172 万 1,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

配当割交付金につきましては、平成 15 年度の税制改正によりまして創設されたものであります。道に納入されました配当割額に相当する額の 3 分の 2 が交付されたものであります。

次ページ、5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 177 万円、収入済額も同額であります。

株式等譲渡所得割交付金につきましては、先ほど申しました配当割交付金同様に新たに創設されたものであります。

35 ページをお開きいただきたいと思ひます。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、調定額 2 億 2,904 万 7,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 2,076 万円の増、率で 10%の増であります。

平成 9 年度の地方消費税創設によりまして、1%の地方消費税の 2 分の 1 を市町村の人口規模、居住者数等を基準に交付されるものであります。

37 ページをお開きください。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 3,663 万 5,004 円に對しまして、収入済額も同額であります。前年度対比にしまして金額で 193 万 348 円の減、率で 5%の減であります。

札幌内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては 3 万 3,298 人で、前年度と比較しまして 4,799 人の減、帯広国際ゴルフ場利用者数が年間 4 万 5,228 人で、こちらも 1,090 人の減と、利用者数の減が主な要因であります。

39 ページになります。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、調定額 9,187 万 9,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 529 万 9,000 円の減、率で 5.5%の減であります。

41 ページになります。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 20 万円に對しまして、収入額も同額であります。前年度も同額でありました。

43 ページになります。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、調定額 9,500 万 6,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 1,250 万 4,000 円の増、率で 15.2%の増であります。

これは平成 11 年度の税制改正による恒久的な減税に伴ひまして、地方税の減収分の一部が補填されているものであります。

45 ページをお開きいただきたいと思ひます。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、調定額 49 億 2,443 万円に對しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にしまして 3 億 9,424 万 3,000 円の減、率で 7.4%の減であります。

47 ページをお開きください。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、調定額 630 万 9,000 円に對しまして、収入済額も同額であります。前年度対比 19 万 5,000 円の減、率で 3%の減であります。

49 ページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 4,871 万 972 円に対しまして、収入済額も同額であります。

農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 1 億 4,365 万 5,508 円に対しまして、収入済額 1 億 1,860 万 4,168 円、不納欠損額 188 万 7,210 円、収入未済額 2,316 万 4,130 円であります。

1 目民生費負担金は、障害者及び老人福祉施設入所者の措置費並びに保育料であります。不納欠損は老人福祉施設措置費が 1 件、保育料が 12 件であります。

51 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1 億 9,536 万 1,376 円に対しまして、収入済額 1 億 8,236 万 56 円、不納欠損額 90 万 6,150 円、収入未済額 1,208 万 8,170 円であります。

各種施設等の使用料であります。不納欠損につきましては、次のページ 53 ページになりますけれども、5 目土木使用料の 5 節の中の公営住宅使用料で 7 件であります。

また、収入未済額は同じく公営住宅使用料であります。

6 目教育使用料の 2 節の中の幼稚園保育料及び 55 ページ、細節 3 の学童保育所保育料などが収入未済額となっております。

次のページになります。

2 項手数料、調定額 6,480 万 6,164 円に対しまして、収入済額も同額であります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2 目民生手数料の居宅介護サービス計画等作成手数料及び 57 ページの 4 目土木手数料の建築確認申請手数料等が主なものでございます。

59 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 2 億 6,762 万 5,035 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、保育所運営費、児童手当に係る負担金。

2 目の衛生費負担金では、保健事業負担金。

2 項国庫補助金、調定額 3 億 6,646 万 6,335 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものといたしましては、61 ページにありますけれども、1 目総務費補助金では合併協議に係る補助。

2 目民生費補助金では、障害者に係るサービス事業及び知的障害者に係る支援費の補助金などであります。

3 目の土木補助金は、道路整備事業、交通安全施設整備事業、公営住宅家賃対策、公営住宅建替事業などに係る補助金。

4 目の教育費補助金につきましては、63 ページになりますけれども、小学校費及び中学校費の就学援助費や幼稚園の就園奨励費。

4 節の社会教育費は、埋蔵文化財発掘調査に係る国庫補助金が主なものであります。

3 項国庫委託金、調定額 1,476 万 2,025 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では、外国人登録事務費。

2 目の民生費委託金は、年金事務や児童手当事務。

3 目農林業費委託金は、国営土地改良事業などで国の委託事業に係る委託金であります。

67 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 1 億 3,339 万 3,174 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金及び 2 目衛生費負担金につきましては、先ほどの国庫負担金で説明いたしました負担金と同様で、国と道でそれぞれ負担割合に基づく道の負担分ということになります。

3 目農林業費負担金につきましては、次の 69 ページ、1 節農業費負担金の農業委員会職員設置費に

係る道負担金が主なものとなっております。

2 項道補助金、調定額 3 億 995 万 975 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、町営バス運行事業。

2 目民生費補助金は、各種福祉事業及び介護予防等の事業に係る道補助金であります。

2 節の児童福祉費補助金では、へき地保育所設置事業、乳幼児医療費、子育て支援センターなどに係る補助金等であります。

3 目労働費補助金は、緊急地域雇用事業に対する道補助金であります。

4 目の農林業費補助金は、73 ページになりますけれども、農林事業関係事業に対する道補助金で、1 節農業費補助金の細節 6 の農業生産総合対策事業、細節 7 の耕畜連携資源循環総合対策事業など。

2 節畜産事業費補助金は、細節 5 の食料環境基盤緊急確立対策事業など。

3 節土地改良事業費は、細節 1 の道営土地改良事業及び 2 節と同じく食料環境基盤緊急確立対策事業などであります。

4 節の林業費は、各種造林事業及び北の森づくり事業関係補助金が主なものとなっております。

5 目教育費補助金は、75 ページになりますけれども、社会教育費補助金の放課後児童対策事業、埋蔵文化財発掘事業などに係る補助金であります。

3 項道委託金、調定額 5,631 万 6,245 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金では、2 節徴税费委託金の道民税徴収事務、4 節の選挙費委託金の参議院議員選挙費が主なものとなっております。

77 ページになります。

3 目土木費委託金は、1 節の細節 1 樋門管理業務委託金、3 節の細節 1 一般道営住宅管理業務委託金が主なものとなっております。

79 ページになります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 2,051 万 5,452 円に対しまして、収入済額 2,049 万 7,452 円、収入未済額 1 万 8,000 円であります。

1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

2 目利子及び配当は、各種基金等の利子収入であります。

なお、収入未済額は教員住宅使用料分であります。

81 ページになります。

2 項財産売払収入、調定額 6,409 万 5,936 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目不動産売払収入は、除間伐材の売払収入及び土地の売払収入で、土地はみどり町公営住宅跡地などの売払収入となっております。

2 目は公社貸付牛譲渡代などに係る収入であります。

83 ページになります。

18 款寄附金、1 項寄附金、調定額 522 万 4,800 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 目総務費寄附金の札内川ゴルフ場利用者からの河川緑化整備事業寄附金、福祉推進基金、図書整備基金への寄附が主なものであります。

85 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 2 億 8,874 万 4,400 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目減債基金繰入は、財源対策債等の償還に充当するため減債基金から繰入れをし、各会計への公債費の支出に充てたものであります。

2 目財政調整基金繰入金は、当初予算編成時の財源不足により、財政調整基金の方から 1 億円を繰り入れたものであります。

3 目河川緑化事業整備事業基金繰入金は、河川緑化事業実施のために基金から繰り入れたものであります。

4目酪農振興基金繰入金は、酪農ヘルパー事業退会者に対する積立金の返還分を基金から繰り入れたものであります。

87ページになります。

20款繰越金、1項繰越金、調定額5,981万3,248円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

89ページになります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、調定額299万436円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項町預金利子、調定額1万304円に対しまして、収入済額も同額であります。

91ページになります。

3項貸付金元利収入、調定額4億6,715万9,387円に対しまして、収入済額も同額であります。

各種貸付金の返済による収入であります。

93ページになります。

4項受託事業収入であります。調定額9,040万1,617円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、95ページ、2目の農林業費受託事業収入で、畜産基盤再編総合整備事業受託事業に係る収入であります。

また、3目土木費受託事業収入は、札内南大通街路事業及び札内9号南通り街路事業による北海道からの収入であります。

5項雑入、調定額3億752万9,091円に対しまして、収入済額3億271万8,718円、収入未済額が481万373円であります。

4目雑入は、97ページ、1節の職員給与費負担金から、99ページの6節の雑入まで、他の目に属さない収入であります。

なお、収入未済額といたしましては、97ページの4節学校給食費に係るものであります。

次に、105ページをご覧くださいと思います。

22款町債、1項町債、調定額15億9,290万円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務債から、109ページ、7目借換債まで各種事業に充当するため、起債の借入れを行ったものであります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 若干質問をさせていただきたいと思います。

79ページ、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金のところで、こちらの方には各種基金がずっと書いてございます。1から12までですか。

それで、この利子及び配当金、そのうちの利息でありますけれども、単純計算しますと4万7,000円ぐらいの利子を生んでいるということで、基金の運用によってですね。

それで、基金でありますけれども、この資料を見ますと、決算年度末の現在高、要するに平成17年の3月末だというふうに思いますけれども、29億5,400万円、30億円弱ということであります。

常時30億円あるわけでありませぬから、かなりでこぼこありますからあれですけど、いずれにいたしましても1年間運用してこのぐらいの金額、今日の低金利ということもあるのでしょうか、いかにも少ないなというような印象を持つわけでありませぬけれども、これらの運用状況、どのような運用をされてこうなったのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 定期ということで運用を図っております。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19番(千葉幹雄) 定期ということで、普通預金は運用とは言いませんでしょから、定期一本で運用されているという理解でよろしいですね。

今申し上げましたけども、1年もの2年ものとも、今の現状ですから0.03とか0.04とかそんなようなレベルだというふうに思うのですけれども。

そこで、各種基金の条例、見なくても当たり前のことでもありますけども、その運用に当たっては安全かつ有利な運用をしようということで、お互い条例に定めているわけでもありますけども。

それで、私もそんな大きな金持ったことないからわからないのですけども、いずれにしてもこういう財政事情の中で、出口を絞っているわけですから、歳出を抑えているわけですから、やはりそれと同時に自主財源であるこういったものをいかに少しでも多く実を取るかということも併せて考えていかなければならない大事なことだと思うのです。

そこで、我々素人が、例えば、国債ですとか地方債ですとか、あるいは政府保証債ですとか、私も素人ですからよくわかりませんが、リスクが伴わなくてなおかつ有利に運用できるというのが、ほかにもあるのだらうと思うのですけども、そういったことが考えられるのですけども、今聞けば、その定期預金、非常に率の低い定期預金一本だということなののですけども、その辺、国債を買って運用しようというそういう発想というのはないものなのか、できなかったものなのかが一つ。

それと、金融の自由化によって、入札制度というのが、もちろん知っていると思いますけども、銀行を呼んで、例えば1億預金をすると。それであなたのところはどのぐらい利息をつけていただけますかという、要するに入札制度ですよ。こういったこともあるのですけども、そういったことを利用された、利用されたというかそういう方法で定期を積んだことがあるのかどうなのか。

それと、要するに12ないし13の基金があるわけでもありますけども、その中に、当然比較的基金を固定しておける基金もありますよね。それから、流動化しなければならないという基金もありますから全部がそうはいかないと思いますけども、それらをひっくるめて、一体的な基金あるいは資金の管理というのでしょうか。もちろん基金別にきちっと管理はしなければいけませんけども、要するに財調からは1億引つ張れる、あるいはまた、比較的、福祉推進基金とかそれからふるさと創生基金だとか、ふるさと創生基金の1億はそのまま積みっぱなしですよ。

ですから、余り忙しくない資金を集めて、それをまとめて運用するとか、そういう制度というかそういうこともできるのでないかなと私は思うのですけども、その辺の考え方というのでしょうか、そういうことはできないのかどうなのか。

そういったことを含めて、再度、お伺いをいたします。

○委員長(杉山晴夫) 総務部長。

○総務部長(菅好弘) 確かに、今千葉委員が申されましたように、基金を安全でかつ有利に運用するか。こういったことも私たちの方の仕事として考えなければならないこととございますけども、平成16年から17年に移行するに当たりまして、ペイオフがありました。

これがどのような形で、どうなっていくのかというのが非常に不透明だったというようなこともありまして、基金については、先ほども申しましたように、普通預金又は定期預金の中で管理をしてきたというようなところでございます。

今、17年に入りまして、ペイオフの形の中で、決済性預金だとかそういったものについての全額保証というようなことが示されまして、そういったことも含めて、今、庁舎内のペイオフ検討会議の中では、一定の検討をしたところでございます。

ただ、手をこまねいては、せっかくあります基金をこれから有効に利息の生めるものに変えていけるかというところでございますけども、方法といたしましては、今言われました短期の国債を買うとか、そのような方法。

ただ、これについてはリスクが伴いまして、例えば途中で解約するようなことになると、元本割れするとかそのようなこともあります。

また、株に投資するとかそういうのは非常に危険性がありますし、何がいいのかというようなことを、

今、私たちの方としてもいろいろと検討をしていると。

中には今、千葉委員のご質問にもありましたように、基金の中での流用、これはもう既に 17 年度に入りまして、収入役の方とも協議いたしまして進めておりまして、一時借入金を起こさずに、基金を取り崩して一時的に流用すると。このようなことも条例上ではできるわけですので、そのようなことも協議をしてやっております。

このようなことを、一つひとつ確実に状況を見ながら、今後に向けて運用については収入役の方とも十分協議をして、できるだけ安全で有利な方法で管理をしていきたいというふうに思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19 番（千葉幹雄） 方向性としては、そういう検討をするということですからいいのですが、ただ、ちょっと認識違うところはお互いに確認し合っておかなければならないと思うのですが、国債がリスクを伴うというようなことを、今お話になりましたけども、当然、例えば、中期 2 年とか 5 年、あるいは長期の 10 年ありますよね。

それは非常に激しく金利が動くときは、10 年先まで例えばもっと上がるかもしれないのに安い利率で買ってしまおうと、それはリスクありますよね。

ですから、私はまずそう長くないものでなければ駄目だと思うのです。特に今の時代は。

中期、2 年若しくはどれだけ長くても 5 年だと思うのですね。

それで、要するに途中で解約すると元本割れる可能性はある、それはある。そこはリスクといえばリスクだけでも、しなければいいわけですからね。しなければリスクでないわけですから。

それは、ですから来年使う金で国債を買えと言っているのではないの。

ですから、例えば、財調が 10 億あるとすれば、そのうちの 1 億や 2 億は買えるわけですよ。

ですから、そういった要するに 2 年あるいは 5 年先を見越して、ここはこのぐらいは残しておけるだろうと、途中解約しないでね。そういう部分をするだけでも、私はかなり違うと思う。

釈迦に説法ですけども、もう 2 年もの 5 年もので普通預金との比較でしたら、5 年ものでしたら 12 倍ぐらい差があるのですね。

0.1% ぐらいですけども、普通預金から比べるとそのぐらいの差があるのです。

早い話が、2 年ものでも 6 倍から 7 倍ぐらいの差があるのです。

ですから、もっと目ざとくどうやってある金を、益を出していくかということを考えれば、国債なんかはもっとも安全有利なものだと思うのですよね。

ですから、これから考えていくということですからこれ以上言いませんけども、それと、この資料でも見たらわかりますけども、一借で 400 万円ぐらいの利子を出していますよね。

ですから、これも逆に一借しなければ 400 万円の運用益を得たということですから、ですからやっぱりもうちょっと私は柔軟に、いろんなことがあって私たちがわからない部分があるのだろうとは思いますが、そこはやっぱり町民の財産ですから、少しでも運用益を出していくという考え方似立って、ある意味では心を鬼にして、そこに私は向かっていくべきだというふうに思います。

そんなことで、これ以上言いませんけども、いずれにいたしましても、そういう貴重な財源を得るために、情報をたくさん入れて、運用益を少しでも出して、町の財政に寄与するように頑張ってもらいたいというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に係ります総括質問をお受けいたします。

中橋委員。

○ 2 番（中橋友子） 2 点のお尋ねをしたいと思います。

まず1点は、公共事業の発町で注した事業の全体の状況を知りたいということと、あとはもう一つは、そこで地元のどのぐらいの割合で仕事が落ちたのか。あるいは、地元の人たちにどのぐらい仕事がまわったのか。平成16年の決算を通して知りたいところなのですけれども。

公共事業全体が減ってきているのはうちの町も同じですが、さりとて事業者にとっては本当に大切な仕事。それからその地で働いている人にとっても、直接の雇用につながるということで大事な事業でありました。

平成16年の決算の中では、地元の事業に、ここずっと高い数字で地元が発注されておりますけれども、このトータルではどうであったのかということもまず伺います。

それと、労働のところでもお話ししましたように、労働者の実態が大変だということはお話ししたとおりですが、ずっと町はそういった雇用と併せまして退職金制度などについても、このところ心くだいでいるんな手立てをとってこられたと思います。

それらなどについても、16年度ではきちっと働く人のところまで渡されて事業が進められていたかどうか、確認されてきているのか。それらも伺いたいと思います。

それと、二つ目の質問ですが、平成16年度は特に合併を成就させるための協議が行われて、その結論が見いだされた年度でありました。

私どもはこの合併については、もっともっと住民の意向を聞くべきだというようなことで、考えを異にしたところではありましたが、決まった以上はきちっとしたまちづくりになっていかなければならないと思います。

ただ、この評価で、この16年度決算の資料の評価としては、住民の意向も、それから評価も十分押さえた上での結論だというようなことを明記されているわけですが、4カ月間の更別との協議の中で、しかも6回の協議はギリギリで終わったわけですから、そういうふうには言い切れるというのは、私は正しいことではないというふうに押さえるのですが、その辺はいかがでしょうか。

それと、既に新しいまちづくりについて、十勝圏での協議がスタートしたやに聞いております。

それには、テーブルを同じにされているのかどうか。もしされているのであれば、どのような姿勢で臨んでいるのか。この点についても総括としてお尋ねしたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 暫時休憩します。

14：55 休憩

14：57 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） それでは、順序は逆になりますけれども、合併に関しまして、私の方から答弁をさせていただきます。

お話にありましたように、大変長い時間をかけて、私は合併についていろいろな方々のご意見を頂く中で、今回の合併が成就されたのだと、大変住民の皆さんに、そしてまた相手方であります忠類村の皆さんに敬意を表するとともにお礼を申し上げたいというふうに思っております。

私は住民の意向を捉える、いろいろご指摘もありました。住民投票がどうかというようなお話も確かに承りましたけれども、私は当然民主主義のルールの中で、議会制民主主義、議会の皆さんあるいは投票以外にもっている方のご意見も聞くこともありましたし、当然ながら説明会も開催させていただきました。

そうした中で、私は多くの意見の中で合併をすべきだという声強い、圧倒的に合併反対よりは合併すべきだということが強いという判断の中で決断をさせていただきましたし、幸い議会の皆様のご理解も頂きました。

そしてまた私は住民の皆様のご理解を頂いたものというふうに思っておりますので、ここまで来た

以上は何とか2月6日からの新しいまちづくりに精一杯頑張らせていただいて、少なくとも合併が良かったと言われるようなまちづくりに努力を傾けていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の十勝圏としての合併協議会、これは北海道が、といいますか、国が出しました合併新法に基づいて、今度は都道府県にその権限が降りてまいりまして、道は早速合併の協議会を、有識者による協議会をつくって、実は7日からでしょうか、全道7カ所で地域協議会の開催があります。

十勝は11月10日に、町村長8名と町村議会議長から4名、12名からなる懇談の場を、協議会の場を設けて意見を聞くという状況になっております。

それらを踏まえ、12月の道議会を経て、恐らく来年3月の定例会で、北海道として第2次といいますか、新合併法に基づく一定の方向性が出されるのではないかとこのように言われております。

ただ、十勝は先般も集まりましたし、実は来月の8日に、この幕別町役場で19町村長の集まりがあるのですが、十勝としてこの新合併法を受けてどうするかということで、先般も論議が交わされました。

ちょっと私どもとはスタンスが違うのですが、最終的にはまずは広域連合を目指そう。そして、10年を目安に十勝は一つになろうというようなことで集約を終えております。

ただ、私どもは今これから合併をするわけでありまして、今合併協議をして、新町がスタートする段階から、10年後は十勝一つになりますよというようなことを、私は、それはとても住民に言えるような立場ではないし、そういう姿勢ではありませんということを今申し上げております。

ただ、これは多勢に無勢ですから、ルールからいけば17対2になるのか、18対1になるのかわかりませんが、結果的には十勝はそういう方向を目指したい。

私は連合、連携を目指すことの反対は、これは合併しようがしまいが、先ほどの消防の話ではありませんけれども、必要なものは十勝圏としてやっていくべきだと。そのことに反対はもちろんしない。

ただ、連携・連合が合併をしないための広域連携であってはいけないということを、私はその場でも何回も言っていますが、これも残念ながら私一人では勝てないわけでありまして、結果的には新聞紙上になるときは、十勝1市を目指すのだと。

ただ、はっきりしないのは、十勝1市ですから当然帯広市も入らなければならないわけですが、今の議論は帯広市を除いて、19町村での論議でありまして、町村会の会長が、自ら帯広市長に、あるいは帯広の市議会議長にそういった話はしたということでもありますけれども、それが帯広市全体の中で話し合われたという結論ではありませんから、十勝1市というふうに言っているのは、今の段階では十勝の町村会ではそういう方向だということに言っております。

ただ、繰り返しますが、私としては、今はまず忠類村との合併のために、全力を挙げていくということで、その諸々の情勢を見ながら、その十勝1市がいいのかどうかは、これまた当然のことながら、議会の皆さんや住民の皆さんの意向を聞く中で、これは判断していかなければならない問題であると思っておりますけれども、私は当面は先ほど申し上げておりますように、せつかくの合併がスタートするわけですから、それに全力を挙げていきたい。

ただ、今言いましたように、流れとしては、十勝は、今14支庁がそれぞれ、言葉としてはグラウンドデザインを描いて道に進達をするというようなことを言っていますが、結果はもちろんわかりませんが、十勝はそういうような方向で進んでいるということだけ、今申し上げたいと思います。

先ほども言いましたように、この後もずっと検討会議が続くようであります。

私どもとしては、今の立場でこれからも臨んでいきたいというふうに思っておりますので、ひとつ、町民の皆さんに説明するというか、お話しするようなことはまだないのですが、議員の皆さんには是非ご理解をいただければというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 1点目の公共事業の発注状況についてでございますけれども、手元に詳細の資料がございませんので、ちょっと申し上げられないのですが、16年度、入札に関して、委託も含めまして、かけましたのが約20億近くございます。

ほかに少額工事、修繕だとかそういったものがありますと、もう少し金額は伸びると思いますけれども、そのうち、地元への発注状況、これが確か一般質問で1回お聞きされたのではないかなと思いますけれども、私の記憶では今86%ぐらいというふうに思っております。これは金額から割り出したものでありまして、やはり町内でできない業種というのがありますので、それぐらいだろうと。

ですから、これに対しまして、一般営繕、少額工事などを含めると約90%近くは地元の企業で受注をしているというふうに、私どもの方は押さえております。

雇用の状態の確認なのでございますけれども、入札等に付しました案件につきましては、建退共の加入状況、これについては提出を義務づけるような形でやっておりますので、すべての受注したものについては、そういったものに加入しているというふうに私どもは押さえております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 工事のことについてはわかりました。

今の合併のことでありますから、民主的なルールを踏まえられて、議会の議決の上に来たという、そういうことをもってして評価、意向を踏まえてというようなことであります。

その点では確かにそういう経過を踏まえて到達したりというふうに、そのことも私は認識はしておりますが、しかし、住民の意向という形に置きかかせて、こういった文章になってくると、果たしてこの短い期間の中でこういった評価になるのかというのが私の意見でありますから、申し上げさせていただきました。

それで、実は2点目の新しいまちづくりについてのことについては、確かに、もう既に正式なものではないとしても、新聞紙上等も含めて、十勝が1市になるというようなこともいろんな機会に出てくるものですから、住民の方たちも多かれ少なかれそういうことをキャッチしておられる方もいらっしゃると思います。

そういう中で、うちの町は決まったばかりなのにどうなのだと、率直な素朴な声としてこれも存在し始めました。

ですから、ましてやその会合がうちの町は行ってないのでしょうかというような声もありまして、その会合自体にこの町で開かれるというふうになってくると、それまたいろんな広がりがつくられてしまうのかなというふうにも思います。

ただ、町長の基本的な姿勢、私はやはりきちっと一つひとつ町民に向けて今の選択をなされたわけですから、それはやはり確固としてきちっと堅持していただきたいと。

その新しい町についても、これはそう言いながらも、国や道の流れで来ているという事実がございますよね。この合併そのものも、今回の忠類との合併そのものも、自ら自発的に出たというのではなくて、そういう国の改革の中で出たということになってきますよね。

そうすると、同じ、中身は違いますが、新しいルールが強行に引かれてくるという可能性も心配しないわけではありません。

それについてもきちっとどう前段のお考えで堅持されて、たった一人でということも言われましたけれども、きちっと道や国に対しても意見を述べて対処していただきたい。

このように思いますがいかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 町長。

○町長（岡田和夫） 今、新合併法に基づいて、都道府県が強力に合併を進める。

ただ、どこの町村を聞いても、合併がスムーズにいったところは、改めて言われるまでもなく、協議をするものはするし、幾ら新しいことで合併特例法が出たから、協議がつぶれたばかりのところにもう1回新しい法律が出たからすぐ協議をすれと言っても、それは進まないだろうと。こういう意見が圧倒的であります。

知事自らも、当然都道府県の役割として合併は推進すると。広域連携があるから合併を推進しないということではないと。広域連携は広域連携、合併が合併で推進すると。

ただ、幾ら都道府県が頑張ったって、最後は町村が、住民が決めるものであるから、強制というよう

なことはしない。

ただ、私どもが恐ろしいのは、強制という言葉は使わなくても、現実に交付税なり財政をどんどん締め付けられたり、権限がどんどん落とされていくということになると、これはある意味では強制でないかと。

いわゆる飴の部分は今度は少なくなって、鞭の部分がだんだん多くなって行って、最後は合併をせざるを得なくなるような、そういう体制なり道としての施策・指導ということにはしないでほしいと。もちろん国に対してもそうでありますけども、そういうことを言っているわけですけども。

国はとにかく第一段階の国の指導は終わったのだから、次は都道府県へ。そして都道府県から市町村へということですから、恐らくはみんな心配しているのは、次、来年の4月でしょうか、新年度に道が一つの試案を出したときに、前回みたく、幕別町とA町とB町でどうだとかというそういう町村ごとの、いわゆる個別の町の名前を挙げて枠組みをつくってくるというようなことはちょっと難しいのではないかという話も出ています。

例えば、十勝なら東部で一つですとか、南部でどうだとか、あるいは全体で十勝を六つぐらいに分けたらどうだとかというような言葉がでるのかどうか。

この辺もまだ全くわかりません。

先ほど言いましたように、これから道内七つの地域の協議会を開くということですから、それらを踏まえて、今回は大学の先生ですとか町村長だとかいろんな人が入っておりますので、それらを受けて、道が道議会に説明し、そして最終試案ということになってきますから、私どもとしては、しばしそれらの様子を見ていかなければならないというふうに思っています。

私どもと申しますか、私どもの町の姿勢としては、先ほど申し上げましたように、今新たな合併ということには、当然すぐにはならないのだろうという気持ちは変わりませんし、これからもそういうことは意見としては述べさせていただきたいというふうに思っています。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

千葉委員。

○ 19番（千葉幹雄） 総括になじまないといえどもちょっとあれなですけども、お許しいただきたいと思っておりますけども。

協働のまちづくり、今、盛んに進めているわけでありまして、これのさらなる充実というのでしょうか、そういった方向でご理解をさせていただきたいと思っておりますけども。

当該年度も観光振興ということで、イベントの実施ということで、ご案内のとおり冬まつりから始まりまして、夏フェスタ、そして秋の産業まつりということで行っております。

この中身でありますけども、観光協会が主体となって実行委員会を組んで、観光協会の役員を中心に、ボランティアで、それと担当の職員の方、非常に苦勞されてこのイベントの運営に当たっているわけでありまして、行政としてはほかのいろんな場面で、町民のボランティアというのでしょうか、そういったものの参加を募るといっているのでしょうか、いろんな場面で、協働の行政は行政の役割、あるいはまた町民は町民の役割の中で、お互い一体となってそういうまちづくりをしましょうという運動というのでしょうか、そういう方向で進んできているわけでありまして。

そこで、私もずっと思っていたのでありますけども、スタッフが不足しているからという意味ではありませんけども、やはり我々ボランティアで、3回ありますから1日でも年3回になるわけでありまして、お手伝いしているわけでありまして、職員の方も、これはある意味では町民ですから、行政サイドの人間ですけども、ある意味では町民です。

そんなことで、これは職員団体とのいろんなこともあるかと思っておりますけども、こういった町のイベントに町民として、もちろん毎回というわけにはいきませんのであれかと思っておりますけども、年に一度、どのおまつり・イベントでもいいから、ボランティアとしてお手伝いをしなさいと言ったらちょっとあれですけども、その辺の方向性というのでしょうか、町民のボランティアだけ、そして担当職員、これは仕事で手伝っているわけですから、その在り方ではなくて、もう一歩進んで、職員の方のそういうボラ

ンティア、そういったものも積極的に参加を促していくというようなことも、私は大事なところではないかというふうに思うのですけども、その辺、ここで結論出るものではありませんけども、方向性として、そういった考え方はどのように考えられるか、答弁を頂きたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 助役。

○助役（西尾治） 職員に対しましては、ことあるごとに、町長なり私の方から、今千葉委員がおっしゃったとおり、確かに職員としての職務は別として、一町民としては、地域の皆さん、町民の方と同じ立場にあるのだと。そういう目線に立って、地域のイベントあるいは公区の活動いろいろな面で積極的な参加をするようお願いをしたいということで、ことあるごとにはお話をさせていただいております。

たまたま今年度、職員組合の方でもそれらを受けまして、3線のごみ拾い等ボランティアで休みの日にやっていただいたというようなこともございますし、徐々にはそういう意向も職員の中では芽生えてきて、現実に行動として表れてきているのかなというふうにも思っております。

確かにおっしゃるとおり、過去には、勤務する職員と、いうならば担当がある職員についての区別等の問題もありまして、いろいろな関係から今の形態になってきたという経過は経過としまして、確かに一町民として考えれば、いろんな場面で職員が地域のためにお役に立つということは、当然必要なことというふうに判断をしておりますし、そのようなことでのお話は今後も職員にさせていただきたい。

そのような方向になるように、極力地域の皆さんと一緒に汗をかけるように、職員の方にもいろんな場面でまたお話をさせていただければというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） そういう方向で職員と対話をしながら、そういう方向で考えるというか、相手のあることですからあれですけども、私としては、そういう方向に1日でも早くなるように期待をしたいというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 財政の問題で、どこの町村も大変厳しい状態にございます。

そういった中で、この滞納金の削減方法について、対策についてお伺いしたいというふうに思います。前に頂いた監査委員の審査意見の中にもございました。

当局としては、いろんな面でその対策を練ってまいりました。

平成13年に収納率向上推進委員会をつくって、全職員が一丸となって取り組んできたわけですけども、なおかつ、年々滞納額が増えているという実態があります。

特に不納欠損額、これについては、今年度は特に増えたというふうに記載されておるわけですが、これらについて、今後、自主財源の少ない中で、どんな対策をとっていくことが望ましいのか。

もし、方向性がはっきりしたものがあれば、お伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（杉山晴夫） 助役。

○助役（西尾治） 佐々木委員おっしゃるとおり、不納欠損額も大きな額になってきておりますし、滞納繰越額もそれなりの大きな金額になってきております。

主に固定資産税の項目については、そういう事実が顕著でございます。

たまたま昨今の経済動向もこんな状況でございますので、札内に入ったとたんから既に倒産したパチンコ屋等の店舗がございます。

空いた件については、新たに取得する方が現れるまで、倒産したもとの所有者に引き続き課税をしていかなければならないという事実がございます。

ですから、ああいう施設が増えれば増えるほど、毎年その分については滞納額として加算してまいりますし、一定の年限が経てば、当然のことながら不納欠損の処理になっていくということでありまして。

私どもとしては、できる限り新たな所有者ができて、少なくともそれらの形が解消されるように、何とかなればなという思いでおります。

この辺については、なかなか行政の努力だけでもどうしてもかなわない点、これがやっぱり、特に固

定資産税の場合には大きなものがございます。

それ以外のものについては、町民の皆さんからも厳しいと思われるぐらいの手立てで、今滞納の整理は行ってきております。当然のことながら、固定資産お持ちの方については固定資産の差押え、預貯金あるいは給与の差押え、水道関係については、3カ月経過すれば給水停止処分というようなことで、それなりの厳しい手立ては講じておりまして、なるべく滞納を増やさないように、小さな芽のうちに摘むように、そういう努力は十分させていただいておりますけれども、今言いますように、大きな物件については、なかなかやっぱり解消が難しいという今の経済動向がございます。

これについては、何とか新たな所有者が早く見つかるように、私どもとしては念願しておりますけれども、なかなか役場だけの努力では難しい面もあるのかなというふうには思っておりますが、それ以外のものにつきましては、極力、金額がかさむことによって難しくなってくるということも事例としてございますので、1期、2期小さな滞納のうちに、何とか早くから手立てを打つように、今年の本部会議の中でも、そういう手立てを早い段階から、税については6月の1期の時点からもう既にそういうことを念頭に置きながら進めておりますので、これは滞納がなくなるということにはならないですけども、極力率を落とさないように、額が増えないように、さらに努力をさせていただければなど。

できる限りのあらゆる手段は講じているということでご理解をいただければなというふうに思っております。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 総括質問につきましては、ほかにないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

これで一般会計の審査を終了させていただきます。

審査の途中でございますけれども、この際、3時35分まで休憩をいたします。

15:19 休憩

15:33 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

3ページ、歳入は1款の国民健康保険税から、次の5ページになりますが、10款の連合会支出金まで合計いたしまして、予算現額23億7,242万1,000円に対しまして、調定額26億1,131万2,389円、収入済額23億2,760万1,471円となっております。

次に、歳出であります、7ページをお開きください。

7ページ、歳出は、1款総務費から、次の9ページになりますが、10款の予備費まで合計いたしまして、予算現額23億7,242万1,000円に対しまして、支出済額22億5,435万9,687円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差引きいたしまして、残額7,324万1,784円を生じたところでございます。

このうちの3,000万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰入れをしまして、残りの4,324万1,784円につきましては、平成17年度へ繰越したものでございます。

詳細については後ほど申し上げますけれども、まず歳出では2款の保険給付費が被保険者数の増にもかかわらず、前年に比してマイナスだったこと。

それから、平成14年の制度改革によりまして、老人保健拠出金が多くマイナスとなっていることなどから、前年度に比しまして約1億1,400万円の減、4.8%の減となります。

一方、歳入につきましては、老健拠出金の減に伴いまして、国の負担分等についてマイナスとなりましたけれども、収納率の向上によりまして、前年を上回る国税を収納できたこと。

それから、制度改革によりまして、基盤安定繰入金保険者支援分だとか、高額医療費共同事業交付金が収入できたこと。さらに平成15年度分が黒字決算だったことなどによりまして、総額では前年度に比しまして6,100万円の減、2.6%の減にとどまったところでございます。

このようなことから、先ほど申し上げましたように、歳入歳出差引で7,300万円余りの決算剰余金が生じたところでございます。

それでは、歳入歳出の事項別明細につきまして、ご説明をいたします。

はじめに、歳出の方からご説明いたします。

39ページをお開きください。

39ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額5,671万8,000円に対しまして、支出済額5,635万5,250円でございます。

1目の一般管理費は、国保事務に携わります一般職職員の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を支出したものでございます。

41ページになります。

2目連合会負担金は、医療費の審査支払業務を委託しております北海道国保連合会及び道連合会十勝支部の運営費に係る負担金でございます。

2項徴税費、予算現額520万円に対しまして、支出済額507万5,041円でございます。本項は、国税の賦課徴収及び納税推進に要した費用でございます。

43ページになります。

3項運営協議会費、予算現額66万円に対しまして、支出済額32万9,795円でございます。

本項は国保運営協議会委員9名の報酬及び費用弁償などに要した費用でございます。

47ページをお開きください。

47ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額13億5,777万円に対しまして、支出済額12億8,039万8,684円で、被保険者数が増加しているところでありますけれども、前年度比0.4%の微増にとどまっております。

1目の一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払に係るものでございますけれども、前年度に比しまして0.3%の減で、ほぼ前年同額となっております。一人当たりの給付額では14万3,228円で、前年度比1.6%の減となっております。

2目の退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者とその被扶養者の診療報酬の支払に係るものでございますけれども、被保険者数が8.2%増加したのに対しまして、1.7%の増とほぼ横ばいとなっております。

3目一般被保険者療養費及び4目退職被保険者等療養費は、治療に要するサポーターなどの補装具購入や、柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に係るものでございます。

49ページになります。

5目審査支払手数料は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払等の事務に要した費用でございます。

2項高額療養費、予算現額1億4,500万円に対しまして、支出済額1億1,968万4,212円で、前年度に比しまして11.4%の減と大きな減となっております。

1目の一般被保険者高額療養費では、前年度比6.4%の減。

2目の退職被保険者等高額療養費は、前年度比22.4%の減で大きな減となっております。

3項移送費、予算現額 20 万円に対しまして、支出はございませんでした。

次に、51 ページをお開きください。

4項出産育児諸費、予算現額 1,620 万円に対しまして、支出済額 1,350 万円でございます。1 件当たり 30 万円の出産育児一時金、45 件分の支出でございますが、前年度に比しまして 7 件の減となっております。

5項葬祭諸費、予算現額 160 万円に対しまして、支出済額 131 万円でございます。被保険者の死亡に際しまして 1 万円を給付するものでございますが、131 件分の支出で、前年度に比しまして 11 件の減となっております。

次に、53 ページをお開きください。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額 5 億 7,188 万 2,000 円に対しまして、支出済額 5 億 7,188 万 897 円でございます。

1目老人保健医療費拠出金は、国民健康保険被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられた方の医療費に係る保険者負担分で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものでございますけれども、平成 14 年度の精算分が前年度に比べて少額であったことと、制度改革によりまして保険者負担が 7 割から 5 割へ向けて軽減されていることなどから、前年度に比しまして 14.5%の減と大きな減額となっております。

2目老人保健事務費拠出金は、これらの業務に関する事務処理に要する費用の拠出金でございます。

次に、55 ページをお開きください。

4款介護納付金、1項介護納付金、予算現額 1 億 4,114 万 8,000 円に対しまして、支出済額 1 億 4,114 万 7,556 円でございます。介護保険制度の財源の一部として 40 歳から 64 歳までの国保被保険者に係る介護保険第 2 号被保険者としての保険料負担分を、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

全国ベースでの介護保険給付費の増大に伴いまして、前年度に比して約 2,500 万円、21.7%の増と 2 年連続で大きく増となったものでございます。

次に、57 ページをお開きください。

5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額 5,264 万 1,000 円に対しまして、支出済額 5,263 万 8,622 円でございます。

1目高額医療費拠出金は、高額医療費の発生による財政運営の負担を緩和するために、国保連合外が実主体となりまして行う再保険事業に全道の市町村が拠出しているものでございます。

次に、59 ページになります。

6款保健事業費、1項保健事業費、予算現額 328 万 1,000 円に対しまして、支出済額 295 万 2,450 円でございます。

本項は被保険者の健康の保持、増進を目的として、これらの増進に係る経費を支出したものでございます。

11節需用費の印刷製本費は、健康づくりのための啓蒙等のパンフレットや医療費通知用封筒などの印刷経費でございます。

12節の役務費は、年 6 回の医療費通知に係る郵便料でございます。

61 ページになります。

7款基金積立金、1項基金積立金、予算現額 1,000 円に対し、支出はございませんでした。

次に、63 ページになります。

8款公債費、1項公債費、予算現額 5 万円に対しまして、支出はございませんでした。

65 ページをお開きください。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額 942 万円に対しまして、支出済額 848 万 7,180 円でございます。

1目一般被保険者保険税還付金は、30 件分の支出でございます。

3目償還金は、退職者医療の前年度実績に係る精算還付金でございます。

67ページをお開きください。

2項国保診療報酬支払基金委託金、予算現額5万円に対しまして、支出はございませんでした。

3項貸付金、予算現額60万円に対しまして、支出済額も同額であります。幕別町社会福祉協議会が有する社会福祉金庫への貸付けをしたものでございます。

69ページになります。

10款予備費、1項予備費、予算現額1,000万円に対しまして、支出はございませんでした。

続きまして、歳入について、ご説明をいたします。

11ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、調定額11億8,950万3,963円に対しまして、収入済額9億588万3,496円、不納欠損は121件で936万9,897円、収入未済額は2億7,425万570円となっております。

国税の収納率であります。1目の一般被保険者分につきましては、1節医療給付費分現年課税分につきましては93.81%で、前年度に比較して0.12ポイントの増、3節の介護納付金分現年課税分につきましては95.38%で、0.1ポイントの増となっております。

これら現年課税分の合計といたしまして93.89%で、前年度比0.12ポイントの増となりまして、4年連続で向上をいたしております。

2目の退職被保険者分につきましては、1節医療給付費分現年課税分が99.29%で、0.21ポイントの増。

3節介護納付金分現年課税分が99.50%で、0.38ポイントの増となりまして、これら現年課税分合計では99.29%で、前年比しまして0.21ポイントの増となっております。これは3年連続で向上いたしております。

なお、一般被験者分及び退職被保険者分の総体での現年課税分につきましては94.72%と前年を0.18ポイント上回りまして、2年連続で94%台を確保することができたところでございます。

次に、15ページをお開きください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の6億1,777万4,029円で、前年度に比して5.3%の減でございます。

1目療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る療養給付費等及び老人保健拠出金並びに介護納付金に係る国の定率負担分でございますが、1節の現年度分では、老人保健拠出分の減少に伴いまして、前年度に比べ5.2%の減でございます。

2節過年度分は、前年度分の実績確定に伴いまして追加交付されたものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率4分の1の負担分でございます。

次に、2項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の1億3,114万2,000円で、前年度に比べまして2.9%の減でございます。

1目は市町村間の財政力格差を埋めるための財政調整交付金で、前年度に比べまして3.1%の減でございます。

17ページをご覧ください。

2目特別対策費補助金は、本来、退職被保険者であるべき方が、一般被保険者となっている場合に、退職被保険者として適用させるための事務費に対しまして交付されたものでございます。

次に、19ページをお開きください。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、調定額、収入済額とも増額の3億6,545万2,000円でございます。本項は、退職被保険者等の療養給付費及び老人保健拠出金などの財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されたものでございますが、現年度分では高額療養費などの減に伴いまして、前年度に比べまして6.5%の減となったものでございます。

21 ページになります。

4 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 1,315 万 9,460 円でございます。

国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の定率 4 分の 1 の負担分でございます。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 279 万 2,000 円でございます。北海道の補助を受けまして、一般会計で実施しております乳幼児医療費助成などの福祉医療実施に伴いまして、国保の医療費波及増に係る財政寄与に対しまして交付される補助金でございます。

23 ページになります。

5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額の 4,193 万 6,123 円でございます。全道の市町村国保保険者の拠出金と国の補助金とを財源としまして、一般被保険者の高額医療費の発生状況に応じて交付されたものでございます。

高額療養費の減に伴いまして、前年度に比しまして 25.9% の減と大きなマイナスになったものでございます。

25 ページをお開きください。

6 款財産収入、1 項財産運用収入であります。国民健康保険基金の残高がないことから、利子は生じておりません。

2 項財産売払収入、調定額、収入済額とも同額の 46 万 1,836 円でございます。

北海道国保連合会に各保険者の出資により設置しておりました診療報酬支払基金が廃止されたことに伴いまして、出資金の返還を受けたものでございます。

27 ページになります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 2,317 万 9,720 円で、前年度に比して 0.2% の増となっております。

1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、低所得者の方に対して行った国保税の減額相当分を、一般会計から繰り入れたものでございます。

2 節の保険基盤安定繰入金保険者支援分は、平成 14 年の制度改革の中で新設された財政基盤の強化策でありまして、低所得者を多く抱える保険者に支援しまして、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するため、平成 15 年度から平成 17 年度までの時限措置として繰り入れたものでございます。

3 節の職員給与等繰入金は、国保事務に携わります職員の人件費と一般管理費に係ります事務費などの繰り入れたものでございます。

4 節出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金として給付する 1 件 30 万円の 3 分の 2 を一般会計から繰り入れたものでございます。

5 節財政安定化支援事業繰入金は、保険者の生命に帰することのできない事情による国保財政の負担増に対しまして、一定額を繰り入れるもので、普通交付税の基準財政需要額算定の中で決定されるものでございます。

6 節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております乳幼児医療費助成制度などの福祉医療の実施に伴う波及増医療費の保険者負担分を繰り入れたものでございます。

29 ページになります。

8 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額の 2,086 万 6,783 円で、平成 15 年度の決算剰余金でございます。

31 ページになります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料は、調定額、収入済額とも同額の 176 万 9,264 円で、一般被保険者国保税の延滞金 89 件に係るものでございます。

2 項預金利子、調定額、収入済額とも 709 円でございます。

3 項貸付金元利収入、調定額、収入済額とも 60 万円でございますが、幕別町社会福祉協議会に対する貸付金の返済元金収入でございます。

33 ページになります。

4 項雑入、調定額 230 万 3,147 円に対しまして、収入済額 221 万 2,696 円、不納欠損額 1 件で 4 万 3,324 円、収入未済額は 4 万 7,127 円でございます。

2 目一般保険者第三者納付金は、交通事故により生じた保険給付費の支出に対しまして、損害賠償金として加害者から支払を受けたものでございますけれども、2 件分でございます。

4 目一般被保険者返納金は、転出や社保加入により、幕別町国民健康保険の資格を喪失した後に、幕別町の国民健康保険被保険者として受診した場合に、当該被保険者から返納していただくものなどでありまして、この返納金 19 件分と医療機関の過誤調整分 1 件分と調定したものでございます。

そのうちの 1 件につきましては、転出後に居所不明となりまして、不納欠損処分を行ったものでございます。

なお、5 件、4 万 7,127 円が収入未済となっております。

5 目退職被保険者等返納金は、医療機関との過誤調整に係るものでございます。

37 ページをお開きください。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、調定額、収入済額とも 37 万 1,355 円でございます。

超高額医療費共同事業交付金として、北海道国保連合会から交付されたものでございます。

以上で、国民保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑お受けいたします。

豊島委員。

○1 番（豊島善江） 何点かお聞きしたいと思います。

1 点目は、資格証明書と短期保険証の発行の状況。

それから、2 点目には、滞納状況なのですが、所得階層別の滞納世帯の状況を教えてください。

それから、3 点目は、法定減免されているのですが、その世帯数を教えていただきたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私の方から、1 点目の資格証及び短期証の発行状況と法定減免の世帯数についてお答えいたします。

はじめに、資格証明書の関係でございますけれども、平成 17 年度 6 月 1 日現在、これは出納閉鎖後の、平成 16 年度が閉鎖した直後の数値でございます。

交付対象世帯数が 25 世帯でございます。この内容につきましては、平成 16 年の秋に対象者を選考といたしまして、対象者をピックアップする時点では 42 世帯、私どもの要綱、国保法に基づいてピックアップしたものは 42 世帯ございました。

ただ、その中で、その 42 世帯に対しまして、こういう資格証明書を発行しますよという予告措置を行いまして、さらに同時に何か特別な事情があるのであれば申し出て下さいということも併せてお知らせいたしましたところ、来庁されて納税相談を受けてくれた方、あるいは納付された方、そういう世帯の方が 17 世帯ありました。そのほかに、転居して既にちょっと居所が不明だと、行方不明だというような世帯の方が 10 世帯ございました。17 世帯を除きますと 25 世帯と。

さらに、その転居不明の 10 世帯を除きますと、実質 15 世帯に交付はしていませんけれども対象となっているという状況でございます。

次に、短期被保険者証の状況でございます。これも平成 17 年度 6 月 1 日現在の状況でございますけれども、これは 67 世帯でございます。

次に、法定軽減の戸数でございますけれども、医療分につきましては、これは平成 16 年の 10 月 20 日現在の数値でございます。これは交付税で基盤安定繰入負担金分を積算する際に、10 月 20 日現在で積算するものですから、その時点の世帯数でございますけれども、医療分で 2,135 世帯、内訳といたしましては、7 割軽減が 1,483 世帯、これは国保加入の全世帯に対する割合といたしましては、31%の世帯でございます。

次に、5割軽減の世帯が189世帯、同じく国保全世帯に対しまして4%の割合でございます。

最後に、2割軽減の世帯が463世帯で9.7%占めております。

次に、介護分でございますけれども、介護分につきましては、私どもちょっと今手持ち、トータルの数値しか持っておりませんが、介護分につきましては722世帯の方が法定軽減の対象となっております。

○委員長（杉山晴夫） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 私の方から、階層別の未納件数について、17年3月31日現在の数字でお答えさせていただきます。

0円から100万円未満、こちらが313件、100万円から200万円未満138件、200万円から300万円未満64件、300万円から400万円未満16件、400万円から500万円未満7件、500万円以上が2件、合計540件でございます。

○委員長（杉山晴夫） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点目の資格証明書の発行のことなのですが、平成15年の状況のときにお聞きしたときは18世帯ということでありました。

お答えになったのが、平成17年の6月1日現在ということでしたよね。これで、15世帯ということになりますか。転居不明の方を抜くと15世帯ということですが、この15世帯の方たちの状況というのは掴んでいるのかどうかをまずお聞きしたいのですよね。

というのは、非常に国保の問題というのは、命を預かる大事なことですから、その辺で世帯の状況を掴んでいるのかということが一つです。

あと、帯広や何かの状況を見ますと、同じ平成17年の6月の段階で34世帯なのですよ。資格証明書の渡っている数が。そして、その34世帯の理由というのが、長期に連絡がとれない世帯が主なものだというふうなことで回答しているわけです。

そういうことから比べますと、幕別の割合は多いのではないかなというのがひとつ思うわけです。

それから、もう1点なのですが、所得階層別の滞納状況をお聞きしました。

540世帯ということで、平成15年のときの滞納世帯が511世帯だったのですが、これに比べてもやはり伸びてきているのではないかなというふうに思います。

経済状況が非常に悪化していますから、本当に払うことが困難な状況になっている方も多くいらっしゃると思うのです。そういう点では、やはり私はきめ細かな対応が必要だと思いますし、帯広でやられているような本当に大変なところに減免をしてあげるといふ、そういう制度もやっぱり必要なことではなかったのではないかと思います。その辺のことはどうでしょうか。

それから、もう一つ、これはこれからのことにもかかわるのですが、国の税の改定に伴って、非常にまた町民の負担が増えてくるわけです。

前回の一般質問の中でもそういう増税計画に対して、どのような影響を受けるのかということの回答の中に、国民健康保険税、65歳以上の407の方が、新たに1,100万円の負担になるという答弁をなされているのですよね。

こういうことがありますと、ますます所得の低い方たちに対する対応策というのが求められると思うのですが、その辺のことはどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめに、資格証明書の交付対象となっている世帯の状況でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、措置の予告をして、その後、何かありましたらこちらの方へ申し入れてくださいというお話をしているのですけれども、この15世帯につきましては、全く連絡もつかない状態ということですから、世帯人員ですとか所得の状況は当然わかるのですけれども、それ以外の状況については全くわからないという状況であります。

当然、保険証を現在持っていませんので病院にはかかっていないものだというふうに考えております。

帯広市の、先ほど資格証明書の割合ということで、資格証明書を発行している方34世帯ということ

でございます。

私どもも、国保法と私どもの幕別町滞納者対策実施要綱と、これに基づいて、資格証明書、短期証を発行しているところでございますけれども、国保法上は、特別な事情がないにもかかわらず、1年間納付をしなければ資格証を発行しなさいという条件になっています。

しかしながら、私ども、やはり町村に一部裁量も与えられておりまして、滞納率が5割以下の世帯、さらに福祉医療助成対象世帯、老人世帯、これらの方が家族にいる世帯については、資格証明書は発行しておりません。

先ほど、42世帯のうち、予告していらっしやった17世帯、この中にはこれ以外にも病気になっている方が世帯の中にいらっしやるといふ方がいましたので、そういう方も当然資格証の対象から除外しておりますので、病気にかかったりだとか、本当に、本当にという言い方はおかしいですけども、非常に生活困窮しているという状態の方には、資格証明書は発行していないというふうに考えております。

滞納者の所得階層については税務課長の方からお答えをお願いしたいと思うのですが、その前に、税制改正に伴う影響額ということでございますけれども、先の一般質問の中でそういうお話が出ていて、個人的にというか、公的年金控除の最低保障額が140万円から120万円に20万円引き下げられるということによって、1世帯当たり国保税の所得割が20万円掛ける8.7%で、1万7,000円増になるということでございます。

それに対して、被保険者、所得が非常に低い方、特にどういふ対応をするのかということでございますけれども、私ども以前から言っておりますとおり、一定の基準をもって一律に減免するというようなことは一切考えておりません。

ただ、先ほど資格証明書のところでもお話しさせていただきましたけれども、非常に支払いに困難だと、事情があるという方につきましては、納税相談を受け付けまして、納付猶予ですとか分納という形で、支払いやすい形、家計にできるだけ苦勞をかけないというような措置を設けて、これまでと一緒に行っていきたいというふうに考えております。

それと、厚生労働省の通知というか、方針の中で、この税制改正に伴う急激な負担というものに対しては、何らかの経過措置を設けたいというような方針も出ているようですが、具体的なものについてはまだこちらの方は伺っておりません。

○委員長（杉山晴夫） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 資格証明書のことなのですが、一律に資格証明書を渡してはいないということは、私も所管事務の中でもお聞きしていますし、その辺はわかっているつもりなのですが、ただ、この残されている15世帯というのは、結果的には連絡がとれないということですよ。

ということは、結果的に接点を持たないからそのままに放ってあるのだよということだと思うのですが違うのでしょうか。

というふうには聞こえたのですよね。

連絡がない、連絡がつかないということですから、それでいいのかどうかということなのですよね。

これもちょっと帯広の例を出して申し訳ないのですが、例えば、徴収員の方とそれから役場の課長、係長さん方が一緒にセットになって歩いて、実際に話を聞いてきて接点を持たたという例なんかも出ていまして、そういうことも、連絡が来ないだとか相談に来ないからということではなくて、こちら側からのそういう働きかけをなされているとは思いますが、それをもっとやるべきではないかなと思うのと、町でそういうに母子家庭の方だとか、それから様々な対象の方たちは、証明書を渡さないのだよというふうにしていくというのはわかるのですが、そういう方たちがこの残っている15世帯の中にいらっしやらないのかどうか、このことを再度お聞きしたいと思います。

それから、国の税制の改定によりまして、大きな影響を受けるということで、今、65歳以上の方407人1,100万円というふうなことは、この間の一般質問の中で出されているのですが、このほかにも、例えば65歳以下の方でも、今回の税の改正によりまして、大きく保険料が多くなっていく方も私はいらっしやるのではないかなと思うのです。

そういう方だとか、それから税の改定によって、今まで7割減免だったのが、急激に2割減免まで落ちるという例もあるということも言われているものですから、その辺のところのやはりそういう救う手立てというのを、そういう町にならないで、町もとるべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 1点目の資格証明書対象の15世帯の状況ですけれども、決して私ども、だまって役所において、手紙を出して待っているだけではございません。税務課の納税係の方で、何度も督促状を出して、さらにその後、それに併せて電話連絡したり、臨戸訪問しております。

15世帯それぞれ何回か言っていると思いますけど、その回数はこちらと今手持ちを持っておりませんのでわかりませんが。

そういう状態で、電話をかけても出ない、家を訪問して、その際には「何時何分に来ました。明日、ご連絡ください」とかというような紙も必ず入れてきていますので、それでも全然連絡が来てないという状況でございます。

ですから、決して私どもはただ待っていて、来ないから駄目だというような状況で、資格証を対象としているわけではございません。

その世帯には、先ほど家族の状況がわかると言いましたけども、子どもさんはいらっしゃる世帯はございませんでした。

それと、税制改正の関係なのですけれども、国保税に関係するものは、今公的年金控除の最低保障額が変わったということで、これは65歳未満の方は対象となる方がいらっしゃいませんので、65歳以上の方だけという状況でございます。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 国民健康保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成16年度幕別町老人保健特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成16年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

72ページをお開きください。

歳入であります。1款支払基金交付金から6款諸収入まで、予算現額合計26億4,366万5,000円に対しまして、調定額合計25億4,817万8,204円で、収入済額も同額となっております。

次に、74ページをお開きください。

74ページ、歳出は1款総務費から5款繰上充用金まで、予算現額合計26億4,366万5,000円に対しまして、支出済額25億7,677万1,466円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差引きいたしまして、不足額2,859万3,262円が生じたことから、地方自治法施行令166条の2の規程に基づきまして、平成17年5月27日に専決処分によりまして、平成17年度補正予算に繰上充用金を計上しまして、不足額の2,859万3,262円を支出したものでございます。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明いたします。

88ページをご覧ください。

88ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,211万8,000円に対しまして、支出済額1,167万7,089円でございます。

1目一般管理費は、一般職の職員の人件費と事務経費でございます。

92ページをお開きください。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、予算現額 26 億 2,644 万 5,000 円に対しまして、支出済額 25 億 6,299 万 8,555 円でございます。前年度に比較いたしますと、約 4,600 万円、1.8%の増となっております。

1 目医療給付費は、医療機関における受診に対する診療報酬の支払に係るものでございます。制度改革によりまして、老人保健医療受給対象者数は減少しておりますけれども、その分、平均年齢が上昇するなどのことから、一人当たりの給付費額では 78 万 8,534 円で、前年度比 5.3%の増となっております。

2 目医療支給費は、柔道整復師による施術や補装具購入費に対する現金給付に係るものでございます。

一人当たり支給額は 1 万 3,387 円で、前年度比 0.4%の増とほぼ前年同額となっております。

3 目の審査支払手数料は、国保連合会並びに支払基金へ支払う審査支払事務手数料でございます。診療件数の減少に伴いまして、2.3%の減となっております。

94 ページになります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、予算現額 66 万 6,000 円に対しまして、支出済額は 66 万 747 円でございます。

前年度の医療費と診査支払手数料の確定に伴う、支払基金交付金及び国庫支出金の精算還付金でございます。

96 ページになります。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 300 万円で、支出はございませんでした。

98 ページになります。

5 款繰上充用金、1 項繰上充用金、予算現額 143 万 6,000 円に対しまして、支出済額は 143 万 5,075 円でございます。

平成 15 年度歳入不足分の繰上充用金でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

76 ページをお開きください。

76 ページ、歳入、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額で、15 億 8,001 万 4,214 円でございます。

1 目医療費交付金は、国保・健保組合、共済組合など各医療保険者から拠出された老人保健拠出金が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出 2 款の医療諸費の定率負担分が平成 16 年の医療費の見込額に対して交付されたものでございます。

また、2 節過年度分につきましては、前年度分の実績確定に伴い交付されたものであります。

2 目につきましては、医療費の審査支払手数料相当額が支払基金から交付されたものでございます。

78 ページになります。

2 項国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額で 6 億 2,993 万円でございます。

医療費の見込みに対して、定率負担分が国庫負担金として交付されたものでございます。

80 ページになります。

3 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 5,987 万 3,734 円でございます。

医療費の見込みに対して、定率負担分が道負担金として交付されたものでございます。

また、2 節過年度分につきましては、前年度分の実績確定に伴い交付されたものでございます。

82 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額とも 1 億 7,673 万 1,000 円でございます。

細節の 2 医療給付費分及び 3 医療支給費分は、老人医療費の町負担分で、老人医療費に係る国・道・町の公費負担分の 6 分の 1 を繰り入れるものでございます。

84 ページになります。

5 款繰越金につきましては、平成 15 年度決算が歳入不足となりまして、決算剰余金を生じなかったことから、繰越金がゼロとなったものでございます。

86 ページになります。

6 款諸収入、1 項預金利息、調定額、収入済額とも 797 円でございます。

2 項雑入、調定額、収入済額とも 162 万 8,459 円でございます。

1 目は、交通事故により生じた医療費の支出に対しまして、損害賠償金として加害者から支払を受けたものでございますが、1 件 90 万 693 円でございます。

2 目は、受給者の自己負担割合の変更に係る返納金 1 件 9,501 円と、医療機関との間の過誤調整に係るものが 1 件でございます。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 老人保健特別会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

認定第 4 号、平成 16 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成 16 年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、平成 16 年度分の介護保険の状況につきまして、若干ご説明申し上げます。

平成 16 年度末における第 1 号被保険者は 5,348 人で、前年度より 203 人の増、率では 3.9%の増となっております。

次に、要介護認定の状況でございますが、本年 3 月末現在におきまして、要支援から要介護 5 まで 842 人が認定を受けております。前年度より 77 人の増となっております。なお、高齢者人口に対します認定者の割合は 15.07%でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明申し上げます。

133 ページをお開きください。

133 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,966 万円に対しまして、支出済額 1,915 万 361 円でございます。

1 目一般管理費は、一般職職員二人分の人件費のほか、介護保険事業全般に係る事務経費を支出したものでございます。

135 ページをお開きください。

2 項徴収費、予算現額 46 万 8,000 円に対しまして、支出済額 42 万 8,079 円でございます。本項は、保険料の賦課徴収に要した経費でございます。

3 項介護認定審査会費、予算現額 2,367 万 1,000 円に対しまして、支出済額 2,235 万 3,330 円でございます。

137 ページになります。

1 目の東十勝介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など認定審査会の運営に係る費用をはじめ、審査会を担当いたします職員 1 名の人件費及び臨時職員 1 名の賃金などに要した経費でございます。

139 ページになります。

2 目認定調査費等は、7 節臨時職員の賃金のほか、次の 141 ページの 12 節役務費、細節 16 の主治医意見書作成手数料で、要介護認定を申請されました被保険者に係る主治医の意見書作成に要した経費が主なものでございます。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 12 万 6,000 円に対しまして、支出済額 10 万 6,605 円でございます。本項は、介護保険運営等協議会の委員報酬及び費用弁償に要した経費でございます。

143 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 10 億 4,078 万 1,000 円に対しまして、支出済額 10 億 3,203 万 3,539 円でございます。この項は要介護 1 から 5 までに認定された、いわゆる要介護者に係る保険給付費でございますが、1 目居宅介護サービス給付費は、ホームヘルプサービスやデイサービス、訪問介護など在宅に係る介護サービス及び認知症老人グループホームの入所に係る保険給付費でございます。

2 目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームだとか老人保健施設、さらには療養型病床群などの施設に入所又は入院された被保険者に係る保険給付費でございます。

3 目居宅介護福祉用具購入費は、入浴又は排泄などの要に供する福祉用具の購入に係る保険給付費でございます。

4 目居宅介護住宅改修費は、手すりの取付け、床段差の解消など住宅改修に係る保険給付費でございます。

145 ページになります。

5 目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費でございます。

2 項支援サービス等諸費、予算現額 4,164 万 3,000 円に対しまして、支出済額 4,102 万 4,723 円でございます。この項は、要支援者に係るサービス費用で、1 目の居宅支援サービス給付費は居宅介護サービスのうち、認知症老人グループホームのサービスを除いたサービスの保険給付費でございます。

2 目居宅支援福祉用具購入費は、福祉用具購入に係る保険給付費でございます。

3 目居宅支援住宅改修費は、住宅改修に係る保険給付費となります。

4 目居宅支援サービス計画給付費は、居宅支援サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費でございます。

147 ページをご覧ください。

3 項その他諸費、予算現額 134 万円に対しまして、支出済額 133 万 7,403 円でございます。

1 目審査支払手数料は、国保連から介護サービスを提供した事業者へ支払います介護報酬の審査とその支払に関する手数料でございます。

次に、4 項高額介護サービス等費につきましては、予算現額 632 万 3,000 円に対しまして、支出済額 630 万 4,476 円でございます。

1 目の高額介護サービス費は、要介護者に支給しました高額介護サービス費でございます。

2 目高額居宅支援サービス費は、要支援者に対して支給した高額介護サービス費でございます。

5 項市町村特別給付費、予算現額 20 万円に対しまして、支出済額 5 万 7,076 円でございます。本項は、介護保険の保険給付から除かれた入浴補助用具、バスマットなのですが、これを市町村特別給付として支給したものでございます。

151 ページをお開きください。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、予算現額 107 万 1,000 円に対しまして、支出済額 107 万 67 円でございます。本項は、市町村の介護保険財政の安定化に資するため、都道府県に設置された基金に対して拠出をするものであります。

153 ページをお開きください。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額 131 万 1,000 円に対しまして、支出済額も同額でございます。本項は介護保険財政を調整するために設置した介護給付費準備基金に対しまして、積立金を支出したものでございます。

155 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 107 万 8,000 円に対しまして、支出済額 97 万 7,712 円でございます。

1 目第一号被保険者保険料還付金については、支出はございません。

2 目の償還金は、平成 15 年度の保険給付費の確定に伴いまして、国・道及び支払基金に返還したも

のでございます。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

107 ページをご覧ください。

107 ページ、歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 1 億 8,300 万 9,300 円に対しまして、収入済額 1 億 7,999 万 5,500 円、不納欠損額は 9 件で 19 万 3,000 円、収入未済額は 282 万 800 円となっております。

現年度分につきましては、調定額 1 億 8,094 万 2,500 円に対しまして、収入済額 1 億 7,960 万 6,500 円で、収入未済額は 133 万 6,000 円となっております。

滞納繰越分につきましては、調定額 206 万 6,800 円に対しまして、収入済額 38 万 9,000 円で、不納欠損額は 19 万 3,000 円、収入未済額は 148 万 4,800 円となっております。

なお、現年度分の収納率でございますが、99.26%で、前年度に比較しまして 0.02 ポイント増の微増ということになっております。

次に、109 ページになります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 757 万 3,000 円で、収入済額も同額でございます。東十勝介護認定審査会に要する池田町・豊頃町・浦幌町の 3 町からの共同設置負担金でございます。

111 ページになります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額 2,500 円で、収入済額も同額でございます。個人情報保護条例によります情報公開請求に係る手数料となっております。

113 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 2 億 1,613 万 196 円で、収入済額も同額でございます。

1 目の 1 節現年度は、国が負担することとされております介護給付費の定率 20%分でございます。

2 節過年度分は、平成 15 年度の介護保険給付費負担分で、追加交付されたものでございます。

2 項国庫補助金、調定額 5,850 万 3,000 円で、収入済額も同額でございます。

1 目の調整交付金は、国が市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために行う交付金でございますが、平成 16 年度の交付割合は 5.32%となっております。

117 ページをお開きください。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額 3 億 4,601 万 1,000 円で、収入済額も同額でございます。

1 目の介護給付費交付金は、40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の負担分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されることになっておりますけれども、介護給付費の定率 32%分でございます。

119 ページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額 1 億 3,507 万 4,185 円で、収入済額も同額でございます。道が負担することとされております介護給付費の定率 12.5%分でございます。

次に、121 ページになります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 685 円で、収入済額も同額でございますが、介護給付費準備基金から生じた利子でございます。

123 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 6,983 万 2,000 円で、収入済額も同額でございます。

1 目一般会計繰入金、1 節介護給付費繰入金につきましては、町が負担することとされております介護給付費の定率 12.5%分でございます。

2 節の職員給与費繰入金、3 節事務費繰入金、125 ページになりますけれども、4 節のその他繰入金につきましては、それぞれ一般会計から繰入れする経費でございます。

2 項の基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、調定額 1,018 万 7,000 円で、収入済額も同額で

ございます。介護給付費に充当される保険料で、不足した分を基金から繰入れをしたものでございます。

127 ページをお開きください。

9 款繰越金、1 項繰越金、調定額 385 万 4,762 円で、収入済額も同額でございます。

129 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料は、調定、収入ともありませんでした。

2 項預金利子は、調定額 337 円で、収入済額も同額でございます。

3 項の雑入は、調定額 2 万 1,840 円で、収入済額も同額でございますが、次のページの 131 ページ、4 目の雑入分となっております。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） それでは何点かお尋ねいたします。

介護保険につきましては、保険料、それから利用料の負担が大きいということを以前から指摘をいたしまして、軽減策をとることを含めて求めてきたところです。

今年は特に施設入居者の料金が大幅に引き上げられたということもありますので、その状況は一層拡大されているというふうに思うのですが、そこで、平成 16 年度の実施状況に当たりまして、認定者が 842 人ということではありますが、この 842 人のうち実際に利用された方が何人であったのか、何パーセントになるのか、これは介護度ごとに区分をして示していただきたいと思います。

それから、もう一つ、施設の待機者の解消もまだ十分されていない状況で、16 年度もいらっしゃると思いますが、この待機者のそれぞれの施設の人数と、それから待っている期間ですね、この期間がどれぐらいになっているのか。

それから、収入の部で、既に収入未済額があるということでもあります。現年度分、過年度分を合わせまして約 280 万円になるのでしょうか、昨年から見ると随分増えているというふうに思いますが、この方たちの収入の状況、所得基準別の内訳について、人数はどのぐらいになっているのか伺います。

それから、全体として、昨年もお尋ねいたしましたが、それぞれ在宅と施設と合わせまして、それぞれ利用者の利用負担額は幾らになっているのか。この点もお尋ねいたします。

○委員長（杉山晴夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず第 1 点目につきましては、842 人の介護度ごとに利用した方の人数ということでありまして、これにつきましては、まず施設と在宅を分けてお話しした方がよろしいかと思っておりますけれども。

まず、施設については要支援の方は利用できませんので、これはゼロということでもあります。

要介護度 1 の方が 39 名、2 の方が 26 名、3 の方が 19 名、4 の方が 40 名、5 の方が 62 名。

次に、在宅の方でありますけれども、要支援の方の利用者が 99 名。

次に、要介護度 1 の方が 233 名、2 の方が 54 名、3 の方が 38 名、4 の方が 20 名、5 の方が 12 名というようなことでもあります。

今ので良かったでしょうか。申し訳ありません。たくさん質問あったものですから、ちょっと私頭の中混乱しております。

今のを説明させていただきますと、施設と在宅両方合わせまして、利用者が要支援で 99 名、それから要介護 1 が 272、2 が合計で 80、3 が 57、4 が 60、5 が 74 というようなことで、これにつきましては、全体の認定者のうちのこれで 76%の方が利用されているということです。

ですから、逆に言えば 24%の方が未利用であるということだというふうに思います。

それから、次に、施設の待機者の数ということでもありますけれども、これにつきましては、札内寮の方が、これは平成 17 年 10 月 1 日現在の数字でありますけれども、現在 69 名という状況になっております。

それから、老健あかしやさんの方は18名というような待機状況になっております。

ちょっと期間どのくらい待っているかということについては、お聞きはしていなかったのですが、特養についてはおおむね1年くらいか、ちょっとはつきりわかりませんが、これについてはちょっと確認していませんでしたので、はつきりしたお答えはできませんので、申し訳ありません。

それから次に、未済額のこの内訳の関係でありますけれども、まず現年分でありますけれども、第1段階の方が5名、第2段階の方が37名、第3段階が15名、第4段階が10名、第5段階が10名、計77名で、133万6,000円というような状況になっております。

それから、全体として利用の平均ということのご質問でありますけれども、施設では大体約32万円、それから在宅ではおよそ8万円ぐらいというような状況になっております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 最初にお答えいただきました認定者のうちの、やはり76%が利用されて、24%の方が利用できていない。人数的にみますと、やはり要支援についてはもちろん施設には入れませんが、昨年の数字からみましたら、昨年は要介護1で利用者が315人でありましたが、今年はそれより下がっていますよね。いずれの数字も若干下回っているように思います。

こういった方たちの、まだまだ利用しなくてもやっていけるのだという状況であれば、それはそれで自宅できちっと生活できているなどというふうにするのですが、そうではなくて、経済的な理由で利用できないというような状況などは、掌握はされていらっしゃるのでしょうか。

それと、滞納者の状況をみますと、第1段階、これが5人ということで、ここは老齢福祉年金だけですとか、あるいは生保世帯ということですね。

それから、第2段階区分は、世帯全員が住民税非課税ということでありまして、37人ということであれば、これも昨年から見ると大幅な1.5倍ぐらいの増になるのでしょうか。

それから、本人の住民税非課税も増えておりますし、また、住民税課税世帯、これは250万円以下ということではありますが、この方の中にも10人いらっしゃるというようなことであれば、やはり生活の困窮者の中で、滞納が増えているというふうには、この数字からは押さえられるのですが、やはり手立てが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

それから、施設の待機者でありますけれども、特養については69名、これは町内外含めての人数になるのでしょうか。昨年は町内だけで60人ということでありまして、全部合わせると120人の待機者であったということですが、随分数字が減っておりますので、全体として緩和されて数字が減ったということであれば歓迎されることであるのですが、その辺はいかがでしょうか。

また、老健あかしやについても、これは町内だけなのかどうか。この点も再度伺いたいと思います。

○委員長（杉山晴夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず第1点目の24%が未利用ということで、経済的な理由で利用できない方がいるのではないかなというようなご質問でありますけれども、平均的に所得段階ごとに利用の割合を出したものを参考までに申し上げますと、第1段階では全体の60%を利用している。第2段階では49%を利用している。3段階では41%、4段階では44%、5段階では61%というような状況になっております。

このことから考えますと、3段階、4段階でも41%、44%というようなことありますから、特に第1段階、第2段階の方が利用を控えているということになるのかどうかというのは、ちょっとこれだけでは計れない部分もあるのかなというふうには考えております。

それから次に、低所得者に対して、滞納の状況から見てということなのですが、ただ、確かにこの人数だけを見ますと、確かにその第2段階の方が37名ということで、一番多いということではありますけれども、その納付書を送っている人数も圧倒的に2段階が大きいということもちょっと理解をしていただきたいと思います。

まず、それをちょっと率で申し上げますと、まず1段階が6.3%ですね。滞納者の人が出したやつから見ると、滞納者の割合6.3%です。第2段階では1.6%ということ。第3段階では0.8%、第4段階では1.2%、5段階で2.2%、そのような状況でありますから、第2段階でも2,231名のうちの37名

が滞納者ということでありませけれども、多くの方はきちっと支払をしていただいているという、そういう状況もご理解を頂きたいなというふうに思います。

それから、施設の関係でありますけれども、先ほどの数字は幕別町の人だけの待機者の数ということでございます。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） やはり経済的な事情のことについても、掌握は正確にしていく必要があるのではないかとこのように思うのですよね。

それから、待機者、十分わからないということで、そこに資料がなくてわからないということであればいいのですが、掌握をされていないということであれば、やはりその辺の実態も保険を実施する以上は、きちっと皆さんが利用できる権利を持っているわけですから、その辺の対応もしっかりやっていく必要があるのではないのでしょうか。

それと、今、困窮者の状況の中で、人数も多いのだから決して割合では多くないのだよと。数字上は確かにそうだと思います。

しかし、この介護保険できることから問題になってきたわけですが、非課税世帯でも負担をしなければならぬという、ここにやはり問題があるということは変わっていないと思うのですよね。

その非課税世帯、結局住民税の非課税、課税の区分がどこでされるかというふうになりますと、これは国の定めているところでありますが、生活をするのに最低限必要な経費には税金をかけないという、そういう理念に基づいて非課税世帯というのが存在しているのですよね。

ここに、国の制度でありますから、料金もかかってきて、うちとしては、どこもそうですが、料金を頂くというところにもそもそも無理な面といいますか、生活費の中にも食い込んで料金を頂くということにもなっている制度でありますので、それはその厳しいというのは、最初からそういう状況であったということは押さえていただきたいと思うのです。

そこで、こういう実態の中で、今月1日から既に料金の引上げが開始されてしまいました。

ここでは、先ほど国保のところでもありましたけれども、税の優遇措置が廃止されたことによって、収入は上がらないのだけれども、しかし負担金が増えていくという問題が一つと、それから10月1日からは、制度そのものが変えられて、今まで保険の適用であった食費とそれから入居料、これが別途個人負担になったということの二つがありまして、これは非常に大きい金額であります。

ずっと新聞等にも報道されておりますが、多床室でも月額2万5,000円ということが出ております。

ここで、そうなりますとこういった一連の制度ができてから、これまでの一連の流れを見る中で、やはりきちっと軽減の対策をとっていく、そういうところがずっと必要であったのだと思うのですよね。

うちの町としては、一部分軽減策はありましたけれども、この場合では取ってこられないできました。

今後の事業の中身を見ますと、なおその制度の必要性というのを認識するわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず、経済的な掌握というようなことのご質問もありましたけれども、私どもは例えば在宅で認定を受けて利用される、利用されていない方もいらっしゃいますけれども、うちの保健師が、認定調査、これは必ず更新の時期というのがきますから、6カ月あるいは1年ごとに更新の時期がまいります。

そのときに、在宅のものについては、幕別町の保健師がすべて全件、例えば入院しているとか遠くに行っている場合は別でありますけれども、そういったケースについてはすべて保健師が確認に行き、その状況を確認しております。

ですから、例えば、何というのですか、要支援ですとか軽い場合には、住宅の改修費だけを使って、1回使ったきり、その後は、継続はしているけれどもほとんど利用はない。そういう方もいらっしゃいますし、あと、特に重度の方でそういう方がいらっしゃるということもほとんどお聞きはしておりません

し、ですから、そういったことで利用を控えられている方というのは、いないとは言いませんけれども、それほどでもないのかなというふうにも考えているところでもあります。

それから、その低所得者に対する問題なのですけれども、今回、その介護保険法が改正になりまして、第2段階が二つに分かれるというような状況がございます。

その第2段階のうち、新第2段階が収入80万円以下の方ということで、その方については基準額の0.5ということになりますから、第1段階の方と同じ保険料ということになりますから、国の制度として軽減策が図られたということでもありますので、その辺についてもその辺でご理解を頂きたいというふうに思うところでもあります。

それから、1日から食費、居住費が負担になったということでもありますけれども、これにつきまして、確かに所得の多いといいますか、段階の上の方の方については、負担の増ということでもありますけれども、低所得者に対しては配慮をされておりまして、1段階においては、今まで通り。2段階については逆に3,000円下がるというような状況でありました。

それと、3段階の方からは負担が増えるというようなこともありますけれども、そういったことで国としても軽減の対策をされているということもご理解を頂きたいというふうに思っているところでもあります。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 制度全体で見るときに、私はやはり低所得者の状況というのを詳細に押さえていく。

待機期間等についても詳細に押さえていくということが大事だということと、併せまして全体がこの事業を実施することによって、どんなふうに必要な人がきちっと受けられていっているかどうかということを押さえていくことが大事だと思うのですよね。

いろんな国の制度の軽減策というの承知しております。

○委員長（杉山晴夫） 中橋委員。

発言中でございますが、なるべく完結にお願いしたいと思います。

○2番（中橋友子） しかし、制度の大切なことでありますので、決算認定に当たっては、私としては必要なことをお尋ねしているつもりです。

それで、実は今最後の段で、課長がおっしゃったように、段階の中で、低所得者の部分は国の軽減策もとられていて、第3段階あたりから負担が増えていくのだよということでありましたね。

この第3段階でも、80万円を超えると第3段階になるのですよね。

ここに先ほど言いましたように、2万5,000円の新たな負担が入るということでもありますから、やはりきちっと全体を見て、どう考えても負担が大きいということがあるわけですから、こういった制度の変更の推移も見ながら、町としての手立てもとるということが大事ではないでしょうか。

○委員長（杉山晴夫） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 介護保険制度でございますけれども、平成12年度から始まったわけでございますけれども、この間、利用者数については2.2倍、在宅サービスについても2.5倍に増えております。

また、給付費につきましても、スタート時の約2倍となっております。

また、民間サービスの民間事業者の参入などもありまして、かなりの額が増えてきておりまして、2倍ぐらいの額になってきているわけなのですけれども、これが今回10月の見直しだとか、来年の制度見直しになっていくわけなのですけれども、私たちとしても、本年度は介護保険事業計画等策定委員会のご意見を聞きながら、保険料等について直していかなければ駄目なのですけれども、今、国の方では、介護報酬の単価の見直しがまたされておりまして、これが出るのが1月か2月ごろになるということでは、どのぐらいになるかはわからないのですけれども、その際には、私たちに、昨年も道の町村会、道議会を通じて、こういう低所得者に対するそういう保険料の軽減だとか、そういうものについては要望してきておりまして、それが先ほど申し上げました第1段階については、二つに分かれるだとか、そういうことを要望してきてまして、それが実行になってきているというようなこともあります。

ので、今後もこのような私たちが気のついたようなところの点につきましては、町村会等を通じまして、要望をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（杉山晴夫） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 介護保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

ここで、委員の皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。

本日の委員会は、すべての議題が終了するまで審査したいと思いますですが、いかがでしょうか。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 異議がないようでありますので、本日の委員会は、すべての議題が終了するまで審査したいと思いますので、各委員、また理事者をはじめ説明員の方におかれましても、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

5時まで休憩いたします。

16：51 休憩

17：02 再開

○委員長（杉山晴夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第5号、平成16年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 簡易水道特別会計決算について説明をいたします。

歳出から申し上げますので、174ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額1億1,087万3,000円で、支出済額は1億1,074万9,550円であります。

1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理及び整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

176ページにまいりまして、13節の委託料は、各施設の管理委託業務のほか、細節13は、幕別簡水地域における十勝支庁農道工事に伴う水道管移設に係る調査設計業務であります。

178ページにまいりまして、15節工事請負費、細節1は検定満了量水器取替工事15戸分。

細節2は、糠内簡水幕別大樹線配水管布設45メートル。

細節3糠内及び駒島の配水池水位計の取替修繕費用であります。

16節原材料費、細節2は、検定満了量水器15戸分の費用などであります。

180ページにまいりまして、2款予備費、1項予備費、予算減額10万円で、支出済額は0円であります。

次に、歳入についてであります。

162ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額310万2,257円に対して、同額収入であります。

内容といたしましては、細節1は、新設量水器。

細節2は、水道管移設工事費。

細節3は、糠内古舞線十勝支庁農道工事の負担金であります。

164ページにまいりまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額4,312万692円に対しまして、収入済額は4,300万9,888円であります。駒島ほか4地区465戸分の使用料と、滞納繰越分で元年度の収納率は99.74%であります。

2項手数料、調定額17万8,000円に対しまして、同額収入で、設計手数料であります。

166 ページにまいりまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 5,205 万 1,000 円に対しまして、同額収入でありまして、一般会計繰入金であります。

168 ページにまいりまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 536 万 5,457 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

178 ページにまいりまして、5 款諸収入、1 項消費税還付金、調定額 112 万 4,780 円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

次に、172 ページにまいりまして、6 款町債、1 項町債、調定額 910 万円に対しまして、同額収入で、道道幕別大樹線配水管布設整備に伴う事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

認定第 6 号、平成 16 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 公共下水道特別会計決算について説明をいたします。

歳出から申し上げますので、201 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額は 7,444 万 7,000 円で、支出済額は 7,417 万 4,695 円であります。

1 目一般管理費、本目は下水道施設の管理に要した経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、203 ページにまいりまして、19 節の細節 6 では十勝環境複合事務組合負担金。

細節 7 は、下水道使用料徴収業務等負担金。

21 節は、水洗便所改善等資金貸付金が主なものであります。

205 ページにまいりまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額は 10 億 4,606 万 7,000 円で、支出済額は 10 億 4,177 万 1,215 円であります。

1 目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員 4 名の人件費のほか、207 ページにまいりまして、13 節は雨水・汚水・排水の整備に係る調査設計委託料や流域関連公共下水道事業認可変更業務委託料のほか、処理場電気設備等更新実施設計委託料であります。

15 節は、雨水・汚水・排水の整備に係る工事のほか、札内地区雨水流末整備として行っております鮭ますふ化場の施設整備に係る工事であります。

19 節は、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金並びに道道幕別大樹線立体交差事業関連雨水幹線移設工事に伴う JR 受託工事元金等が主なものであります。

209 ページにまいりまして、2 項下水道管管理費、予算現額は 9,357 万 4,000 円で、支出済額は 9,251 万 6,155 円であります。

1 目浄化センター管理費、本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理費であり、年間処理量は 57 万 8,617 トンで、前年より 4 万 8,915 トンの減であります。

211 ページにまいりまして、2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は、札内処理区の中継ポンプ場の維持管理費経費であり、年間圧送量は、139 万 7,660 トンで、前年より 10 万 7,113 トンの減であります。

3 目管渠維持管理費、本目は、汚水管路、マンホール、汚水柵の維持管理に要した経費であります。

213 ページにまいりまして、15 節では、汚水管補修、公共柵・マンホール補修など 48 カ所の補修を行ったものであります。

215 ページにまいりまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額 9 億 4,278 万 3,000 円で、支出済額は 9 億 4,271 万 4,165 円であります。ここでは、起債償還の元金利子及び一時借入利子に係る費用でありまして、1 目は元金、2 目は利子、3 目は公債諸費であります。

217 ページにまいりまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済額は 0 円でありま  
す。

次に、歳入についてであります。

187 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 666 万 600 円に対しまして、収入済額は 481 万 4,240 円  
で、収入未済額は 176 万 3,660 円であります。不納欠損額は 8 万 2,700 円であります。

1 目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金であります。元年分の収納率は 97.59%となつて  
おります。

189 ページにまいりまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 3,758 万 6,140 円に対  
しまして、収入済額は 2 億 2,614 万 8,349 円で、収入未済額は 1,114 万 3,363 円で、不納欠損額は 29  
万 4,428 円あります。元年度分の収納率は 98.59%であります。

次に、191 ページにまいりまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 3 億 3,650 万円に対し  
まして、同額収入であります。下水道建設費国庫補助金であり、補助率は 2 分の 1 であります。

次に、183 ページにまいりまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 6 億 9,906 万 7,000 円に  
対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

195 ページにまいりまして、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 1,182 万 1,130 円に対しまして、同額  
収入で、前年度繰越金であります。

197 ページにまいりまして、6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 1,000 万 103 円に対しまして、  
同額収入であります。ここでは、水洗化改造資金貸付金の元金及び利子収入であります。

2 項消費税還付金につきましては、調定額、収入額ともに 0 円あります。

3 項雑入、調定額 1 億 6,111 万 4,650 円に対しまして、同額収入で、下水道管の移設補償費でありま  
す。

次に、199 ページにまいりまして、7 款町債、1 項町債、調定額 7 億 620 万円に対しまして、同額収  
入で、1 目は公共下水道及び十勝側流域下水道の建設事業債。

2 目は資本費平準化債であります。

3 目は、公営企業借換債であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いします。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上を  
もって終了させていただきます。

認定第 7 号、平成 16 年度幕別町公共用地取得特別会計決算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 公共用地取得特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

228 ページをお開きいただきたいと思います。

はじめは、歳出の方からご説明申し上げます。

1 款公債費、1 項公債費、予算現額 381 万 9,000 円に対しまして、支出済額 381 万 8,399 円でありま  
す。

1 目利子は、平成 11 年度に札内 9 号南通り街路整備事業の用地取得及び移転補償のために借り入れ  
ました公共用地先行取得債の起債償還利子であります。

据置き期間中でありますので、利子のみの償還であります。

230 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円に対しまして、支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入でありますけれども、224 ページをお開きいただきたいと思ます。

1 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 381 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。起債償還利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

次に、226 ページ、2 款繰越金、1 項繰越金、調定額 10 万 3,586 円に対しまして、収入済額も同額であります。繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたの、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 公共用地取得特別会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

認定第 8 号、平成 16 年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 個別排水処理特別会計決算について、説明をいたします。

歳出から申し上げますので、249 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額は 490 万円で、支出済額は 488 万 406 円であります。

1 目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の復旧に要する経費であり、本年は 18 基分の設置補助金を交付しております。

251 ページにまいりまして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額 1 億 1,485 万 8,000 円で、支出済額は 1 億 1,254 万 4,408 円あります。

1 目排水処理建設費、本目は排水処理施設建設に要する経費で、本年は 40 基分の施設整備工事を行っております。

2 項排水処理管理費、予算現額は 2,720 万 6,000 円で、支出済額は 2,581 万 6,251 円あります。

1 目排水処理施設管理費、本目は、排水処理施設の維持管理に要する経費であります。

253 ページにまいりまして、13 節委託料は、16 年度建設分も含め、368 基分の維持管理を行ったものであります。

255 ページにまいりまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額は 1,934 万 7,000 円で、支出済額は 1,934 万 5,661 円あります。ここでは、起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1 目は元金、2 目は利子であります。

257 ページにまいりまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額は 10 万円で、支出済額は 0 円あります。

次に、歳入についてであります。

237 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 597 万円に対しまして、同額収入であります。内容は、受益者負担金・分担金 40 戸分あります。

239 ページにまいりまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,355 万 1,800 円に対しまして、同額収入であります。内容は、排水処理施設 368 戸分の使用料であります。

次に、241 ページにまいりまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 5,020 万円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

次に、243 ページにまいりまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 158 万 5,930 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

次に、245 ページにまいりまして、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 400 万 282 円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造等資金貸付金元金及び利子の収入であります。

2 項消費税還付金、調定額 517 万 5,383 円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

次に、247 ページにまいりまして、6 款町債、1 項町債、調定額 8,600 万円に対しまして、同額収入

であります。

1目は、個別排水処理施設整備に伴うものであります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたの、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

認定第9号、平成16年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成16年度幕別町水道事業会計の決算についてご説明をいたします。

264ページをお開きください。

平成16年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。平成16年度分の当年度純損失は1億2,200万507円となり、前年度の繰越欠損金3億3,219万8,268円を合わせまして、当年度未処理欠損金は4億5,419万8,775円となったところであります。

次に、270ページをお開きください。

平成16年度幕別町水道事業報告であります。

総括事項であります。経常収益においては4億7,310万6,000円で、前年度5億1,234万4,000円に比べ、3,923万8,000円、7.7%の減であります。

その主な要因は、高料金対策に伴う一般会計補助金が国の基準を満たさなかったことによるものであります。

経常費用においては5億9,510万6,000円で、前年度5億5,747万5,000円に比べ、3,763万1,000円の増であります。

その主なものは、十勝中部広域水道企業団からの責任水量増による受水費及び負担金などの費用の増によるものであります。

有収水率につきましては、漏水調査の継続実施と漏水4カ所を修理し、前年度と同率の86.5%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理に万全を期してまいりたいと考えております。

事業といたしましては、計量法に基づく量水器取替1,194件を行ったもののほか、排水本管の布設5,111.6メートルの布設工事を行ったところであります。

次に、274ページにまいりまして、平成16年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

はじめに収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、4億4,497万3,834円であります。これは、7,837戸の水道使用料であります。

なお、収納率は97.83%であります。

3目その他営業収益は、953万8,220円であります。これは、新設にかかわる量水器売却及び加入負担金等が主なものであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金は、預金利息であります。

7目雑収益は、1,858万9,796円あります。これは、下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

次に、支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、2億1,023万5,947円あります。ここでは、浄水場の管理運営に係る経費でありまして、主なものといたしましては、職員1名分の人件費、13節委託料では、浄水場の管理棟委託料。

18 節動力費電気料。

29 節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用でありまして、16 年度は 67 万 6,911 トンを受水しております。

2 目排水及び給水費、2,114 万 3,304 円であります。

主なものといたしましては、職員 1 名分の人件費。

13 節委託料は、水量台帳修正業務と上水道漏水調査業務であります。

276 ページにまいりまして、16 節修繕料は、排水管の漏水修理であります。

20 節材料費は、新設用量水器の購入費用であります。

5 目総係費、3,345 万 3,064 円でありますが、主に職員 2 名分に係ります人件費。

13 節委託料は、検診業務に係る費用であります。

6 目減価償却費、2 億 2,077 万 9,023 円は、有形無形固定資産に係る減価償却費であります。

7 目資産減耗費、2,343 万 6,137 円。これは排水管の布設替等による固定資産を除却した費用であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息、8,523 万 611 円は、企業債の償還利息であります。

278 ページにまいりまして、平成 16 年度幕別町水道事業、資本収支明細であります。

収入であります。1 款資本金収入、1 項企業債、1 目企業債、1 億 7,870 万円あります。

ここでは、配水管布設に係ります企業債の借入金であります。

3 項出資金、1 目負担金区分に基づく出資金、4,486 万 3,000 円は、平成 16 年度から始まりました第 3 次拡張事業に係ります一般会計からの出資金であります。

4 項補助金、1 目国庫補助金、4,486 万 3,000 円は、第 3 次拡張事業に係る補助金であります。

6 項負担金、1 目負担金、7,566 万 6,277 円は、水道管移設に係ります工事負担金であります。

279 ページにまいりまして、支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、2 億 848 万 9,353 円の主なものは、道道幕別帯広芽室線ほか 13 路線、1,962.3 メートルの配水管布設費に係ります費用であります。

2 目営業設備費は、3,195 万 7,880 円であり、検定満了量水器の購入及び取替えに係ります費用であります。

20 目第 3 次拡張事業費は、1 億 3,657 万 6,182 円は、職員 1 名に係る人件費のほか、事業実施に伴う委託料と工事請負費が主なものであります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、1 億 2,710 万 5,445 円は、企業債の元金に係ります償還金であります。

以上、平成 16 年度幕別町水道事業会計決算について、ご説明をさせていただきました。

よろしくご審議を、お願い申し上げます。

○委員長（杉山晴夫） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 水道事業会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第 1 号、平成 16 年度幕別町一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することについて、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（杉山晴夫） 起立多数であります。

したがって、平成 16 年度幕別町一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 2 号、平成 16 年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（杉山晴夫） 起立多数であります。

したがって、平成 16 年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 3 号、平成 16 年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 異議なしと認めます。

したがって、平成 16 年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 4 号、平成 16 年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（杉山晴夫） 起立多数であります。

したがって、平成 16 年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 5 号、平成 16 年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 異議なしと認めます。

したがって、平成 16 年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 6 号、平成 16 年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（杉山晴夫） 異議なしと認めます。

したがって、平成 16 年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第7号、平成16年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(杉山晴夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成16年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第8号、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(杉山晴夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成16年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第9号、平成16年度幕別町水道事業会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(杉山晴夫) 異議なしと認めます。

したがって、平成16年度幕別町水道事業会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました、平成16年度幕別町各会計決算認定第1号から認定第9号までの9議件の審査をすべて終了いたしました。

審査終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、二日間にわたる審査に際し、終始熱心にご審査いただきましたことを心からお礼を申し上げます。

また、理事者におかれましても、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

不慣れな委員長でありましたが、皆さまのお陰をもちまして、無事審査を終了することができました。

委員長として心から感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成16年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

17 ; 35 閉会